

平成29年 6月 6日開会

平成29年 6月23日閉会

平成29年第2回(6月)定例会

川根本町議会

平成29年第2回（6月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（6月6日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○諮問第1号の上程、説明	7
○諮問第2号の上程、説明	8
○報告第3号の報告	8
○承認第1号の上程、説明	10
○承認第2号の上程、説明	10
○承認第3号の上程、説明	11
○承認第4号の上程、説明	11
○承認第5号の上程、説明	12
○議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託	13
○議案第29号の上程、説明	13
○議案第30号の上程、説明	14
○議案第31号の上程、説明	14
○発言の訂正	15
○散 会	15

第 2 号（6月15日）

○開 議	19
○議事日程の報告	19
○諮問第1号の質疑、採決	19
○諮問第2号の質疑、採決	21
○承認第1号の質疑、討論、採決	22
○承認第2号の質疑、討論、採決	23

○承認第3号の質疑、討論、採決	24
○承認第4号の質疑、討論、採決	28
○承認第5号の質疑、討論、採決	29
○議案第29号の質疑、討論、採決	30
○議案第30号の質疑、討論、採決	32
○議案第31号の質疑、討論、採決	38
○川根本町議会議員派遣の件	40
○日程の追加	40
○議案第32号の上程、説明	41
○議案第33号の上程、説明	41
○散 会	42

第 3 号 (6月23日)

○開 議	45
○議事日程の報告	45
○諸般の報告	45
○行政報告	45
○一般質問	47
野口直次君	47
鈴木多津枝君	60
中澤 莊也君	83
小 藪 侃一郎君	95
○議案第28号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	110
○議案第32号の質疑、討論、採決	114
○議案第33号の質疑、討論、採決	115
○川根本町議会議員派遣の件	118
○閉 会	119

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	藺	田	靖	邦	君
2番	坂	本	政	司	君
3番	野	口	直	次	君
4番	根	岸	英	一	君
5番	芹	澤	廣	行	君
6番	山	本	信	之	君
7番	中	田	隆	幸	君
8番	小	藪	侃	一郎	君
9番	森		照	信	君
10番	鈴	木	多	津枝	君
11番	中	澤	莊	也	君
12番	太	田	侑	孝	君

不応招議員（なし）

平成29年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成29年6月6日(火) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について
(平成28年度川根本町一般会計予算)
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(川根本町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 9 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
(川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第10 承認第 5号 専決処分した事件の承認について
(平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第11 議案第28号 川根本町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第30号 平成29年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第31号 平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	芹澤廣行君	6番	山本信之君
7番	中田隆幸君	8番	小藪侃一郎君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	中澤莊也君	12番	太田侑孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	野崎郁徳君
企画課長	大村妃佐良君	情報政策課長	山田貴之君
税務住民課長	坂下誠君	くらし環境課長	梶山正幸君
健康福祉課長	北原徳博君	高齢者福祉課長	海老名重徳君
農林課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 観光商工課長	安竹賢治君	教育総務課長	森下育昭君
社会教育課長	平松敏浩君	会計管理者兼 会計課長	中野裕文君

事務局職員出席者

議会事務局長 藪下和英

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（太田侑孝君） ただいまから、平成29年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（太田侑孝君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（太田侑孝君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月2日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、諮問2件、報告1件、承認5件、議案4件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。

内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（太田侑孝君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） きょうは第2回定例会ということで、全員の皆さんにお集まりいただきまして開会できますことを、お礼を申し上げたいというふうに思います。

今、議長からもお話ありましたように、行政報告も兼ねて挨拶ということでございますので、5月26日以降の行政報告をさせていただきます。

5月26日ですが、全員協議会を開催しております。この日に、静岡銀行家山支店の事業であるキッズアカデミーについての説明を受けました。その日ですが、島田市で保護司会の総会があり出席しております。

5月27日ですが、リバーレイドの開会式が八木キャンプ場でございまして出席しております。

5月29日ですが、午前中に市町村自治振興協会の理事会に出席し、午後には県庁で市町向け行政相談窓口に関する説明を受け、その後、茶草場農法推進協議会の総会に出席しております。

5月30日です。島田市のプラザおおるりで大井川減災対策協議会が開催され出席しております。

5月31日ですが、御前崎市の文化会館で御前崎港整備促進期成同盟会総会が開催され出席しております。同じ日の午後には、治水砂防協会の静岡県支部総会が静岡市で開催され出席しております。

6月1日です。電波の日で東海総合通信局長表彰のため、名古屋市内での表彰式に出席しております。

6月2日、環境資源協会理事会に出席し、午後から吉田町役場で郡町村会総会が開催され出席しております。

6月5日です。教育総務課の打ち合わせがございました。

6月5日、この日の午後に藤枝MYFCの選手を含めた監督が表敬訪問されました。今期は大変強いというようなことで、今のところ2戦2勝という報告がございました。

それから、6月6日、きょうでございますけれども、6月議会の初日ということで、皆さん方には大変お世話になります。午後には商工会の全国展開の事業の説明にお見えになるということで、役場のほうへいらっしゃるといってございまして。

以上でございますけれども、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（太田侑孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、中澤莊也君、1

番、藺田靖邦君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（太田侑孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの18日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月23日までの18日間に決定しました。



◎日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（太田侑孝君） 日程第3、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、諮問の第1号です。人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めることにつきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案の1ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することとなっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であり、このうちの2名が平成29年9月30日をもって任期満了となることから、今回、新たな委員として上野直子氏を推薦したくお諮りするものでございます。

上野直子氏は、昭和27年12月25日生まれの64歳、昭和48年に町職員として採用され、平成25年に退職されるまで40年間勤務され、行政経験は豊富であります。また、退職後は町臨時職員として子育て支援関連業務に勤務し、現在では放課後児童クラブ支援員として活躍しております。

その温厚で誠実な性格により地域の皆さんの信頼も厚く、人権擁護委員としての職務を公正に行うに十分な資質を備えており、適任と考えております。

以上、よろしく御審議の上、御同意をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（太田侑孝君） 日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 諮問第2号です。人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案2ページをごらんください。

先ほどの諮問第1号と同様であります。本年9月30日をもって退任をされる方の後任として、今回、新たに神谷さつき氏を推薦したくお諮りをするものであります。

神谷さつき氏は、昭和37年9月19日生まれの54歳で、昭和56年に町職員として採用され、平成4年に退職をされるまで10年間勤務され、行政経験は豊富であります。また、退職後は町教育委員会の臨時職員として勤務し、教育行政にも精通をしており、その温厚で誠実な性格により地域の皆さんの信頼も厚く、人権擁護委員としての職務を公正に行うに十分な資質を備えており、適任と考えますので推薦をしたく、御同意をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度川根本町一般会計予算）

○議長（太田侑孝君） 日程第5、報告第3号、繰越明許費繰越計算書について（平成28年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。本案について、町長から報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、報告第3号です。繰越明許費繰越計算書につきまして説明をさせていただきます。

報告第3号は、平成29年3月定例会において御承認をいただきました平成28年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定をいたしましたので報告をするものであります。

資料の1ページからをごらんください。

第2款総務費、第3項情報政策における翌年度繰越額として、町単独事業、本庁・総合支所庁舎内ネットワーク再構築工事分の1,070万3,000円を、第7項戸籍住民基本台帳費では、地方公共団体情報システム機構負担金として59万5,000円が翌年度繰越額となります。

第3款民生費は、第1項社会福祉費において、臨時福祉給付金支給事業が3,047万6,000円の繰越額となります。

第6款農林水産業費、第2項林業費は、全部で12事業、5,136万2,000円が翌年度繰越額となります。

その内訳として、森林環境整備事業、林業専用道塩野線改築工事分として548万6,000円、道整備推進交付金事業、林道塚ノ山線開設工事分が560万円。

県単独林道改良事業としては、林道南赤石線改良工事が248万6,000円、林道坂京線改良工事が434万3,000円、林道長尾川線改良工事が278万2,000円、林道長尾川線改良工事が525万8,000円の4本であります。

町単独事業としては、林道塚ノ山線開設工事358万円、林道水川線改良工事228万円、林道幡住線改良工事280万4,000円、林道塚ノ山線開設工事に伴う久保尾地区導水管工事として358万円が翌年度繰越額であります。

第7款商工費、第1項観光費は、町単独事業、寸又峡遊歩道安全対策調査業務489万4,000円が翌年度繰越額です。

第8款土木費、第1項土木管理費は、町単独事業、定住促進住宅建設事業費補助金290万円が、第2項道路橋梁費は、社会資本整備総合交付金事業、町道高郷上長尾線開設工事に伴う測量、地質調査、橋梁予備修正等設計業務委託が4,850万円、町単独事業、町道西地名線改良工事が2,911万円の翌年度繰越額となります。

なお、平成29年3月定例会において御承認をいただきました事業のうち、町単独事業、ドウセ坂歩道橋塗装工事につきましては、年度内に完了したため翌年度繰越とはなりませんのでした。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、林業施設災害復旧事業、林道大札線災害復旧工事が翌年度繰越額1,322万円でございます。

なお、各事業の進捗状況につきましては、資料の3ページ以降をごらんいただきたいと思います。

以上、繰越明許費について報告いたします。

○議長（太田侑孝君） これで報告は終わりました。

これについては地方自治法施行令第146条第2項の規定により町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。



◎日程第6 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例の一部を改正する条例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第6、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第1号、川根本町税条例の一部改正をする条例について提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号、専決第1号、川根本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明をさせていただきます。

地方税法及び航空機燃料贈与税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、その一部が平成29年4月1日より施行されたことに伴い、地方税法と町税条例の整合性を図る必要性から所要の改正を行うものであります。

議案6ページから、及び新旧対照表1ページからごらんをいただきたいと思います。

主な改正内容は、固定資産税等の特例措置、災害に関する税制上の特例措置の常設化、自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例の2年間延長等であります。

また、議案15ページの附則につきましては、第1条で施行期日を、第2条から第4条までにおいて諸税の経過措置、第5条は、本年3月議会で改正可決いただきました町税条例第3条中の字句訂正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第7、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第2号です。川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をさせていただきます。

地方税法施行令の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、その一部が平成29年4月1日施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案18ページ、新旧対照表31ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、健康保険税条例第23条において、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の

拡大を図るため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるための改正であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 承認第3号 専決処分した事件の承認について（川根本町
消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す
る条例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第8、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第3号の提案理由の説明をさせていただきます。

川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分について説明をさせていただきます。

本条例における損害補償の算定の基礎となる額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき定められており、基準政令に規定をされている補償基礎額の加算額及び加算の対象について、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められているものであります。

今般、給与法が平成28年11月に改正され、平成29年度から扶養手当の支給額が改定されることとなったことから、基準政令で定められている扶養親族の加算額及び加算の対象についても平成29年3月29日公布により改正されたため、基準政令に準じた本条例の一部を平成29年4月1日施行に合わせて行ったものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 承認第4号 専決処分した事件の承認について（川根本町
職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第9、承認第4号、専決処分した事件の承認について（川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第4号です。専決第4号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について説明をさせていただきます。

今回の改正は、再任用職員をもってその任に充てる職務等について見直しを行い、行政職給料表級別職務分類の4号5級に、新たに再任用職員をもってその職務に充てることとした政策専門官を加えるとともに、従前では4級のみであった館長の職務を5級にも加えるという改正を同日の4月1日施行に合わせて行ったものであります。

以上、御審議をいただき御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））

○議長（太田侑孝君） 日程第10、承認第5号、専決処分した事件の承認について（平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、承認第5号、専決第5号、平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の概要について御説明をさせていただきます。

これは5月31日付で専決処分させていただいておりますが、今回の補正は、平成28年度後期高齢者医療事業特別会計において歳入不足となったため、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰り上げ充用の措置を講じる必要が生じたため、その補正をお願いするものであります。

事項別明細の後期3ページをごらんください。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金は6万1,000円の減額、第3款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金は6万1,000円の追加であります。

これは平成28年度において6万800円の歳入不足を生じたため、繰上充用の予算措置をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第28号 川根本町農業委員会の委員及び農地利用
最適化推進委員の定数を定める条例の制
定について

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第28号、川根本町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第28号です。川根本町農業委員会の委員及び農地最適化推進委員の定数を定める条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます。

農業協同組合法の一部を改正する法律による農業委員会に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定める必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号、川根本町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号、川根本町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第12 議案第29号 工事請負契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第12、議案第29号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第29号です。工事請負契約の締結について提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成29年度町単独事業、中川根ごみ処理場・本川根美化センター解体工事の請負

契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る5月29日に5社をもって指名競争入札を実施をいたしました。

その結果、丸友開発株式会社静岡支店が落札し、契約金額7,819万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成30年3月15日を予定をしております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第30号 平成29年度川根本町一般会計補正予算
(第1号)

○議長（太田侑孝君） 日程第13、議案第30号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第30号です。平成29年度川根本町一般会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,004万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億4万9,000円としたものです。

今回の補正は、いやしの里診療所の診療体制変更に伴う一般会計操出金の追加、久保尾ヒロ高原茶園における農地陥没の調査経費の追加、観光入り込み数の増加対策として県道77号における交通整理業務の追加、もりのコテージ管理棟横の木製階段の改修経費の追加、林道藤川線災害復旧工事の測量設計業務及び工事請負費の追加、今年度の機構改革による職員異動及び制度改正に伴う変更を見込んだ人件費の補正などが主なものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第31号 平成29年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第31号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第31号です。平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ676万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,546万5,000円としたいものです。

今回の補正は、いやしの里診療所の診療体制の変更に伴い、県立総合病院からの医師派遣業務委託料を追加をし、その一方で当初予算に計上していた臨時雇い賃金を皆減。

また、診療日数の増加による医師送迎経費の増額と、ふじのくにねっと負担金の追加をお願いするものであります。

以上、御審議の上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

◎発言の訂正

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 申しわけございません。1点、町長の説明の中で訂正をお願いいたします。

日程第9、承認第4号についてでありますけれども、町長説明の中で行政職給料表級別職務分類の4号5級というふうに御説明いたしましたが、4級、5級に新たに加えるといったものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（太田侑孝君） 以上で、説明を終わります。

◇

◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は6月15日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時37分

平成29年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年6月15日(木) 午前9時開議

- 日程第 1 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(川根本町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 4 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
(川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分した事件の承認について
(平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号))
- 日程第 8 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第30号 平成29年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第31号 平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 川根本町議会議員派遣の件
- 追加日程第1 議案第32号 平成29年度川根本町一般会計補正予算(第2号)
- 追加日程第2 議案第33号 平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	芹澤廣行君	6番	山本信之君
7番	中田隆幸君	8番	小藪侃一郎君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	中澤莊也君	12番	太田侑孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	野崎郁徳君
企画課長	大村妃佐良君	情報政策課長	山田貴之君
税務住民課長	坂下誠君	くらし環境課長	梶山正幸君
健康福祉課長	北原徳博君	高齢者福祉課長	海老名重徳君
農林課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 観光商工課長	安竹賢治君	教育総務課長	森下育昭君
社会教育課長	平松敏浩君	会計管理者兼 会計課長	中野裕文君

事務局職員出席者

議会事務局長 藪下和英

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は6月6日の日と同様ですので、御了承願います。

◎日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（太田侑孝君） 日程第1、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と
します。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

- 10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告してありますけれども、法務大臣より委嘱される無報酬と言われるようなボランティアの位置づけなんですけれども、活動の実費しか支給されていないということですが、具体的にはどのような活動を行っているのか、お聞きします。

- 議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

- 健康福祉課長（北原徳博君） 人権擁護委員の活動等に関する質問ですが、人権擁護委員法に基づき活動をしております。

主な活動といたしまして、町民からの人権に関する相談があります。相談には随時対応していると同時に、年6回、特設人権相談所を開設し、相談に応じているところでございます。

啓発活動といたしまして、毎年度、人権擁護委員の日と定められている6月1日には、川根高校での正面玄関での啓発、各小中学校へ赴き人権擁護についての啓発、静岡人権擁護委員協議会主催の人権擁護啓発用ポスターコンテストの依頼審査を実施しています。

また、人権教室ということで、毎年度、2回程度、町内の小中学校での開催を実施しています。

ほかには、法務局や県が主催する研修会への参加、啓発グッズの配布等様々な活動を行い、人権擁護委員としての活動を行っているところでございます。

人権擁護委員は無報酬であります。活動実費支給として、研修等の旅費につきましては法務局から支給されております。活動に必要な消耗品費等については、役場から支給する形をとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 無報酬ということで、報酬がないわけですが、費用弁償があるんですか。

○議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 費用弁償はありません。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど、とてもいろいろな活動をされている、役目を果たされているということで紹介されたんですけども、これだけ出ることが多くて、実費、報酬も全くなくて、かかった費用だけしか払われない。何か法務省から払われているということが少し最初に報告ありましたが、町がかかった消耗品を払っているということで、その法務省から出るものというのは、一体何なんですか。

○議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 先ほど申したとおりなんです。法務局から研修会等の旅費については支給されていると聞いています。役場からは活動に必要な消耗品を支給するという形となっております。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第2 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 先ほど3回で終わってしまったので追加でお聞きします。

本当に大変なお仕事を無報酬で受けてくださるということで、受ける本人もなかなか決断がつくのは大変だと思うんですけども、もう事前にきちんと了解をいただいているんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 議会に諮りました2名の方につきまして、上野直子氏、神谷さつき氏においては内諾を得ております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それと、町が消耗品については実費支払いというんですか、されているということですが、そこに活動費としての支給というのを加算することは、加算というのかな、どういうふうに実費というのを計算しているのかわかりませんが、そこをもう少し活動しやすいように町が支給するというふうにはできないんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 人権擁護委員法につきましては、やはり無報酬のボランティアということに基づき活動しておりますので、現在のところでは活動費ということで支給は考えておりません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例の一部を改正する条例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第3、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

今回の税条例の改正で町民や住民に影響があるものは、附則第16条の軽自動車税の税率の特例、グリーン化特例が2年間延長となった点と、附則第17条の2の優良住宅造成のために土地を譲渡した場合の町民税の税率の特例が3年間延長されるという点、2つだけということで、ほかは字句の訂正や当町に該当する施設がない固定資産税の特例規定や新設、被災後3年としていた固定資産税の優遇措置を4年間に延長するもの、また、肉用牛の売却に伴う特例の適用期間の3年間延長など、当町には該当施設や事例がないので影響ないという説明があったんですけども、今回の税法改正の大もとの理由、原因といたしますか、きっかけといたしますか、それは何なのか、お聞きいたします。

それともう1点、影響があると言われた2点について、町への影響額はどれくらいと想定できるのか、お聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 今の質問に対してお答えをさせていただきます。

今回の税法改正の大もとの理由ということですが、経済の成長力底上げのための対策の一つとして、軽自動車税の特例措置の見直しや居住用超高層建築物に係る新たな固定資産税の税額算定方法等の導入など、税負担軽減措置の整理、合理化を行う目的の法改正であります。

続いて、影響がある2点について、町への影響額はどれくらいと想定できるかということですが、優良住宅の特例についてこれまで本町での対象となった事例はございません。

また、軽自動車税の特例についてですが、これは、新車を購入して最初の税金1回のみ特例を受けられることから、本年5月に課税通知が送付された方で特例を受けた台数は、自家用の乗用・貨物、合わせて124台です。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例に
ついて）

○議長（太田侑孝君） 日程第4、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

◇

**◎日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について（川根本町
消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す
る条例について）**

○議長（太田侑孝君） 日程第5、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

1点目ですけれども、配偶者がおられる消防団員に22歳以下の子供がいる場合だけ、災害に遭った場合、補償基礎額に加算されている額が217円から267円に50円引き上がるという表を資料としていただいたんですけれども、ほかは全て引き下げとなっています。本来なら火災など起きれば命がけで頑張ってください消防団員の方の災害補償は、引き上げられて当然だと思うんですけれども、このような減額の改定が行われた理由は何か伺います。

2点目は、当町には事例がここ長い年月ないということだったんですけれども、それは本当に大変いいこと、ありがたいことだと思うんですけれども、もしも万一の場合を想定した場合に、実際は改正前と改正後ではどのように変わるのか、事例を挙げて示してください。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

全協でも御説明させていただきましたが、今回の改正は、同補償制度の基礎となっている一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる給与法の改正において、同様の区分に該当する扶養手当が引き下げられたことに伴う改正となっております。

今回の給与法の改正、扶養手当の改正については、まず、配偶者の社会進出の増加等により、扶養手当の支給がむしろ配偶者の社会進出を阻害している要因の一つではという考えのもとに、配偶者に対する扶養手当を減額し、その減額分を原資として子供等に対する扶養手当を増額していくという考えに沿ったものと聞いております。

ただ、議員御指摘のとおり、子供に対する扶養手当のうち、該当する消防団員に配偶者がなく扶養親族がある場合等は、結果的に引き下がるといった状況になっております。これは、給与法の改正においても、昨年12月の給与法の改正のときにもお話しをしておりますけれども、30年度に再度、給与法が改正をされます。扶養区分が配偶者、子、孫、父母等、その他の対象が大きく分けて3つの区分に統一をされることとなっております。この給与法の改正に合わせて、次年度施行前に今回の補償制度もまた再度改正をお願いすることとなっております。

今回、専決をさせていただきました改正は、30年度以降の改正に向けての段階的改正であ

ることから、区分によっては前年度前の状況からは減額となっている区分もあるということでございます。

ちなみに、30年度以降の改正におきましては、配偶者に係る加算額が今回の333円から217円に、子に関する改正は配偶者あるなし問わず一律の333円に、その他の扶養親族であります孫であるとか父母等の場合については、加算額が217円になるといった改正が予定をされております。

したがって、30年度以降は、結果としては逆に増えるといった場合のことも想定されるということもあろうかと思えます。

想定するケースとしての御説明をさせていただきますが、仮に団員と生計を一にする妻と15歳の子供がいる勤続15年の分団長クラスの方が、不幸にして公務災害によって殉職したケースを想定をすると、この災害補償年金の考え方が、補償基礎額に先ほど来申し上げております扶養状況によります扶養加算額を加え、係数を乗じた額といった計算式になっております。

先ほど申し上げましたケースによりますと、まず基礎額が1万1,500円、改定前の扶養額加算につきましては、妻が433円、子供一人といった形で、配偶者がいる子供ということで217円を足し込みまして、係数として201という係数を掛けます。したがって、年間の災害補償年金の額としては244万2,150円となります。

今回の改正を受けて同様の計算をいたしますと、総額が243万2,100円といった形で1万500円の減額となります。30年度以降の再度改正を経た後の金額になりますと、合計で242万2,050円と、28年、今回専決する前の額と比較しますと2万1,000円の減額、今回改正をさせていただいた額と比較すると1万500円の減額といった形になります。

また、議員御指摘の金額が状況によって下がるといった区分で、配偶者がいない、子供がいる場合の加算額の計算をしますと、基礎額に、配偶者がおられないということで加算額として足せる分は子供の分といった形になりますので、基礎額に今回の改定の前は加算額として子供367円を加算した分に、先ほど同数の係数201を掛けた係数、合計として238万5,267円。それが、今回の改正によりまして加算額が333円となることから、合計で237万8,433円といった額になり、その差額は6,834円の減額となっております。

30年度以降につきましては、今回の改正の額と同じという形になります。配偶者がいない場合の子供については、30年度以降は今回の改正と変わりませんので、支給額としては237万8,433円といった形になりますので、28年との差額の金額は今回の改正を受けますので下がりますが、29年以降については今回の改正後同じといった形になろうかと思えます。

あくまでも先ほど申し上げました想定ケースでの試算でございますけれども、イメージ的には基礎額に加算額を足し込んだものに係数を掛けるといった数字。加算係数については、給与法の改正を受けての変更を反映しているということ。また、給与法の改正を受けて、30年度以降については、議員御指摘の子供等に対する区分については、なくなるといった形で

一本化されるというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

事前に聞いていたこととちょっと違って、とても詳しい説明をいただいて、わからなくなりそうですけれども。ということは、30年以降のための今回の暫定的な変更という、改定ということかなと思いつながりながら聞いたんですけれども、今回だけで終われば本当に減額するところがあるけれども、課長の今の説明では、30年度以降は今回減った分も元に戻るんだよという、そういうお話ですか。減額にはならないよと、一本化されて子供の部分がなくなって、なくなるというか、子供の部分も合わせて補償として支給されるようになる、その部分は加算が戻るので、支給される額は減りませんよというふうに理解していいんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 申し訳ございません。説明のぐあいが申し訳ございません。

考え方としましては、28年度までの状況から、今回改正をさせていただきます。その改正後については、今専決の御承認をいただいている内容については、子供の部分が区分が2つございます。そこがなくなりますということです。

したがって、その部分が一本化されることに伴って、今回配偶者がいない場合の子供については333円という金額になりましたけれども、そこについては今後ともそのままずっと変わりませんという形です。逆に配偶者がいる子供については267円だった部分が333円になりますので、配偶者がいる、いないにかかわらず、子供については333円といった加算になりますので、その部分については一本化されるというものです。

28年度以前と比較すれば、当然減っている部分もございますので、全然減らないかということ、そんなことはないというところは確かにございますけれども、制度一本化の中で対応させていただくと。また、今回お願いするものには、議員お話あったとおり、30年度を見据えての段階的対応といった形で御理解いただければと思います。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） かなりわかってきました。

子供の部分は2つの区分があって、いる場合は上がるけれども、今回、配偶者がいない場合は下がるよというのを、今度30年度には一本化して両方とも333円にするよということで、そうすると、配偶者の部分は今回加算額が100円下がるんですけれども、もうそれはそのままだよということなんですね、30年。そうすると、全体としては、お母さんならお母さんがいて、子供さんがいらっしゃると、合計ではやっぱり下がっていく。今よりは下がるんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほどちょっと申し上げましたけれども、配偶者の部分について

も30年度以降は217円、現行下に関しては333円ですので、配偶者の分は下がります。したがって、総論的に言えば、議員御指摘のとおり金額的には下がる部分があるかというふうに思います。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

原案に反対の立場から討論を行います。

町が決めたことではないとはいっても、本当に非常勤の消防団員という立場の方々、危険な作業、何か火事とか救難作業とか、招集がかかれば危険なところへまっしぐらに行き行動をしなければならない。そして、その一家の支えを待つ家族の人たちにとっては、本当に帰ってくるまでは、はらはらの厳しい任務だと思うんです。そういう人たちに対して、私は社会保障というべきこういう補償、公務災害補償などというものは、徐々にでも上げていくって当然なことではないかと思うんですね。それを、行政が決めたことではないにしても、国が決めたからその言うとおりにやりますということでは、私は住民を守る地方自治体として、本当にそれでいいのかなというのを聞きながら疑問を抱いていました。

結果的に、30年以降は女性が社会参加するようになったから、そこの妻に対する補償は下げていいんだと、本当にそれでいいんでしょうか。本当にそういうふうにこの町の行政の方、トップ、あるいは皆さん、それから議会の議員の皆さん、考えているのかなと、もうこれは私は納得できない状況です。

そしてまた、これを、こういう不利益な改定に対して、議会にきちんとかけて議論もしないで専決で決めてしまうということも、非常に行政としてやってはいけないことではないかと思うんです。例えば今回は上がる部分がある、1カ所だけ、配偶者がいる子供の場合は50円上がるということで、その部分は間に合わないかというか、先に専決でやったとしても、減額になる部分は、せめて後から議会にきちんとかけて議論して決めていくべきじゃないか。それが議会がある役割であるし、行政も議会をきちんと尊重する立場ではないかと思うんですけれども、そういう意味で、不利益な改正に対する専決処分を行ったという点と、それから厳しい条件のもとで命がけで頑張ってくださっている消防団員に対して、その留守家族の人たちに対するいざというときの補償を引き下げるなど、本当に考えられないことを今回提案されたということで、専決でやってしまったということで、私は到底賛成できないということを表明いたします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 私は、承認事項の承認第3号、専決処分をした事件の承認というこ

とで、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、総務課長の説明にあったとおり、この改正の背景というのは、女性の社会進出を阻害している要因である扶養手当の見直しというものが給与法の改正によって行われたという社会的背景があるということが、まず第一であります。

そして、この条例における損害補償の算定の基礎となっている額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき定められており、基準政令に規定されている補償基礎額の加算額及び加算の対象については、一般職の職員の給与に関する法律に定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められているものであり、この基準が変わったことによる見直しであるということでもありますので、今回の条例の改正については賛成といたします。

以上であります。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで討論を終わります。

これから承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立多数です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について（川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について（川根本町
職員の給与に関する条例の一部を改正する条
例について）

○議長（太田侑孝君） 日程第6、承認第4号、専決処分した事件の承認について（川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号、専決処分した事件の承認について(川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、承認第4号、専決処分した事件の承認について(川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について)は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第7 承認第5号 専決処分した事件の承認について(平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号))

○議長(太田侑孝君) 日程第7、承認第5号、専決処分した事件の承認について(平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号))を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

平成28年11月に亡くなったということで、年度をまたいで合計6万800円の還付が生じたことが、厚労省から4月に通知が来てわかったので、出納閉鎖後なので29年度補正で3款に前年度繰り上げ充当金を新たに設けて、1項1目22節で繰り上げ充当金として返還したという補正予算の内容なんですけれども、何か月分で、御本人は亡くなっていらっしゃるわけですから、どなたに返還をしたのか伺います。

○議長(太田侑孝君) 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長(坂下 誠君) 今の質問にお答えさせていただきます。

何か月分というものは、2カ月分となります。

誰にとということにつきましては、その死亡された相続人の方に返還をさせてもらっております。

以上です。

○議長(太田侑孝君) ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 6万800円で、2カ月分で間違いありませんか。

○議長（太田侑孝君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 詳細を申し上げますと、対象者は全部で32名おります。それで、そのうち死亡の特別徴収者が26名。そして死亡の普通徴収者が1名。この方につきましては、当然、今お話ししたように相続人にお返しさせてもらっております。あとですけれども、転出した特別徴収者や転出した普通徴収者が1名おりますけれども、それにつきましては本人に返させてもらっております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号、専決処分した事件の承認について（平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、承認第5号、専決処分した事件の承認について（平成29年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第8 議案第29号 工事請負契約の締結について

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第29号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従って、3点お聞きいたします。

1点目は、5月29日に5社による指名競争入札を行い、予算額9,766万1,000円で、入札予定価格が閲覧をしたところ9,764万7,000円というふうに書かれていましたけれども、これを7,819万2,000円で静岡市の丸友開発株式会社落札しているものですが、指名業者の

中に、5社の中に、町内業者を1社も入れなかった理由は何なのか、お聞きいたします。

そして2点目は、どのような資格が必要なのか、請負業者に。また、下請に出すことはできないのか。町内の業者でも下請に出せば、専門の下請などに出せると思うんですけども、そういうこともできなかったのかどうか、お聞きします。

そして3点目ですけれども、2炉一括ではなく、分割したらどうなんだということが全協で質問があったときに、400万円ぐらいの差が出るという説明があったわけですけども、400万円の差というのを誰がどのように計算をしたのかについて、お伺いいたします。

○議長（太田侑孝君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　ただいまの御質問について御説明させていただきます。

まず1点目の、今回の工事におきまして、指名業者が町内業者1社も入れなかったという理由についてですけれども、今回の工事におけます設計金額が9,000万以上であること、また、工事の内容につきましては、ダイオキシンを含む解体工事、処分工事であることから、工事施工に当たりましては、労働安全基準法によりまして汚染物質の作業指揮者が必要であります。それに準じまして、作業従事者につきましても、暴露防止対策等の特別教育を受けることが必要となっております。

今回につきまして、選定に当たりましては、土木工事業、建築工事業、とび工事業の業種におきまして、3つの業種全てにおきまして特定建設業の許可を満たしている業者を選定しております。このことから、町内業者におきましては土木工事業、建築工事業、とび工事業の業種全てにおいて特定建設業の資格を有している業者がなかったということから、残念ながら今回の指名業者に選定することはできませんでした。なお、町内業者におきまして、土木工事ととび工事業につきまして、特定建設業の許可を持っている業者はございます。

続きまして、2点目のどのような資格が必要なのか、また、下請に出すことはできないのかという御質問に対してですけれども、今回の資格につきましては、今述べましたように特定建設業の許可が必要となっております。この特定建設業というのは、発注者から直接請け負った工事代金について、4,000万円以上の工事については下請契約を締結することができるという形になります。これをする場合に特定建設業の許可が必要であるという形になります。下請に出すことについては可能でございます。ただし、下請につきましても、下請する業者がやはり特定建設業の許可を持っていないと、下請を受けることができないという条件になります。

また、今回の場合ですけれども、今回の工事におきましては、やはりごみ焼却炉の廃炉の解体工事になりますので、ダイオキシン等の絡みもございます。そういうことから、下請業者につきましても、やはりそれなりの資格を持っている業者が受けないとならないというふうに考えております。

3つ目の質問ですけれども、2カ所の工事をそれぞれ発注じゃなくて、何で一括でやって400万円ぐらいの差が出たかということですけども、これにつきましては、平成28年度、

昨年度なんですけれども、この中間処理施設、今回のごみ処理解体工事におきまして、事前調査業務を昨年度発注をしております。その業務発注の中で、今回の工事の設計につきましての設計仕様書、それから工事の概算見積もり等を事前に算出をさせていただいております。

なお、建設工事につきましては、直接工事費とそれから間接工事費に基づきまして工事費のほうの算出が構成をされております。なお、間接工事費の中には共通仮設費や現場管理費、また、一般管理費という形の経費がございます。今回の場合ですけれども、この間接工事費につきましては、直接工事費の金額が大きくなることによりまして、逆に間接工事費であります共通仮設費、それから現場管理費というこの諸経費率が逆に下がってきます。そういうことから、金額を今回の場合一本にしたことによって、直接工事費が大きくなったことに伴いまして、間接的にかかってくる共通仮設費や現場管理費、こちらのほうの経費が下がったことによって差額が発生しております。

以上となります。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第30号 平成29年度川根本町一般会計補正予算

（第1号）

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第30号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

何か通告をした内容でページ数が違うところがあったということで、事務局で直してくださいというので、直していただいたほうで質疑をいたします。

まず最初に、35ページの給与明細書ですけれども、町などの共済費が18万5,000円増えているわけですけれども、どこにこの18万5,000円が入っているのか伺います。

それから2点目ですけれども、人件費補正で増額6,000万円余、減額4,000万円余ということで、差し引き2,000万円余の増額になっているんですけれども、退職者は課長職で5人、職員で1名、それから新採の職員が5人ということで、差し引くと職員は141名から、140人へ1人減っています。そして、課長職は6人になったということで1人増えていますけれども、これだけの異動といいますか、機構改革や異動の中で2,000万円余の人件費の増額になるのはなぜかということをお聞きいたします。

それから3点目ですけれども、22ページの6-1-9測量設計委託料300万円ですけれども、ヒロヲの茶園の陥没についてですけれども、数カ所陥没ができていたということをお聞きしたんですけれども、今回ボーリングして陥没の原因を調べるとの説明でしたが、中山間整備総合事業で茶園を造成したもので、この工事を何年に幾らかけて、どのような工事をしたのか伺います。そして、そのときの施工業者はどこだったのか、それから、今後修復に係る財政負担の見通しはどのようにになっているか、お伺いいたします。

続いて25ページです。

7-1-4の交通整理業務委託238万7,000円について。奥地に優秀な観光地があるにもかかわらず、狭隘な県道が1本という状況がずっと続いているんですけれども、すれ違い困難箇所が何カ所もあって、しばしば渋滞をして、いろいろ待ち合わせの信号をつけたり、県のほうも少しずつは拡幅してくれたり、それから町は交通整理をお金をかけて配置したりという、いろんな苦勞をしているんですけれども、お客様からは渋滞にかかってもうこりごりだという声もよく聞きます。

今回は、本当にあってはならないというか、予測できることなんですけれども、救急車が渋滞に遭って2時間以上も寸又に着くのにかかったということで、これは大変な命にかかわる問題であり、重大なことにならずに済んだようなんですけれども、今後どういうことが起きるかわかりません。交通整理を今回町が増やして、整理日を増やすということで、このことには何ら異論はないんですけれども、こういう状況を県に伝えて、もっと拡幅工事のスピードを上げるように要望するというのと、それから、それまでの間は対向車が来ていることを知らせる信号を増やしたり、箇所がもしかしたら信号があった箇所なのかもしれませんけれども、もっと目立つようにその信号を工夫して突っ込んでこないようにするとか、命にかかわることとして本当に強く要望すべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

それから5点目です。工事請負費の99万9,000円について、光岳の山小屋に火災報知器をつける費用との説明だったんですけれども、99万、約100万円の金額というのは、この説明だけでは非常に高いお金がかかるんだなと思います。どういう工事の内容なのか伺います。

それから6点目ですけれども、7-1-7もりのくに運営費の工事請負契約費185万8,000円について、受付棟から下のコテージ棟へ行く木製の階段の道の補修、手すりということですから、手すりを取り替える理由と、それから工法や距離など、積算根拠を求めます。以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、順番に御説明をさせていただきます。

まず、給与明細、共済費の関係の御質問からお答えをさせていただきます。

事項別明細35ページに18万5,000円と差額の数字が出ておりますけれども、この内訳、どこに入っているかという御質問です。予算書でよりますと10ページのところの2款1項1目総務管理費の中の共済費増額分の中にまず17万円。同じく25ページの10款1項2目教育委員会事務局費に同じく1万5,000円を計上させていただいております。内訳としましては、御説明したとおり、共済掛金率の変更に伴う対象者、特別職分の共済費の増加分を2項で計上させていただいております。

引き続きまして、人件費の補正の関係で増額になったことに関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、最初に当初予算における人件費の計上の考え方を御説明させていただきます。予算編成時、12月から予算編成始まりますけれども、人件費につきましては予算編成時、12月議会に通常計上させていただいております給与改定、その後の状況をもとに試算をし、その額から予算編成年度末での退職予定者等の人件費を除いて、新たに新年度採用を予定をしている者の人件費を加えるといった形で予算計上させていただいております。したがって、当初予算においては退職者分、今年の場合は5名の課長職、1名の一般職、1名の業務職という形になりますけれども、の分の人件費を含んでいない、新たに含んでいるものとしては、新規採用分の職員分を含むといった形で予算計上の考えを持っております。

したがって、4月1日付の人事異動により、今年度の場合は新たに6名、5名課長が退職しましたけれども、課が増えましたので課長級が6名、1名増員になっていますが、の課長と室長職のうち、室長職、給与表でいいますと、うちの町は4級と5級の職員が室長職になっておりますけれども、新たに5級になった者が28年の給与改定時から比較しますと10名、5級の職員が増えております。4級職員は1名増でございますけれども、その辺の増がなっております。

したがって、今回の補正につきましては、4月1日付の人事異動に伴う昇格分の補正として、当初含まれていない昇格者、課長、室長等の分の差額分が増えている部分。また、そのほかの要因としまして、例年、職員の給与改定については人事院勧告を受けまして12月補正をお願いをしておるんですけれども、その際も、現在休職とか育児休暇等で長期休暇、長期休暇という表現がどうかあれですけれども、職員分の給与として、その職員が復職した後の給与をその改定の際に織り込みをさせていただいております。通常12月であれば12月以

降、1月、2月、3月、3カ月分でございますけれども、今回は6月に改正をさせていただきましたので、6月以降の分を新たに計上させていただきました。したがって、その分、4名おりますけれども、その分の金額、合わせての金額が今回の補正改正のお願いをする金額となっております。したがって、金額的には補正で上げさせた金額というふうになります。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 6-1-9農地費の補正についての質問にお答えさせていただきます。

まず、年度と金額についてですけれども、事業期間は平成16年度から18年度になります。総事業費は2億3,000万ほどになります。この事業費には、工事費はもちろんですが、調査費用、測量費用なども含まれております。

工事の内容ですけれども、造園になりますけれども、造園の面積としましては5.45ha。このうち造園するときのり面もできますので、植栽面積としましては4.41ha。ほかに管理用道路、用排水路など0.67haが主な工事になります。

施工業者につきましては、造成工事のうち、株式会社梶山組さんも含まれているというふうに聞いております。

今後の修復に係る財政負担の見通しということですが、今回調査を行いまして、陥没箇所の範囲、原因を明らかにして、その対策を検討させていただきます。その対策の規模等によりまして、今後、県の支援を受けながら対応をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） 7款1項4目交通整理業務委託料に関しまして、この状況を県に伝えてあるのか、そして、もっと工夫して、命にかかわることですので強く要望すべきと思うがどうかという御質問でございますけれども、近々に町長、副町長、関係課長同席で、土木事務所との意見交換の場が設けられる予定となっております。今までも何回となく観光課長としての立場でお話をさせていただきましたけれども、ぜひその場で再度、報告及び状況をお伝えしたいというふうに思っております。

議員御指摘の観光シーズンの救命救急案件を対処する場合、観光地として大変マイナスイメージを持っていくという懸念を持っております。つきましては、早期の拡幅、改善をお願いしたいというふうに思っております。残念ではありますけれども、完全2車線になるまでには、観光シーズンは交通整理が必要という認識を持っております。現在、狹隘箇所に車が侵入したときには、車が接近している状況をお知らせする信号機がついております。これ3カ所ついておりますけれども、普通の日の交通においては、この信号機は大変有効でございますけれども、トップシーズンになりますと、その信号機では対処できないという問題が生

じておりまして、そういう場合は当面一方通行方式の交互通行規制で対応するのが必要という認識でありますので、秋以外の7月、そしてお盆、9月の連休など計11日間を今回追加補正をさせていただくという予算でございます。

以上が道路問題でございます。

続きまして、光岳の火災報知機についての費用についてということでございますけれども、光岳という特殊な場所でございますので、電気が来ておりませんので、まず感知器と申しましても無線式の感知器として設置いたします。これは、煙が入りますと作動するものを光電式スポットといいます。これは、親機を1個、子機を7個、そしてもう1種類、周囲の温度が一定以上になると作動する定温式スポットというようなのがございますが、これを1基設置いたします。機器類で大体26万円ほどでございますけれども、現在ある機器の撤去、そして処分費などで14万、試験調整、消防書類等の作成諸費で、あるいは出張費用などで30万で、直接工事費で大体70万円ほどを見ております。それにプラス仮設費、現場管理費などが含まれて、今回の99万9,000円という予算を上程させていただきました。

7-1-7 もりのくのにの運営費の工事請負費185万8,000円の工事の内容でございますけれども、取り替える理由と工法、距離などの積算についてでございますが、この階段は、基礎の部分は鉄骨でございますが腐ることはありませんが、その上に乗っている木製の階段がございまして、約25mの木製の階段でございます。手すり部分が腐食しておりまして、寄りかかたり子供が遊びながら歩いていったりしますと転落の危険性もあると判断いたしましたので、手すり部分の全部を取り替える工事でございます。片方25mありますので両側で約50m。積算はその材料代と加工費、そして塗装、防腐剤の注入材など、材料と加工費の手間で約7割、残りの3割が塗装、運搬経費などという構成になっております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

本当に聞いてみなきゃわからないというか、こういう説明を事前にいただけたら質問しなくてもよかったかなと思ったりもしながら聞いたんですけれども、最後の安竹課長のところで、もりのくのにの階段の手すりの修理なんですけれども、防腐剤を注入したりして、やはり同じように木で修繕をするということなんですけれども、木のほうが触った感じがいいというのはあるでしょうけれども、私の家の裏の、すぐ裏のタイザ沢のところはコンクリートの擬木でやっています。これも本当にきれいに清掃しないとカビが生えたりコケが生えたりして、余り気持ちのいいものでは、長い年月ではないわけなんですけれども、木でやるよりは長もちをして気持ちいい状態を保てるのではないかなと思ったりしたんですけれども、その点は検討されたんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） もりのくのにが平成5年に建設をされておりますので、約24年、

現在の状況で来ておまして、今後新しいものに変えていけば、当面、しばらくは木製でも大丈夫じゃないかというふうに判断いたしました。鉄骨という手法もあるとは思いますが、加工したり、鉄の準備だということでもありますので、また期間がかかりますので、その間の対応というのもありますので、一番早くできる場所を選択させていただきました。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 185万8,000円についての工事内容、長さがかなり往復、両側で50mあるよということで、鉄骨だともっともっと高くなるんでしょうけれども、それにしても手すりだけでこれだけかかるというのは、ちょっと高いんじゃないかなと、私は素人ですのでわかりませんが、気になったんですけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） 細かいところを言わせていただきますが、木材の柱をつくっていくわけでありまして、ヒノキ材で、それこそ4m材の12cm角が何本とか、45cm角が何本とかという、そういう材料をまず積算をいたしまして、それに単価を掛けます。それに加工取り付け費で大体人工を掛けて一人当たりの金額で出します。そして防虫注入材、塗装費とそれぞれ分けておりますが、加工費が結構かかりまして、切ったり刻んだりということでもありますので、加工と取り付けで約40人工80万弱と、こんなふうな金額で算定しておまして、それにあと、先ほど言いました材料代が入ってきて、養生、運搬、そういったものを積算していきますとこのぐらいの金額になるということで、高い安い判断というのはちょっと私も言えませんが、このぐらいの金額ではないかというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。
ほかには質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は、原案のと

おり可決されました。



◎日程第10 議案第31号 平成29年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第31号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

7ページの14節その他の使用料というところですが、234万円の増額になっています。医師送迎タクシー代などを増加するということですが、当初予算では145万6,000円計上してあります。2人の先生に臨時的に派遣していただくということが実現をするということで、町民にとっても大変安心が高まってうれしいことなんですけれども、この当初予算と今回の補正の関係で、今回のほうが多いというのはなぜなのかなと思いますので、積算の内容を教えてください。

それから2点目ですが、派遣のお医者さんが2人増えて、開院日数も増えるということで、町民にとって安心が高まり、うれしいことということで、先ほど申し上げたんですけれども、できれば当町の状況を深く把握して下さっている清水先生がいらっしゃる間に、いやしの里だけでなく当町の医療体制を拡充するというので、いやしの里は当町の唯一の町立診療所ですので、ほかの個人で運営されている診療所の先生方みんなお一人でやっつけらっしゃるといってもありますし、必要があれば、そういう先生方に県立総合病院から代理のお医者さんを派遣していただけるような、そういう体制をつくっていただければ、先生方もほかの個人病院の先生方も安心が高まるのではないかな、その地域の住民の人たちも安心が高まるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことに力になっていただけるように清水先生にお願いして、当町の唯一の公立公営の町立診療所としての役割を果たせるようお願いしたり、取り組んでいく考えはないか、お伺いします。

○議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） まず、14節その他使用料の補正予算についてお答えしたいと思います。

当初で計上しております145万6,000円につきましては、清水医師、水曜日から土曜日の診療でございますが、112回のタクシー送迎代と、ほかには医師が在宅するのに必要な住宅家電、家具等のリース料でございます。

今回の補正予算につきましては、診療体制の変更により、清水医師の月曜日の診療が増えたことと、火曜日、水曜日の担当医師の送迎代が増加したための補正予算でございます。具

体的に申しますと、清水医師の送迎代については、月曜日診療のための送迎分が増加となっていますので、送迎回数が当初の112回から186回となります。火曜日担当医師分の送迎が94回、水曜日担当医師分送迎が92回となります。合計で送迎の回数が112回から372回の送迎となり、このことから234万円の増額となります。

以上が補正予算の内容でございます。

次に、2点目の質問でございますが、町内の医療体制の取り組みについての質問に対してお答えしたいと思います。

現在、町内には5診療所が存在しております。公設民営が2、民設民営が2診療所、公設公営が1診療所あります。5診療所の医師の方々につきましては、現段階では町内の診療に十分尽くされており、診療体制も整っていると考えております。このことから、代理医師の派遣等の体制の取り組みについては、今のところは考えておりません。しかしながら、将来的には重要な課題でありますので、今後、町内の各診療所の先生方と協議を図り、町外医療関係機関と調整しながら検討していきたいと考えております。また、大下医師や本川根診療所の倉田医師が長年にわたりまして町内の医療体制を確立、維持してきたことを尊重しながら、慎重に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第31号、平成29年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第 1 1 川根本町議会議員派遣の件

○議長（太田侑孝君） 日程第11、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩とします。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開きます。

議会運営委員会は議員控室で行いますので、議会運営委員と行政側で副町長、総務課長の出席をお願いします。町長、教育長、その他の議員は大会議室のほうへ移動をお願いします。以上です。

再開はその後にします。

御苦勞さまでした。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時50分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（太田侑孝君） お諮りします。

ただいま町長から議案2件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程（第2号の追加1）のとおり、追加日程第1から第2として議題にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程（第2号の追加1）のとおり、追加日程第1から第2として議題とすることに決定しました。

◇

◎追加日程第1 議案第32号 平成29年度川根本町一般会計補正予算（第2号）

○議長（太田侑孝君） 追加日程第1、議案第32号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第32号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第2号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,026万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億3,031万3,000円としたいものであります。

今回の補正は、国民健康保険税の本算定に伴い国民健康保険事業特別会計繰出金の増額をお願いするもので、歳出におきましては第3款民生費、第1項社会福祉費において国民健康保険特別会計繰出金の増額を、これに伴う歳入として第17款繰入金、第2項基金繰入金として財政調整基金の取り崩しをお願いするとともに、第18款繰越金、第1項繰越金として前年度の歳計剰余金の一部を計上するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

◇

◎追加日程第2 議案第33号 平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（太田侑孝君） 追加日程第2、議案第33号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第33号です。平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,133万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,033万円としたいものであります。

今回の補正は、国民健康保険税の本算定に当たり、被保険者区分ごとの平成26年度から平成28年度の年間給付費額から今年度の給付費を見込んだ結果に基づき、保険税の減額や各交付金及び繰入金等の補正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は6月23日午前9時に開会し、一般質問及び議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時54分

平成29年第2回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成29年6月23日(金) 午前9時開議

諸般の報告

行政報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第28号 川根本町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

日程第 3 議案第32号 平成29年度川根本町一般会計補正予算(第2号)

日程第 4 議案第33号 平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 5 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	菌田靖邦君	2番	坂本政司君
3番	野口直次君	4番	根岸英一君
5番	芹澤廣行君	6番	山本信之君
7番	中田隆幸君	8番	小藪侃一郎君
9番	森照信君	10番	鈴木多津枝君
11番	中澤莊也君	12番	太田侑孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫君	副町長	森紀代志君
教育長	大橋慶士君	総務課長	野崎郁徳君
企画課長	大村妃佐良君	情報政策課長	山田貴之君
税務住民課長	坂下誠君	くらし環境課長	梶山正幸君
健康福祉課長	北原徳博君	高齢者福祉課長	海老名重徳君
農林課長	後藤泰久君	建設課長	大村浩美君
総合支所長兼 観光商工課長	安竹賢治君	教育総務課長	森下育昭君
社会教育課長	平松敏浩君	会計管理者兼 会計課長	中野裕文君

事務局職員出席者

議会事務局長 藪下和英

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は6月15日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月15日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議いただきました。

また、午後1時から第2常任委員会を開催し、議案第28号 川根本町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを御審議いただきました。

また、第2常任委員会終了後には、議会広報委員会を開催し、広報委員の皆様には議会だより速報版の作成等を行っていただきました。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎行政報告

- 議長（太田侑孝君） 次に、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

- 町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは平成29年第2回の川根本町議会の定例会ということで、最終日になりました。大変皆様方には日ごろから川根本町の行政に対しましても温かい御支援と御協力をいただいておりますこと、この場をおかりして、改めてお礼と感謝を申し上げたいというふうに思っております。

皆さんのお手元に配付してございます6月6日以降の行政報告をさせていただきます。

6月6日、6月議会の初日でございます。商工会の皆さんが今、全国展開の事業をしているという説明がございまして、これは後ほど一般質問にも入っておるものですから、その場でまた詳しく説明させていただきたいというふうに思っております。

6月7日ですが、地域から森里川海のつながりの回復に取り組む首長の会というのが、東京で全国規模で設立されたというのが、この日でございます。

6月9日です。静岡県の防犯協会の総会がございまして、静岡市で開催をしております。この日には静岡県の観光協会のキャンペーンの監査ということで、静岡市で対応しております。6月9日の夜になりましたけれども、町の国保運営協議会が開催されております。

6月12日月曜日ですが、中部流域林業活性化センターの理事会と総会が、藤枝市の岡部で県森連の渡場のあるところで開催しております。

6月13日、島田地区の防犯協会の総会が島田警察署でございまして、出席しております。また、この後に交通規制審議会が島田の警察でございまして、出席しております。6月13日の午後には、町の茶業青年団の皆さんがお見えになりました。これからの茶業についての意見交換をしたというのが、この日でございます。

6月15日は、6月議会の中日ということで、2日目の議会ということで、議場で開会しております。

6月16日ですが、JAおおいがわの花束贈呈が恒例でございますけれども、毎年JAおおいがわから花束をいただいていると。花卉組合の皆さんが精魂込めたお花を町のほうへ届けていただくというのが、この日でございます。6月16日、この日には、林業振興基金の運営委員会がございまして出席しております。この日に静銀の地方創生部の皆さんがお見えになりまして対応しております。

6月17日土曜日ですが、トーマスのオープニングイベントが新金谷で開催されました。その後に、ラグビーの日本代表のテストマッチがございましたので、袋井市のエコパのほうへ役場の職員も大勢行きましたけれども、出席させていただきました。大変盛況だったというふうに思いました。

6月19日、大井川鐵道の株主総会がございました。また、この日には青部トンネルの貫通がなされまして、式を簡単ではございますけれども対応していただいたということで、10時20分に貫通したというような報告を受けております。また、今後は7月18日に午前10時から貫通式、セレモニーを開催したいというような予定でおります。

6月20日、21日ですが、この日には松崎町にて県下町村会の町長会がございまして出席しております。6月21日、大変大雨ということで早目に役場のほうへ帰ってきたというのが、この日でございます。

それから6月23日、本日ですが、6月議会の最終日ということで、大変お世話になりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。



◎一般質問

○議長（太田侑孝君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、野口直次君、鈴木多津枝君、中澤莊也君、小藪侃一郎君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

では、3番、野口直次君、発言を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） おはようございます。3番、野口直次です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

いつものようにこの場に立たせていただくのは、町民や地域の皆様の支えがあってこそ、いつも大変感謝しております。

2008年のリーマンショック以降、求人倍率も最高と聞いています。一方、中小企業では募集しても人が集まらない人手不足の中、当町の事業所はどんなふうでしょうか。全国的に景気も改善されている中、地方、また個人消費からあまり実感が湧かないきょうこのごろです。休日、観光の車、バイクが少し増えたかなと思い、また4回目のトーマスが今年も帰ってきました。本当にトーマスの顔も川根路に定着し、似合ってきています。

今回通告しました大きく2点、内容からは3点の質問が分類されると思います。

1点目は、住みよい町づくりへの人材育成、雇用等からの進め方を伺うについてです。

A、人材育成への課題を伺う。

①平成30年度川根高校の全国募集の目的、展望について。

②中高連携への影響について。

③高校卒業後の地元のかかわりについて。

B、雇用対策と定住促進の現状と課題を伺います。

①町外からの通勤者が近年増えているように思われるが、実態はどうでしょうか。

②町外からの通勤者を町内へ定住させるためには、具体的な施策をお伺いします。

③新規起業者等への支援策について。

2点目は、産業振興について、農業を主に取り上げさせていただきました。

低迷する茶業（農業）の活性化について。

①新規販売戦略の状況と今後の方針について。伊豆方面にトップセールス等を含めます。

②就農支援の状況と今後の取り組みについて。

質問の詳細は別表にて提出いたしました。

以上、私の最初の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、3番、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

大変幅の広い質問でございますので、なかなか的を絞ってお答えができるかどうかわかりませんが、特に人材育成の関係、中高一貫と川根高校の関係につきましては、後ほど教育長のほうからも話をさせていただき、それを補足していただくということで御理解をいただきたいというふうに思います。

きょうは6月で、課長もお答えさせていただきたいというような意識を持っている職員も多いものですから、なるべく私のいつものしゃべりは少なくしまして、担当課長のきょうは最初のお披露目ということでやらせていただくということもあるかもしれませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

まず、人材育成、雇用対策に関する御質問がございました。

川根高等学校の全国募集につきましては、現在、実施の可否も含めまして、静岡県教育委員会において最終的な検討が行われております。平成30年度において全国募集が実施される場合には、来月下旬に開催されます県の定例教育委員会において入学者選抜に係る実施要綱が承認され、公表された要綱により実施内容が示されるということになっております。この全国募集につきましては、平成28年12月に川根高校、県教育委員会、町による川根高等学校魅力化推進連絡会が設置され、主に川根高校の魅力化の推進、生徒の受け入れ環境の整備の二つの観点から検討を重ねてまいりました。

川根高校の魅力化の推進につきましては、教育内容のさらなる特色化の推進と、ICT機器を活用した教育環境の充実を、県において進めることとなっております。町におきましては公設民営塾の開設による学力向上支援、特別奨学金制度創設による学費支援の検討を進めておるところであります。

次に、生徒の受け入れ環境の整備につきましては、寄宿舍の整備や下宿先の確保等による受け入れ施設の整備、サポートファミリー制度の創設などが協議されておるところであります。今後、全国募集が正式に決定されることになった場合には、必要に応じて県と町との具体的な役割分担について協議を行い、対応していきたいというふうに考えております。

今後、県内外の多くの生徒から川根高校を選んでもらえるよう、川根高校や県教育委員会と協力しながら町の将来のために、川根高校の魅力化支援を推進していきたいというふうに考えております。現在、川根留学生に係るサポートファミリーの募集を行っており、議員の皆様方の御配慮につきましても、よろしくお願いいたしますというふうに思っております。

次に、連携中学校3校から川根高等学校への入学者の割合は、平成28年46.5%、平成29年

では31.2%となっております。今後、川根高等学校や関係機関と連携しながら、これからの川根高校の在り方を考える会（仮称）を開催するなど、川根高等学校の魅力を町民の皆様にご理解いただくとともに、さらなる魅力化を推進するための施策を展開していくなど、連携中学校からの入学者数増加に向けて対応してまいりたいと考えております。

高校卒業後の地元とのかかわりについてであります。川根高等学校においては進学支援とともに就職支援が行われ、森林組合おおいがわや大井川農業協同組合、川根本町役場などの様々な職場へ就職していると聞いております。今後、高校卒業後すぐに就職される方以外にも、大学等へ進学した後、将来、町に帰り一定期間定住して町のために働いていただくことなどを条件としまして、奨学金の返済を免除するというような新たな特別奨学金制度の創設等に向け、教育委員会及び関係課において検討しているところであります。この制度創設により、特色ある教育を展開し、若者を中心とした人の流れをつくるための具体策としたいと考えております。

次に、雇用対策、定住促進の現状と課題を、との質問がございました。

町外からの通勤者の動向と町外からの通勤者を定住させるための具体的施策についてお答えをさせていただきます。

動向といたしましては、国勢調査等の統計データに加え、町としても様々なアンケート調査を実施しております。これらの状況につきましては、後ほど担当課長より詳細を説明させていただきますが、まず町としての考え方、施策方針等をお答えさせていただきます。

町としては、様々なアンケート結果等を踏まえ、川根本町創生総合戦略及び第2次川根本町総合計画を策定しております。本年度の主な具体的施策としましては、就労環境施策として創業支援、テレワーク講習会やサテライトオフィスの誘致による新しい働き方の創出、教育施策として、町内小・中学校ICT教育推進事業、医療福祉施策として、こども医療費等助成事業、町内診療所整備事業などを継続して取り組んでおるところであります。

今後は、総合計画等のローリングも含め、計画の推進に努めてまいりたいと考えております。また、町外からの通勤者等に対し、町施策のPRや待機児童ゼロといった川根本町のよさを町内企業とともにアピールし、移住への働きかけをしていくことも、一つの有効な施策と考えております。

また、新規起業等への支援策について御質問がございました。

町では、昨年度から起業及び事業継続チャレンジ補助金制度を設置しております。この制度は、町外から川根本町へ来て新たなビジネスを起こしたい方や、町内在住の方でも起業したい、あるいは事業継続のための改修、備品購入をしたいなどへの支援をしていくための制度であります。当然、経営でありますので、商工会の指導を受けて経営計画書の添付が必要となりますが、前年度実績として、起業支援は、全て町外から転入の3件、事業継続支援は、町内事業者の8件でございました。

また、川根本町創業支援事業計画が経済産業省から昨年5月に認定を受け、町、商工会、

金融機関による創業支援ネットワークを組織し、起業支援のワンストップ相談、セミナー開催など、関係者による連携を行っており、昨年度の相談実績は20件ほどとなっております。

今後、第二、第三の新規起業者が来るかとの質問がございましたけれども、その可能性をより大きなものとしていくためにも、様々な取り組みを展開していく必要があるというふうにご考えております。一例といたしましては、7月11日に東京都内においてゾーホージャパン株式会社様の御紹介をいただき、静岡県中部支援局とともに企業向けセミナーに出席し、町、県の企業誘致支援制度等の説明を実施し、ゾーホージャパンに続く新たな企業誘致に努めてまいります。

また、空き家に関する点につきましては、空き家改修事業の補助制度もありますが、従前より申し上げているように、増加する空き家を所有者が売ってもよい、貸してもよいという状況が町の中に出てこない限り、空き家活用のチャンスは遠のいてしまいますので、今後そのような土壌が生まれるような施策展開が必要とご考えております。

次に、茶業振興に関する質問がございました。

まず、茶の新規販売戦略という質問がございました。

昨年度、県によりお茶愛飲条例が制定されました。県内最初の取り組みをすることが川根茶をアピールする絶好の機会と捉え、茶の生産のない西伊豆町と茶の提供協定を締結することができました。お茶を提供するのは生産者の皆様、茶商の皆様でございます。良質な川根茶を提供することで、児童生徒から保護者の方や地域の方に川根茶を知ってもらい、買ってもらい活動につながっていくことを期待しております。

提供するお茶は、町内で生産されたお茶でなければなりませんし、特定の茶商のお茶というわけにはいきませんので、生産者の方と茶商の方と十分話し合いを持って、対応するように担当課へ指示をしているところであります。

就農支援の状況であります。昨年度1名の青年が就農されましたが、新規参入者とは認められず、国の支援事業である青年就農交付金の対象とはなりません。そのほか就農希望者が数名いるようですが、しっかりとした生産計画、収支計画を立てることが重要であると考えております。国・県などの様々な制度があります。農林事務所や農協と連携し、就農希望者をサポートしていきたいと考えておるところであります。

現在、農家として頑張っておられる方々も多く、認定農業者の方々が農家としてのモデルであると考えております。認定農業者は、農業経営改善計画を立て、5年間の経営目標を持って営農されているというふうにお聞きしております。新規就農希望者の方に認定農業者の方を紹介し、農業経営について相談できる場をつくる必要があるというふうにご考えております。

農家に対する保険制度ですが、茶共済ができ、共同工場へ生葉を出荷している方は保険に加入することができますが、自園自製の方は加入条件が厳しく、なかなか加入できない状況でありましたが、国において農業収入保険制度を進めていると聞いておりますが、詳細はま

だ伝わってきておりません。農業共済組合が取り扱うことになるかと思いますので、情報がありましたら農家の皆様に周知し、安定した農業経営となるよう推進していきたいと思っております。これからも御指導のほどをよろしく願いいたしまして、質問のお答えとさせていただきます。

○議長（太田侑孝君） 補足説明があるようですので、そちらを先にいたします。企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、私のほうから統計データ及びアンケート内容について御説明いたします。

まず、町外からの通勤者の動向でございますが、統計的には5年ごとの国勢調査において町の通勤者の流入人口に関しての調査項目がございます。直近は平成27年ですが、調査結果はまだ公表されておりませんので、平成22年の数値を申し上げます。474名の方が町外から通勤しております。5年前の平成17年では398名となっております。

参考までに、川根本町内の事業者数及び従業者数については、調査年次は異なりますが、経済センサスの数字ですと、平成26年には496事業所、3,427人、平成21年には586事業所、3,949人の従業者数、平成18年は605の事業所、3,648人の従業者数となっております。

なお、町内の1事業所に状況を問い合わせたところ、約300名の従業員がおられるわけですが、約25%程度は町外からの通勤者であり、近年は微増しているとのことでした。

次に、アンケート内容について御説明させていただきます。

平成29年度からスタートしました第2次川根本町総合計画を作成するに当たり、平成27年7月に18歳以上の町民の方にアンケート調査を実施し、1,000人の方を対象にしております。44.3%の回答をいただきました。

質問の中で、「川根本町は暮らしやすいですか、それとも暮らしにくいですか」というような問いに対しまして、「どちらかといえば暮らしやすい」も含めて44.1%でございます。また21.0%の方が「暮らしにくい」との回答をいただいております。主な理由でございますけれども、暮らしやすさは「自然環境のよさ、地域の人柄のよさ」を挙げておられます。

「暮らしにくい」では「買い物、医療、交通、仕事の不便さ」を挙げております。「川根本町に住み続けるために必要なことは」との問いにつきましては、「福祉、医療施設の充実」が61.4%、「通勤可能な範囲に働く場所があること」が42%となっております。

また、創生総合戦略策定時の平成27年6月にもアンケートを実施しております。これは町内の18歳から49歳の町民の方を対象にしまして、結婚、出産、子育てに関するアンケートをとっております。この中で人口減少、少子化対策で最も実施してほしい施策につきましては、「若者や失業者への就労支援、医療・福祉サービスの充実」がともに14.4%、次に「子育てと仕事が両立できる職場環境整備」が10.9%となっております。また、同じアンケートで転出・転入者を対象とした調査の中で、「魅力ある町になるために必要な施策は」というよう

な問いにつきましては、「保健・医療の充実」が45.3%、「道路、交通体系の整備と就労対策」が44.4%、「学校教育の充実と子育て支援の充実」が38%と、ほぼ総合計画のアンケートと同様な結果が見られております。

これらのアンケートの結果を参考にしまして、川根本町創生総合戦略及び第2次川根本町総合計画を策定し、具体的な施策を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 補足説明が終わりました。

再質問を許します。3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 最初の全国公募の関係を質問させていただきます。

私が思うよりも非常にいろいろと平成30年度に向かって行っているようですが、その中で一番思う質問の中では、金銭的な問題といったら誠に失礼なんです、やはり当然、県とか町がと、そこにはお金が非常にかかる中で、全国公募の場合は新しく町に対してとか、あるいは高校に対して何か対策というか、新しいものはあるのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 野口議員の御質問に回答させていただきますが、特に現状としまして、県のほうから、町または川根高校のほうに支援というのは聞いておりませんので、状況を今確認しているところであります。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それこそ生徒が減少する中で、町民は新聞報道等を見れば、いよいよ県が本腰を入れて留学生の面倒をみてくれるので良かったと思ったり、町への負担はこれ以上増えない、出費しなくていいと思ってしまう心配があります。いよいよ全国に羽ばたく川根高校になるときに、初期投資だけすればいいと思っている中、初期投資を町が、教育委員会等がやっていただいて町が県を動かしたということは、町民も、私も大変ありがたいと思っているんですが、町民と行政のミスマッチが起こらないかと心配なんです、その点をお伺いいたします。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 町民と行政とのミスマッチ等におきましては、これから来月をめどに、川根高校の在り方を考える会というものを町内の小学校単位の中で開催できないかというところで、今、川根高校と一緒に日程を調整しながら実施に向けて検討しているところであります。また、連携中学校であります川根中学校につきましても、そちらのほうでできないかということで、今、川根高校と調整しておりますので、その中で川根高校の魅力等を町民の皆様にご理解いただくようにPR等をしていきたいと考えております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今、教育総務課長から大変ありがたいというか、もう具体的にやっていただくということは、本当に説明、ありがとうございます。

また、そんな中で一番心配されるというのは、やはり県立高校の姿勢というんですか、今の町長のお話の中では、大変熱心にやっていただくという中では、私は資料の中で平成29年度の川根高校の学校の経営計画書というのを調べた中で、全国公募に向け本校の魅力化を推進させるということで、連携型の中高一貫教育の充実を図ると、先ほども町長も言っていた中で、全国公募実施の場合の人数等で、大変消極的なところが見えたところがあるんですが、その辺は何か感じたことはございますか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 全国公募につきましては、現在、県の教育委員会のほうで最終的な可否について決定されるように準備をしていると聞いております。また、正式になりますのは、来月に開催されます定例の教育委員会において募集要項等が定められるということで聞いておりますので、それを踏まえまして、それに合わせて教育委員会といたしましても川根高校の魅力化を進めながら、その全国公募により生徒数の増、または川根留学生の増に対応できるような形で対応してまいりたいと考えております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） それじゃ、川根高校も書いていただいたのは当然初期の話でしょうから進んでいくと思いますので、ぜひ全国募集の中で、先ほどの中に非常に県が予算をつけてICTのモデル校としてやっていくというお話があった中で、町の教育委員会の小学校、中学校に比べると、大変ゆっくりのような感じが見られるんですが、連携の中で小・中・高、特に中・高の連携の中でICTの勉強というのは、何か遠隔通信システムを含めて、川根高校と新しい方法というのは今以上に考えているのでしょうか。初めて川根高校がICTのモデルでICT機器を利用するということですが、まだ具体的な話はないのでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまのICT教育の関係であります、特に中・高と連携いたしましてICT教育を進めるということは、今現在は計画しておりません。川根高校におきましては、県内の高校に先駆けましてICTの機器が導入され、現在、川根高校において対応されていると聞いております。

また、川根高校と静岡大学等を結びまして、テレビ会議等を行いながら授業を進めているのも新聞等でも報道されておりますし、実際に教育委員会においても状況を把握させていただいておりますので、今後どのような形で対応できるかわかりませんが、状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 町長も課長も今おっしゃったんですが、これから大変地元の生徒数が減少していく中で、昭和41年の第1期生から約7,000人近くの卒業生が社会で活躍されている中で、川根高校の後援会、行政の関係者、町長をはじめ町民が長期にわたり一生懸命にや

っていただいている中で、留学生制度、学校の規模維持ができ上がっていると思っております。先ほども支援を続けていくという力強いお言葉をいただきまして、私ももちろん同じですが、その前提で、あえて質問させていただきたいと思えます。

やはり一番地元の川根高校に行くというのが、私は50%ぐらいというお話も聞いたんですが、実質50%を割っている中で、教育委員会も一生懸命にやっていただいて80%近くまで頑張れたということで、いろいろな助成とか、給付型の奨学金等を努力していただく中で、やはりその地域の町内のお母さん方、お父さん方も含めて、川根高校を理解していただくということを、川根高校自身もそうです、また県もそうですが、みんなも何かの機会伝えていくことが大事になると思いますので、当然の話ではございますけれども、その中で今、それこそ説明会をやっていただくということもありますが、やはり周知というか、本当に川根高校というのはいいんだよというのを、川根高校の特性、恐らく後援会の人たちもそうですが、長い間、本当に20年も30年もかかって、ある意味では職業学校とかいろいろな要望もした中で、現実にはまだ進んでいない中で、私は質問の中に情報処理科とかそういう専門課程は持っていくかということを質問したんですが、現時点ではこれからということで理解していいでしょうか。そういうことがやれるのか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいま情報科等の川根高校におきますカリキュラム等についての御質問があったかと思いますが、特にその関係につきましては、県の教育委員会、川根高校で決定することでありまして、町のほうがそれに対し関与することはできないかと思っておりますが、先ほど言いましたように、魅力化を進めるに当たり、県の教育委員会、川根高校、町との間で4回ほど魅力化の推進連絡会を開催しております。

その中で、川根高校の魅力化を進めるための教育内容のさらなる特色化、それからICT機器を活用した教育環境の充実等については、県の教育委員会、川根高校において実施されることを確認しております。また、町におきましては、公設民営塾の設置による学力向上の支援、それから特別奨学金等の制定によって、そちらのほうを町として川根高校に対する魅力化を進めるための方策として対応してまいりたいと考えておりますので、それ以外にも受け入れ態勢の整備でありますとか、サポートファミリー制度の創設等を含めながら、今後、川根高校の魅力化を進めるために対応してまいりたいと考えております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 総合的な魅力化ということで努力していただくということは、今後も大変ありがたく思うし、よろしくお願ひしたい中で、くどくなりますが、川根高校というのは全国募集をした場合、本当にこれは県立ですし、また県教委の関係もありますので、町がとか、今、課長さんが言っているのだからわかるのですが、本当に地域から川根高校を発信していくということができのかわからないのですが、先ほど冒頭に言ったんですけれども、消極的な中で全国の募集が1桁なんていう数字が現実にはパソコンに出て

くるなんていうことは、ちょっと私はあれですので、県の定例教育委員会、あるいは今後進めていく中で頑張っていたきたいと思います。

以上で教育関係の質問を終わります。

議長、続けてもよろしいでしょうか。

○議長（太田侑孝君） はい。

○3番（野口直次君） 中高連携の強化なんですけど、私は今行っている連携強化の中で、もう一歩進んで、中等教育学校、また併設型の中学・高等学校を視野に入れた中高一貫教育の形態を考える時期は、私はそれほど遠くないような気がするんですが、その点はいかがでしょう。今、一生懸命に連携の小・中はやっておりますが、その辺。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 中高一貫の教育等につきましては、県の教育委員会等において決定されることになろうかと思っておりますので、町としてそれをやりますよということは多分決定できないかと思っておりますので、その辺について今後のいろいろな協議の中でどうされるかも含めて検討してまいりたいと考えておりますが、町としてこれをいわれたから、じゃ、いきましようということはできないかと考えております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 今あえてこの大きな壁に対して質問した中で、大変いろんな答弁をしていただきましてありがとうございました。

次に移ります。

雇用対策の関係からお聞きいたします、定住促進ということで。

町内の職場で平成27年度の国勢調査の中で今、課長が言ったようにいろいろ調べていただき、大変ありがたく思っております。その中で私が一番思うことは、私はこの地元に住んでいてここは住みやすいなど、自画自賛でおかしいかもしれませんが、本当に教育とか子育て、医療、福祉もいいと思うんですね。また、道も大分よくなったと思うんですが、本当にミスマッチというか、例えば従業員が、それは嫁さんの関係もあるのかもしれませんが、どうしてか住みにくいに44という数字が出ているんですが、私はちょっと不思議でなりませんが、今後は総合計画を含めて、基本計画にもいつも携わったり読ませていただくんですが、何かしらそれぞれまた訂正、見直しも1年1年やっていただくと思うんですが、本当に全国の中でこんないいところはないなど、自分が言うのもおかしいんですが、その辺が大きな違ったところがあるならば、これから私たち議会も含めて検討していきたいと思うんですが、その辺は町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今のものが定まっていなような感じがするんですが、何を言っているかわかりませんが、答えとして。

基本的にさつき川根高校の話が出ましたけれども、地元の人が地元を今、野口議員が言わ

れたように大変すばらしいところだと思わない限りは、よそから人も来ないだろうという思いがあります。ですので、川根高校の特徴をどういう形で出せるかという話がありましたけれども、私はカヌーとか郷土芸能の太鼓、これは大変多くの皆さんも期待してきて喜んでいられる方も大勢おられます。そのような形で対応していくことも一つの方法かとは思いますが。

それで、特に先ほど来数字も出ておりましたけれども、地元の人が地元の高校へこれだけ町が一生懸命に何とか存続したいと思っけていても、よそへ行く。これは具体的には部活の関係なんかは当然あると思っけても、やはりひとつここへ残ってやってみようという思いを持たれるようにする、そのようなPRも町としてする必要があるのかなということを感じておられます。

いずれにしましても、何事もそうなんですが、地元の人が目が輝くようなすばらしい町であるというような意識を持たない限りは、よそから来ていただくことはなかなか不可能であろうと。これは観光でも行政でもいろんな面でかかわり合っけても、当然そのようなことだと思っけても。どうかみんなでのこの町のよさをもっともっとPRし、地元に住んでいる人がその実感を得るということも必要かなというふうに今感じました。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

本当に町のPR、観光を含めて、全体の中で町民7,000人足らずでございますが、進めていくということが大事だと思っけても、また地域、地区を含めて、私もその仲間ですっていきたく思っけても。

実は今、外資系のサテライトオフィスの関係の中で、説明会が4月にあったときに、雇用がなければ仕事も来ない、一定量の仕事もなければ雇用も確保できないというお話があった中で、私たちがこの町の魅力といたたらいろいろあるのが、一番は、その人たちの考えでいくと、サテライトの関係のICT企業が、外資の企業がここへ来たということは、全国でも珍しいというか、初めてということ、その外資の企業がここにサテライトオフィスを実証実験からやっけていただっけてるんですが、それをこの町あるいは静岡県を含めて生かしながらやっけていく中で、県の中でも内陸フロンティア構想で、近隣の市町より一番早く実施した本町というのは、高く評価ができると思っけても。

これから町長をはじめ手腕が試せる中で、町長のこれからの新しい職場、雇用も含めて抱負をお聞きしたいと思っけても。このICT企業に対して何かございせんか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それは今までも何回もお話しして大変多くのお金をかけているということは、原点にはそのように外部から来ていただく企業は、最低限の整備をしない限りはこちらのほうに来ていただっけてないという前提がございせんか。ですので、そのような整備をこれまでもやっけてきたという経緯があります。

その中で、今のは多分ゾーホーの話だと思っけても、ゾーホージャパンですが、こ

ちらへ来ていただいているということで、これは地元ではまだ大勢の人を雇用していないという関係もあって、中では表に出てきませんが、東京周辺では川根本町の位置づけが大変高くなっていると、その分野では、そういうことも寄与しております。これからやはり一緒になって行政とともに対応していくことが必要であろうと。やはり世界規模の企業というのは、あちこちにいろんな連携を持っているようです。それを皆さんが一人でも二人でも多くこちらに来ていただく。それから、関連企業の皆さんもこちらに来ていただくというのも対応していくことができるのではないかと。これは情報関係ですので、担当の課長からもお聞きしていただければ、具体的に打ち合わせしておるものですからわかっていると思いますので、その説明をさせていただきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今、ゾーホーの動きで先ほど答弁もありましたけれども、実は7月11日にゾーホージャパンの関係で社長さんが講演しまして、その中で起業家が集まるところで、そこに中部支援局とともに、うちの町の支援策を説明していくところがございます。

ゾーホージャパンとしましては、昨日ちょうど静岡大学の学生が来まして、サテライトオフィスを見学しました。ちょうどそのときに横浜のオフィスとつながって、その社員の方とも会話ができました。その中で学生が、なぜ川根本町を選んだんですかというような問いがございました。実際に選んだのは上の方ですけども、社員の方もやはりこういう環境、IT企業で情報基盤整備ができたところで、横浜とか東京都内の環境の中というよりも、やはりリフレッシュしたこういう環境があるということも一つではないかということで選ばれたというふうに、社員の方からも説明をいただいております。

それとあわせて、今、ゾーホージャパンさんとお話を進めているんですけども、第二、第三、もしくはゾーホージャパンの雇用の関係ですけども、今、ゾーホージャパンでは1人SEの内定を出したそうでございます。その方は横浜で1カ月研修を受け、2カ月ほどインドへ行って、その後こちらのほうへというような予定はされているそうです。ただ、やはり企業としましては、こちらのサテライトオフィスの受け入れ状況が心配だということで、実証実験の施設、社員の住居等々が心配だというような御指摘も受けておりますので、その面についてはせっかくゾーホージャパンさんが進出していただいておりますので、御意見をお聞きしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） すみません、言葉でSCというのはセカンドエンジニアのことですか。SEというのはどういう意味でしょうか。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） すみません、システムエンジニアです。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 雇用と対策の関係は、これで終わります。

最後になりますが、産業振興についてをお聞きいたします。

非常に安定のためのということで共済の制度がさらに厚くなっていくということで、将来、農業共済組合の関係に保険制度が拡充されていく中で、一番今思うのは、加入の条件というのは前の天災共済のときには大変厳しかったんですが、今度の場合は多少何か生葉を出すとかそれ以外にどんなような形か。もしわかっている範囲で結構ですので、どんなような形の保険制度なのか教えてください。

○議長（太田侑孝君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 6月21日付の農業共済新聞に、農業経営収入保険制度、通称、収入保険ということが国会を通ったという記事が載っておりまして、詳細はわかりませんが、聞くところによりますと、お茶だけではなくて農業の収入の補填をするということで、最大9割まで補填するという保険が成立したようでございます。また、詳細がわかりましたらお伝えしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） これはやはり国の政策保険みたいなことですか。

○議長（太田侑孝君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） はい。そのようなことで、取り扱い是一般の保険会社ではなくて、農業共済組合が窓口になって進めていくということを聞いております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） きょうの私の質問の中でちょっと前向きな答弁をいただいて大変ありがたいのは、新規就農者が認定農業者というんですか、そういうところに行って、指導とか、あるいはいろいろ教えていただくということをこれからやっていくということ、これは今までJAもあまりやらなかったですが、今後こういうことによって少しでも農業のあれをわかっていたいただくということで、なかなか離農者も当然新規の中に多いと思いますので、その辺を具体的に進めていただきたいと思いますと思うんですが、それは認定農業者であれ、全部が篤農家だとは思いますが、もう受け入れ先なんかの準備もだんだんとしているんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 町内には認定農業者が62名おります。昨年度、農林業センターを整備していただきまして談話室の整備もできましたので、そちらを利用して農業に取り組みたいという若者も数名おりますので、認定農業者の方が先生というか、その話を聞いて、就農に対する取り組み方の情報交換の場をこれからつくっていきたいと考えております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

それと、もう一つお願いなんですけど、この年で言うのも誠に申し訳ないんですが、やはり農業も日々技術革新が進んでいる中で、農家ももう少し勉強することも大事だということと、

意外と経営というのがわかりにくくて、計画も立ちにくい中で、これだけ認定農業者が毎年5年更新していく中で、非常に5年前でマイナスという傾向が大変増えている中で、私は複合的な経営をさらに考えていかないといけないと思うんですが、その複合的経営のモデル的なケースというのは、ある程度そういう形をつくった何かはありますか、資料は。

○議長（太田侑孝君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 議員がおっしゃるような資料はまだございませんが、複合的にやっている認定農業者の方、例えば野口議員はお茶と柚子ということで、先進的に取り組んでおられますので、その方をモデルとして詰めていったらいいなと思っております。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） 何かだんだん声小さくなりまして、いつも皆さんのほうが大きいものですから、私がさらに小さくなりましたので、あれですが、最後になりますが、人づくりはまちづくり、ますます大事になっていく中で、多くの課題がある中で一生懸命にやっていて非常に課題をクリアしていただく中で、やはりICTなんていうのは、本当に4年前には大きな話題の中でこんなに進んで、また現実的にサテライトオフィスもできてきて、あのときの騒ぎは何だったんだという雰囲気の中で、その時代から見ると、非常にいろんな意味で町外者を呼び込むということの雇用の望みが出てきたというのは、この山間地域の中で大変いいことだと思いますので、今後ますます新しい難関は山積みだと思うんですが、町長が今後、課題をクリアしながら新しい課題でまた頑張ってください決意のほどをお聞きしたいと思えます。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今言われたように、大変この4年間で劇的に町の中が変わったなという思いは、実は持っております。大変多くの皆さんに支えていただいて、議会の皆さんが中心ですが、まとまっていたきまして、この町の将来をどうするかということまで含めて対応していただき、協力していただいたこと、それが今現在があるというふうに私自身は思っております。それに国・県並びに町民の皆さんも温かい御支援をいただいている、そのことがこのような方向性が定まったというふうに思っております。

しかしながら、新しいことをやり始めると、どうしてもなかなかスムーズにいかない面もございまして。といいますのは、町が単独でやるという事業はほとんどない中で、やはり国・県のいろんな御指導をいただきながら対応するという事の中では、なかなか思うとおりにいかないこともあります。その辺につきましては、知恵をみんなで絞って対応していきたいというのが、この3年半ではなかったのかなというふうに思っております。

これからもこの町が末長く安定していくためには、皆さんと一体となって対応していくことが必要であるし、今はどちらかというと、周りは政令指定都市でございましてけれども、隣の町と共存しているというような現状が非常に多く見受けられるというような時代になりました。広域で連携することも必要ですが、やはり一つ一つに自信と誇りを持って対応してい

くことが必要というふうに思っております。これは議会の皆さんと一体となって行政が進めていく、それが基本ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 3番、野口直次君。

○3番（野口直次君） ありがとうございます。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（太田侑孝君） これで、野口直次君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

10時15分に再開しますのでお願いいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、鈴木多津枝君、発言を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） おはようございます。日本共産党の鈴木多津枝です。ただいまより一般質問を行います。

第193回通常国会は、共謀罪法案審議にしても、首相自身にかかわる森友学園問題や加計学園問題にしても、何ら国民の疑問に答えることなく、首相をはじめとして、閣僚などによるうそとごまかしとしか思えない答弁が延々と繰り返される中、安倍内閣最大の狙いであった四度目の正直の共謀罪法案を、多くの国民や識者が、戦前の治安維持法の再来だ、内心の自由を保障する憲法違反だと反対の声を上げる中で、捜査対象も必要性も明らかにできないまま、法務大臣の二転三転する答弁のもとで、最後は委員会審議さえ飛ばして、強行採決の末、可決成立させて、18日に閉会しました。

高い支持率を維持し続けてきた安倍内閣ですが、ここに来て、どの社の世論調査でも下がり続け、特に5月と6月の間では、わずか1カ月間に、ほとんどの社で10ポイント以上も急落し、中には不支持が支持を上回ったところも出るなど、会期中は強気の答弁だった安倍首相が、閉会直後の記者会見では、冒頭から反省の弁を述べざるを得ないほど、国民の批判は沸騰しています。

国民の前に明らかにされた政権与党の数におごった不誠実な姿勢、国民不在の傲慢な政権運営に、国民の厳しい批判が高まる中、今行われている静岡県知事選挙や、間もなく、きょうですか、告示される東京都議選にどのような影響があらわれるかが注目されるもとの私の一般質問となりました。国の暴走政治の防波堤となって、町民を守る町政が行われることを心から願って、通告に従い質問を行います。

1点目は、3月議会と同様に、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてです。

国が、あの手この手で負担増とサービス削減による給付費抑制を狙っている介護保険制度ですが、来年度から始まる第7期介護保険事業計画の策定が進められていると思います。保険料決定の根幹ともなる当町の利用状況について。

①低所得者の介護保険サービス利用状況と、②昨年利用料が2割負担になった人数とサービス利用状況及び来年8月実施の3割負担者の予測人数などを伺います。

③3月議会の一般質問でも要望したのですが、免許証返還や足腰が次第に不自由になり、行きたいところへ行くことができない高齢者が増えている中、テレビや新聞などでも、しばしば他市町の取り組みが紹介され、当町でもできないかとの要望が寄せられています。その後の取り組みや考えを伺うために、再度通告しました。個人やNPOなどによる乗用車での送迎や大鐵利用割引券の取り組みを求めます。

3月議会で町長が答弁された、「町外への通勤手段の確保が課題になっており、対応を考えていく必要があると承知している」ということについてや、そのときの山本企画課長の答弁で、「いかに多くの人が使ってもらおうかということが、公共交通としては重要な課題として捉えており、バス対策委員会などで検討していく」との答弁をいただいておりますが、その後の取り組みの進捗状況を伺います。

2点目は、子育て支援の拡充をで、3月議会と、これもまた同じテーマですが、①保育料の2人目半額、3人目以降無料に設けられている所得要件の撤廃を求めるものです。

②就学援助金の新学期前倒し支給と受給資格などの具体的な周知徹底を求めます。

③臨時・パート職員の時給を1,000円以上に引き上げて、期末手当などの支給、無期雇用などに取り組んで雇用の安定化を図り、若者の結婚・子育てを後押しする考えはないか伺います。

3点目は、大鐵株式会社だった大鐵の完全子会社化についてです。

①株主優待がなくなると、通学定期の割引がなくなり、耐えがたい負担増となると心配の声が出ています。運営会社へ通学定期の料金が増えても負担増とならないよう要望を行うこととあわせて、町も父母の負担増の軽減を図る考えはないか。

また、②町民への運賃補助を行い、町民の足として利用促進を図る考えはないか伺います。

以上、町民の方々から寄せられた声をもとに、通告させていただきました。安心して住み続けられるよう前向きな答弁を期待しまして、1回目の質問といたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの10番、鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、高齢者が安心して暮らせるまちづくりをとの質問がございました。低所得者の介護サービス利用状況については、4月の介護サービス利用者は553人、そのうち第1段階の利用者は153人、第2段階が69人、第3段階が51人となり、計273人の方々を利用されておしま

す。

昨年利用料2割負担になった人数とサービス利用状況及び来年8月実施の3割負担者の予測人数につきましては、詳細を含め、担当課長よりお答えをさせていただきます。

個人の自動車等で送迎や大井川鐵道利用割引券についての御質問がございました。議員の3番目の大井川鐵道に関する御質問と関連する事項もございりますが、当町の交通基盤の整備に関しては、高齢者のみならず、子供や障害のある人も含め、全ての人にかかわる問題と認識をしております。今後、各担当課の垣根を越えて協議を進めるとともに、地域公共交通会議の皆様等と検討してまいりたいと存じますが、現状の制度上を含め、現況を担当課長よりお答えをさせていただきます。

2点目の子育て支援拡充に関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず、保育料の軽減についてであります。

毎回、同様の質問となりますが、現在、国の制度に沿って小学校就学前の範囲内に子供が2人以上いる場合、最年長の子供を第1子、その下の子供を第2子とカウントし、第2子を半額、第3子以降を無料としております。

保育料の決定につきましては、毎年、保育所運営委員会で諮っていただき、決定をしておりますが、現在の当町の保育料額は、国で定めた保育料上限額の約6割程度であり、適当なものであると考えております。

今後におきましても、国の制度の範囲内で保育所運営委員会の意見を聞いた後に、保育料を決定をしていく所存であります。

次に、就学援助費の支給につきましては、川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱により、保護者からの就学援助費の申請に基づき、内容の調査を行った上で、認定を行い支給をしております。

支給時期につきましては、年間3回、学期ごとに集計をし、支給を行っているところであります。

御質問にあります、就学援助金の新学期前倒し支給に関しては、新入学児童生徒の学用品費等入学準備等に出費が多く、同援助金の早期支給を求める状況も十分理解できるものであります。予算区分の都合上、4月前の支給は難しいものがありますが、4月当初での支給実現に向け、関係機関等との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

制度の周知につきましては、これまで同様のお答えとなりますが、町ホームページ上でお知らせをしているほか、学校や民生委員・児童委員の方々の見守り等により、支援が必要な方々に対する声かけや相談に応じておりますので、今後もホームページ等、情報発信メディアの充実と活用及び関係の方々との連携を深め、制度の周知に努めていきたいと考えております。

次に、役場における臨時・パート職員についての御質問がありますが、現在、役場では、本年度よりその業務の専門性、資格要件等に基づき、これらの職員を嘱託職員とし、臨時職

員及び常勤職員として正規職員以外の者を雇用をしております。

それらの方々の給料、手当等の支給や勤務時間・休暇等の取り扱いは、それぞれの規定に基づき対応しているところであります。

給料や期末勤勉手当などの諸手当についても、基本的には町職員に準ずる規定になっております。

賃金等につきましては、最低賃金を基本に、近隣他市町の状況や町内の事業所の状況など、様々な要因を考慮の上、決定していきたいと考えております。

今後についても、的確に状況を把握した上で、賃金の見直しなど必要に応じた待遇改善に努めていき、適切に対処してまいりたいと考えております。

3点目の大井川鐵道に関する御質問にお答えをさせていただきます。

今回の大井川鐵道における完全子会社化に伴い、株主優待がなくなります。また、優待を利用し、通学されている学生がいることは承知しております。この株主優待は、株主の方への優待制度であり、通学定期の割引制度ではなく、この利用により運賃の収入ロスが毎年見込まれております。

今後は、正規の定期購入により運賃収入の増加が見込まれることから、定期料金の減額等について、大井川鐵道へ要望してまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、大井川鐵道利用者の通学定期の負担は大きいものがあるため、今後、教育委員会など関係機関と検討していきたいと考えております。

次に、町民への運賃補助についてであります。現在、町営バス等の運行していない北部地域、旧本川根になりますけれども、公共交通運賃助成事業を実施をしておりますが、平成29年度末に予定される青部バイパス供用開始を踏まえ、町営バス等の路線の見直しを検討しております。

これに伴いまして、現在行っている公共交通運賃助成事業の実施目的が解消された場合は、事業の見直しについても検討していく予定であります。

また、広域的な交通に関しても、外出支援などを含めた支援の充実により、町民の利便性を図っていきたいと考えているところであります。現段階では、大井川鐵道利用への直接的な運賃補助については予定はしておりません。

なお、先ほど述べさせていただいたように、定期通学者等への支援は検討をしていきたいというふうに考えております。

しかし、大井川鐵道の地域公共交通としての役割は存在をするため、大井川鐵道存続のため、引き続き多方面からの支援を検討し、展開をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 補足説明は、高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、私のほうから、鈴木議員の1の②と1の③についてお答えをさせていただきます。

まず、1の2番目の、昨年利用料2割負担となった人数とサービス利用状況及び来年8月実施の3割負担者の予測人数はという御質問でございますけれども、現在、利用料が2割負担となっている方、年収280万円以上の方は26名いらっしゃいます。その方々の介護保険の利用状況でございますけれども、まず、26名の方を介護度別に申し上げますと、自立が1、事業対象者が2、支援1が3、支援2が2、介護1が6、介護2が2、介護3が2、介護4が7、介護5が1で、その方々の利用されているサービスでございますが、施設サービス利用が8名の方、それから在宅でのサービスの利用が12名、サービスの利用がない方が6名いらっしゃいます。ちなみに、サービスを使っていない方は軽度の方になります。

また、平成30年8月から3割負担になる可能性がある方の予測人数という御質問をいただきましたけれども、御承知のとおり3割負担の具体的な所得水準につきましては、今後、政令で定めるとされており、現時点では合計所得金額、給与所得や事業収入等から必要経費を控除した額220万円以上、かつ年金収入プラスその他の合計所得金額が、単身世帯で340万円以上、夫婦世帯で463万円というふうになってございます。これにつきましては、実施が平成30年8月でございますので、現時点で具体的な数字を見込むというのは適当ではないというふうに考えますので、御理解のほどお願いをいたします。

続きまして、3点目の個人の自動車での送迎や大井川鐵道利用の取り組みをという御質問でございます。

御承知のとおり、高齢者福祉課としましては、高齢者の移動が困難な方々に対し、移動手段を確保し、地域の交通利便を図り、在宅での自立した生活を支援し、住みなれた土地で安心して暮らしていける生活環境を整備を行うため、外出支援サービスを実施をしております。

昨年の延べ人数は4,425人で、前年比325人の増となっております。利用の約9割が町外への通院でございまして、特に、最近では、通院でも重篤な方が多くなってきておりますので、引き続き、高齢者の足の確保について関係機関と協議をしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　それでは、鈴木議員の最初の一般質問の関係の3つ目の、今のNPO等における自動車での送迎の関係についてお答えさせていただきます。

他人の需要に応じ、有償で自動車を使用して送迎を行う場合は、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、旅客自動車運送事業、バス・タクシー事業の許可が必要となってきます。

しかし、バス・タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されない場合につきましては、生活交通の確保等の観点から、市町村バスやNPO法人による自家用自動車を用いました有償運送を認める自家用有償旅客運送

の登録制度が、平成18年に道路運送法第78条第2号により、法律上明確に位置づけられ、活用できるようになっております。

また、NPO等が自家用車で送迎サービスを行う方法としましては、自家用有償旅客運送である福祉有償運送と公共交通空白地有償運送の2種別がございます。

1点目の福祉有償運送とは、介助がなく移動することが困難であると認められ、かつ単独で公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の会員に対して、原則ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもので、町が実施しております外出支援サービス事業と同じような内容となってきました。

2つ目の公共交通空白地有償運送とは、市町村を単位としました交通空白地におきまして、会員を対象として輸送を行うものであり、町で実施しておりますデマンドタクシー事業と、ほぼ内容的には同じような事業となってきました。

NPO等が、福祉有償運送または公共交通空白地有償運送を行う場合につきましては、市町村、地方運輸局、地域住民、NPOとバス・タクシー事業所等により構成します運営協議会を設置しまして、その中で関係者間の協議を行った上で国土交通省に申請を行い、登録され、行うことができるようになります。

事業実施主体がNPOとなりますことから、登録の流れは、市町村が行う市町村運営有償運送とは同じですけれども、協議を行う組織の名称が運営協議会という形で、町が実施しております地方公共交通会議という会議とは、また別の組織になる形になります。

また、個人等によりまして無償で送迎を行う場合につきましては、この法律の規制対象外ではございますけれども、万が一事故等が起きた場合の損害補償などのトラブルが懸念されることから、個人での無償での送迎というのは、実施は困難であるものと考えられます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） それでは、再質問を許します。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 答弁ありがとうございました。

今回は、高校生の通学定期に対して補助ができるかもしれないという明るい見通しが1つありましたけれども、ほかのことについては、特に保育料については前回と同じ答弁ということで、本当に残念だなと思っています。

それでは、再質問、予測をしてつくってききましたので、順に再質問させていただきます。

最初の1番目の①、②についてですけれども、21日の静岡新聞に載った、厚労省が20日に発表した2015年度の介護保険事業状況報告書によると、本人負担を除いた給付費は、前年度比2.2%増の9兆976億円ということで、開始以来15年間連続の増額になっています。

増加率は、前年度の4.6%に比べて鈍化し、1人当たりの給付費は前年度より1,000円少ない26万9,000円で、9年ぶりの減少という状況です。

要介護認定を受けた人は、16年3月末時点で前年度比14万6,000人増の620万4,000人ということで、65歳以上の人に占める認定者の割合は、全国平均で17.9%、和歌山県が最高の

22.2%、埼玉県が最低の14.3%、静岡県は下から4番目の15.5%だったという報道が載りました。当然、読んでいただいていると思います。

そして、また、うちの町はどうなんだろう、こういうニュースが出れば、気にかけて計算したりしていらっしゃるのではないかと思いますけれども、当町の1人当たり給付費や65歳以上に占める要介護認定者の割合、それから前年との比較など、どういう状況になっているか伺います。

○議長（太田侑孝君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、議員の質問にお答えをしたいと思います。

当町の1人当たりの給付費、それから65歳以上に占める要介護認定者の割合、前年比という御質問でございます。

まず、当町の1人当たりの給付費でございますが、27年度が28万4,051円でございます。それから28年度でございますが、28万4,133円となります。前年比82円の増となっております。

また、65歳以上に占める要介護認定者数でございますけれども、27年度で16.4%でしたが、28年度は16.6%となっております、0.2ポイント上昇をしている状況でございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 状況としては、大変、担当の職員の皆さん、保健師さん、それから町民の方々の介護予防といいますか、健康維持というか、そういうものが、高齢化が進んでいる中でも、こういう前年度対比、ほとんど増えていない、微増という状況を保っているというのはとてもいいことだなと、さらなる町民への支援をお願いしたいと思います。

次ですけれども、第7期介護保険事業計画策定における保険料の見通しはどういうふうになっているのでしょうか。計画の進捗状況や保険料の見通しなど、いつ議会に示されるか伺います。

○議長（太田侑孝君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それでは、お答えをいたします。

第7期の介護保険事業計画策定における保険料の見通しという御質問でございますが、現在、第6期の介護保険事業計画の検証作業をしております。今後、夏から秋にかけて、人口や、それから被保険者数、要介護高齢者の推計などをもとに、サービスの見込み量を今年末ぐらいまでに見込みをしたいというふうに予定をしております。

したがって、皆様方にお示しができるのは年明け、来年になろうかと思います。皆様の生活に直接かかわる保険料でございますので、やはりこれは慎重に協議、検討をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 私は、もう議会にそのころはいないかもしれませんが、来年の年明けに示されるということでは、県のスケジュールを見ますと、12月ぐらいに議会にかけるというふうになっているのではないのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） シミュレーション自体は、もう秋ぐらいから始めるんですが、ちゃんとした数字を申し上げられるのは、すみません、年明けになろうかと思います。県のほうにも、その都度、もし変更があれば報告をさせていただくような形をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 決定でなくて状態を、進捗状況といいますか、町の状況というのは、なるべく早く議会のほうに報告をしていただきたいと思いますし、できるだけ負担増とならない手当も、議会も一緒になって考えていくべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

次ですけれども、介護保険制度は、保険料も利用料も高額所得者ほど負担割合が少なくなっていて、低所得者ほど所得に対する負担が重くなっています。

先ほどの答弁で、ちょっと聞き落としたんですけれども、こういう状況を、うちの町では、高額所得者に負担が軽いという状況を、所得の格差の中において、負担が所得が低い人ほど重い状態になっているということについてどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（太田侑孝君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 以前も、答弁はさせていただいた記憶がございますが、御承知のとおり、介護保険や介護予防のサービスにつきましては、ケアマネジャー、計画をつくる方が、対象者の尊厳や意向、家族の事情等を勘案し、居宅介護支援計画、いわゆるケアプランを策定をしてサービスを利用いたします。

プランの作成に関しましては、直営の地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーによって、軽減措置への対応も含めたきめ細やかなサービス計画がされているところがございます。

低所得者への対応としましては、1として負担限度額認定、2つ目として社会福祉法人等利用者負担軽減、3番として離島等地域特別加算利用者負担軽減があるほか、そのほかにも、紙おむつなどの家族介護用品の支給事業、それから福祉介護手当支給事業等の活用についても、あわせてケアマネジャーのほうに制度の周知をし、制度の適切な活用を勧めているところがございます。

ちなみに、今年度の各サービスの利用状況でございますけれども、各軽減の利用状況でございますが、負担限度額の認定が、現在134人、社会福祉法人の軽減が58人、離島等の地域特別加算利用者負担軽減が123人、家族介護用品の支給事業が5人、福祉介護手当の支給が90名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 事前に、数字について、少し通告というか、お知らせをしてありますので、次の所得段階が1の要介護者と、所得段階5の要介護者を比べた場合に、1人当たりの利用料がどのようになっているか、比較をしているかどうかお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） もう一度、鈴木さん、確認してください。

○10番（鈴木多津枝君） 所得段階1の要介護者と、それから所得段階5の要介護者、要介護認定された方ですから、必ずしも全員介護サービス利用しているとは限らないでしょうし、ぎりぎりいっぱいまで認められた額を使っているとは限らないと思います。

それで、所得段階が、先ほど低所得者ほど負担が重い制度だというふうに言ったんですけども、そういう意味で所得段階1といいますと、本当に低所得、生活保護などの人も入るわけですけども、そういう方と所得段階……ごめんなさい、要介護5と言ったのでわからなかったんですね、所得段階が一番上9になっていますかね、今。9の人で、もし利用料が大きく違うようだったら、やっぱり収入が少なければ、保険料は、ちゃんと第1段階の保険料を納めても、利用は控えなければいけないという状況が起きてきていると思うんですけども、そのことについて注意して調べていただいているかどうかを確認したいと思って、いたしました。

○議長（太田侑孝君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 申し訳ありません。段階別、いわゆる第1段階よりは第9段階までの方のサービスの利用状況は調べればわかるんですが、その方その方、個人個人使うサービスが違うものですから、利用負担が、例えば、じゃ、第1段階の方がとても多いか、第9段階の人がとても少ないかというのは、ちょっと現状では、今、把握をしてございません。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） また後で教えてください。よろしくお願いします。

ちょっと傍聴者が、とても気にしていらっしゃる問題を通告してありますので、順番を変えて、3番目の大鐵完全子会社について再質問を行います。

5月26日の全協だと思えますけれども、大鐵完全子会社化方針決定に伴う全株主への株式売渡請求の承認に係る通知が約1,500人、株主さんへ郵送されたという報告をいただいたんですけども、最初に、そのための株主総会が、いつどこで開かれたのか。そして、そこでは、どのような方が参加して、どんな意見が出されたのか。今後、株式売却する株主の皆さんの大鐵存続への熱い思いは、どのように酌み上げられたのか。行政は、いつ誰がどのような会合に参加して、どのような意見を発言されたのかなど、昨日ですけれどもお知らせしましたので、これまでの経過と今後の対応について説明を求めます。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

具体的には、大井川鐵道の会社のほうでやられたことなものですから、町への説明の状況等々について御説明をさせていただきます。

今回の完全子会社に係る株売渡請求に関する手続につきましては、議会全員協議会でも説明させていただきましたが、会社法に基づく手続をされたものでございます。その経過について、昨日、質問いただきましてから、大井川鐵道にも確認をしたものを御説明します。

まず、5月1日付で、エクリップス日高株式会社から譲渡請求通知書が大井川鐵道に通知をされてございます。

大井川鐵道につきましては、その通知に基づき、会社法第179条の3による会社の承認が必要なものですから、それを諮るために5月16日に取締役会を開催し、承認をしたとのごとでございます。この取締役会には鈴木町長が監査役として出席しております。

町が、株売渡請求について情報を得たのは、このときが初めてでございますが、翌17日に大井川鐵道から前田社長が見えまして、経過の説明を受けたところでございます。

取締役会の議論についてでございますけれども、今後の大井川鐵道の存続にとって必要不可欠なものであるとの見解から、承認はされたと聞いておりますが、ただし、委員の取締役の中では、やはり今まで応援していただいた株主の方への丁寧な説明はお願いしたいというような御意見があったということです。

今後でありますけれども、17日に大井川鐵道の前田社長が来庁されたときには、やはり町からも、創業当時から株を所有し応援していただいた地域の住民の方の思いがございますので、それを忘れずに、同様の地域密着型の要望をしております。新聞でもありましたように、社長及び親会社からも、今までと変わらないようにというようなコメントは出されているかと思っております。

町としても、地域の皆さん、これまで以上に沿線の自治体として地域の声を届けていくように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 株式を持っておられた個人の株主さんが、株式を手放すということは、本当に相当の決断が必要だと思います。

今回の全株買い上げについて、事前の説明は何もなかったということを、個人の株主さんから聞きました。

そして、町は、役員にもなっており、個人の株主の思いを酌み上げる話し合いの場を持つように、先ほども町からとしての要望は会社にしたということですがけれども、親会社、大鐵にしたということですがけれども、ぜひ、その株主の方々への説明をきちんとやるようにという要望をしてほしいという声も寄せられています。そのことについてどう思われますか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 実は、私もかかわりありまして、この取締役会に出席しております。

その中で、今言われたことは、課長から言ったことが全てだと思いますけれども、その中で、特に地域経済活性化支援機構というのが間へ入っているということでございます。これは、昔の再生機構になりますけれども、名前が変わったということです。その中で、2014年に改正された会社法の中で、株式の90%以上を取得している人を特別支配株主というそうです。その株主が、少数の株主の株を強制的に取得をできることになったというのが、会社法の改正であるということをお聞きしております。これは、合併や買収を促進する狙いがあるということの理屈のようです。

エクリプス日高は、大井川鐵道の特別支配株主に当たるということでございますので、地元の株主が、この売り渡しに対しまして拒むことができないというようなことになっているようです。その辺が、先ほど課長から話がありました、昭和の初めに1株50円のお金がどれだけの値打ちがあったか、価値があったかということを見ると、やはり今90歳超した方は、私どもに言われます。当時は、大変、食うものも食わずに大井川鐵道を延伸してもらいたいと。その思いだけで1株の株を買ったと。これは義務づけられたような形で対応したから、大変苦しい生活をしたということも、実は私自身もお聞きしているというような中で、このような会社法が決まっているのは、今後どうしたらいいかということになりますと、当然ながら、島田市に本社があるという中で、沿線の島田市と我々川根本町が一体となって、沿線の意向を反映するということをやっていくことが必要であると。これは、今までも3者で、大井川鐵道の社長が入りますけれども、3者で会合は何回もやっております。そこで、いろんな問題点が出れば対応を即座にやるというようなこともやっているものですから、その辺のことはずっと続けてほしいということも言っておりますし、町民の足といても、今現在は、観光の鉄道になったというような側面が非常に多いわけですが、その辺も含めて減便だけはしないようにしてほしいと。増便なら幾ら増便してもいいけれども、減便だけはやめてほしいというようなことは、当然、島田市も川根本町も、沿線の自治体ということで要望してあります。

そのような中で、今後のことは若干トーマスの契約の年限によって変わるのかなというふうな危機感を持っています。といいますのは、今現在、トーマスが運行しないとき、どうなるだろうということをお考えたときには、今の地元の住民が乗っかるぐらいでは、なかなか対応できないのではないかとというようなことも考えられます。

その中で、当然、株主総会の中では役員会がございましてけれども、取締役会が。それには中部電力も入っておりますし、地元では北島亭さん、それから監査役では松岡義夫さん、それから中村圓一郎さんの孫に当たる中村秀雄さん等々、それから、東海パルプのOBの伊藤孝さんが入って役員やっておりますけれども、その皆さんも、地元の状況をよく知っているものですから、何とか存続するために、みんなで協力していこうというような話が出ているものですから、沿線の自治体と一体となって対応する。これは、ひいて言えば、地元の住民と一緒に対応するという方向性は変わっていないというふうに思いますし、多分、社長が、

議会の皆さん、それから役場へ来たときにも、区長会の皆さんにもそのような説明があったかと思えますけれども、その方針は変わっていないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

私ども、以前、まだ合併前、神尾で大きな崩落事故があつて、地元の首長が、全員が役員になったことが一時あります。その後は、やめられましたけれども、ほかの方は。そういう経緯があつて役員の監査役でいるということで御理解をいただきたいと思えます。

神尾の崩落事故のときに、それぞれの工事の負担金を沿線の自治体で出したということがあったものですから、それ以来ということで御理解いただきたいと思えます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 支援のために立ち上げていた三者協議会というんですかね、川根本町、島田市、大鐵さんの。それはもう解散したんじゃないかという話を寄せられているんですけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 解散しておりません。回数は少し減った時期ありましたけれども、何か問題があつたりいろんなことがあれば、当然いつでも開けるといふような会になって、継続はしております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 少し、今の町長の答弁で、株主さんも大鐵存続に向けて、自分たちは存続というか、大鐵のためにということで株主になったという思いを引き継いでいただきたいという思いが、少しは理解してもらえないんじゃないかなど。

でも、やっぱり、こういう時期に、いい部門だけ切り売りするんじゃないかというような不安も抱いているみたいですけれども、そういうことについて協議会あるいは株主総会で、きちんと大鐵に、要望を具体的に紙で出してほしいという声も届いています。そういうことをしないようにという、地域の足なんだということで、はっきりと要望を出してほしいということですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それは、出しておく必要もあるかもしれないなんていう感じがします。別に出していい、悪いじゃなくて、そのような証拠的に置いておきたいということであれば、当然議会からでもいいですし、町としてもいいですし、どちらでも協議しながら対応していただくと。これは島田市とも相談したほうがいいかもしれませんが、本社がある兼ね合いも含んでいますから。その辺のことで協議をさせていただくということで、幹事会も対応するということになっておりますので、そのようなことも含めて検討していきたいと思えます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 前田社長は、しばしば新聞にも載っていますし、町長からの報告

でも、地域と密着して進めていきたいというふうに決意を述べておられますけれども、私は、だからこそ、地域の住民の願いは密着という具体的なことは、大井川鐵道が住民の足として、乗りやすい状況で存続してほしい。そのことが住民の人たちの一番熱い思いだと思うんですね。

でも、実際は料金が安い、なかなか乗れない。減便もありますけれども、そのために私は、町が、以前から何回か要望しているんですけども、運賃助成を先ほどやる考えはないというふうに答えられましたけれども、ぜひ、このことも取り組んでほしいんです。町が、ちゃんと住民が乗りやすいようにしているよ、したんだよ。だからその思いは大きい、そして、町民の人たちも安くなれば値段が下がれば、あるいはワンデーフリー切符のように往復して1日1,000円だよとか、そういうものがあれば、もっと大鐵乗れるのになという声もたくさん届いています。

そういうことで、やはり、やる気はないんじゃないかと、検討していただきたいし、ぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） そこが非常に問題で、再生機構が入っている中で、当たり前の経費を削減しながら収益を上げるというような方向性というのは、非常に取っつきがいいと。

しかしながら、再生機構が入っている中では、新たに出費がかさむもので、収益が見込めないものというのは意外と厳しいというような報告を受けています。

しかしながら、先ほども申し上げたとおり、地域と密着した大井川鐵道であるならば、何らかの地元プラスになるような方向は出してもらいたいということを要望しています。

それから、もう一つ大事なことは、川根本町も島田市も、交通整理等含めたり、駐車場の確保をしたり、トーマスの期間でも相当な出費をして、こちらへ来ていただくお客様に対応しているという実績があるわけです。ですので、町が何もやっていないじゃなくて、今まで以上にやっているという中で、今度はどういうことを一緒にできるかということを探る時期に来ているなというふうに思っています。

ですので、町が何もやらないじゃなくて、具体的に、後ほど金額、数字を聞いても結構なんですけど、相当町として対応をしているということだけは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 何もやっていないということではなくて、ぜひ前向きに、もう一歩、町民の人たちの足として大鐵を利用しやすくなるように、町が料金の補助をする。大鐵に決して損害を与えることではなくて、大鐵は利用が増えればその分収益上がるわけですから、町としては支出がかさむかもしれませんが、今、多分1,000万以上の支出を、多分、支援で使っているんだと思います。そういう中ですけども、やはり町民の人たちに、あまねく利用したいという希望がある人たちへの町の支援をやることによって、大鐵存続の思いは町民も行政も同じだということをお示ししていただきたいということなんですけれども。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） 商工観光の関係で申しますと、先ほど町長から、トーマスとか大井川鐵道の観光に対する支援とかというのがございますので、ちょっと具体的に数字だけお知らせしておきたいわけですが、平成28年度の、例えばトーマスの乗車人員が7万491人、ジェームスが1万7,363人、千頭駅の会場から入場者数がどのぐらいあったかと申しますと7万751人ということでありまして、15万から16万が昨年度も川根本町へトーマスということに来ていらっしゃるということでございます。

お金のことは余り言いたくないんですが、トーマスでどのぐらいのお金取っていますかという、大体1人トーマスが2,720円、子供が1,360円で、あと千頭駅から500円の入場券でお客さんが入っていますということで、観光的には、大井川鐵道が4年前に始まったトーマスによって、大分元気になってきたなというイメージはあるということは、逆に、川根本町の観光にとってはプラスになっていると。全国的に大井川鐵道の名前が売れていることによって、川根本町が大きな影響を受けているという部分も、反面あるということでございます。

町長が、今申しました、じゃ、町もどのぐらいこのトーマスに関する支出をしているかということでございますけれども、川根本町で負担金を1,200万支払っております。島田市が600万支払っております、県の助成金を614万7,000円ほどで2,400万ほどの事業をトーマスの関係のフェア等で支出させていただいております。

町の一般財源では、交通整理業務をトーマス期間中に10月9日まで実施しますと463万6,000円、これがまた別途かかっておりますが、そういったことで、あとJAの横の駐車場ですか、年間お借りして、大鐵さんから7カ月分もらって、残りを町が負担している、そういったこともやっておりますので、町としては観光的にも元気になってもらいたいというところで、そのような支出をさせていただいているということで、数字だけ御報告させていただきます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

次に、飛ばした質問について行いたいと思います。

NPOタクシーによる有償運送をという点ですけれども、6月7日付の静新に浜松市の天竜区、佐久間地区で、過疎地域有償運送をしているということで、NPOタクシーにICT、情報通信技術を使った配車アプリを導入して、運行区域を拡大する案ができたというのが載りました。23日の、今月ですけれども、きょうですね、公共交通会議で承認されれば10月から2年間の実証運行に入るといえることですので、読んでおられると思いますけれども、当町で、こういうICT活用したNPOもそうですし、現在やっているデマンドタクシー、あるいは外出支援、こういうのにも活用ができるんじゃないかと思うんですけれども、検討する考えがあたりか、お聞きします。

○議長（太田侑孝君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　今の質問についてお答えさせていただきます。

新聞に掲載されておりますように、今回のこの佐久間地区で実施されているものについては、NPOタクシーという形で実施をされております。

今、鈴木議員が言いましたように、当町で考えられるとすれば、やはりデマンドタクシー、外出支援に当たるかと考えられます。

現在の、平成28年度デマンドタクシーの利用者の状況につきましては、1年間で6,336人、そのうち高齢者につきましては5,191人、全体の82%を占めております。今回のこの配車アプリにつきましては、スマートフォンを利用する、またはタブレット端末等を利用することにより配車予約をするという形になります。

現段階で、当町のこういう交通利用者というのは高齢者であるということから、今回のこのサービスをもし利用するに当たっては、やはり携帯電話、こちらについてもスマートフォンに切りかえるとか、タブレットを購入するというような経費も発生してくるかと思えます。

また、予約についても、こういう携帯からの操作という形になりますので、やはりそれに伴う操作技術、そういうものが果たして高齢者でどれぐらい対応できるのかというところも一つの懸念材料であるのかとは感じられます。

今回、この件につきましては、現段階で、佐久間のほうで実施しようという形については、2年間の実証実験であるということから、また、利用料につきましては、今現在、タクシーの2分の1相当を予定しているということだったんですけれども、今回の実証実験につきましては、さらにプラスアルファで約10%上乗せで、実質的には利用料が増額するというような形で、掲載のほうされております。

あとは、実際に、この事業をやるに当たっての経費的な面、導入に当たってどれぐらいの経費がかかるのか、そういうものについて私どももまだちょっと数値を把握していない部分がございますので、そこら辺につきましては資料等を今後集めて、実際に、じゃ、町でできるのかどうか、今後の検討として考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（太田侑孝君）　　10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君）　　NPOを立ち上げている方がやりたいと言った場合に、当町ではそういうこと可能なんでしょうか、有償タクシーですけれども。

○議長（太田侑孝君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　　NPO等でもし有償でやる場合なんですけれども、先ほどもちょっと答弁させていただきました。NPO団体が個人というか、NPO団体として有償運送をやる場合は、やはり先ほどちょっと述べましたように、町、それからNPO団体、地方運輸局、タクシー事業者等を交えた形での運営協議会を設立し、その中で事業運行についての協議をし、認めるという形になれば、国土交通省にその申請を上げて、許可をいただい

た後に実施できるという形になります。NPO団体がもしやる場合につきましては、やはり第2種の免許取得が必要になります。もしくは一定の講習を受けないとその資格を取ることができませんので、そういう講習を受けて初めて登録ができるという形になります。

今回、もしNPOが個人でやろうとする場合は、やはりそれなりの協議会の要綱の制定とかそういうものが新たに必要となってきました。例えば、逆に市町村が主体となってNPO団体に委託業務をするという形であれば、今までの地方公共交通会議の中で承認をされてやっていたら、こちらについても、もちろん運輸局等の届け出は必要なんですけれども、要は、組織が行政がやるのか、NPO団体が個人がやるのかということで取り扱いが若干違って来る状況ではあります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 免許証を返上した高齢者の方々がいらっしゃって、外へ出るのが大変になったという声をたくさん聞きますけれども、その免許証を返上した高齢者の人数とか、それから交通事故も、いろいろ世間では高齢者の交通事故というのが取り上げられていますけれども、当町での状況を把握しているか伺います。

○議長（太田侑孝君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 当町におけます免許証の自主返納者なんですけれども、平成29年3月末現在におきまして、全体で36人の返納者であるということを確認はしております。

今回、うちのほうの町としましては、運転免許証の自主返納者に対する町営バス回数券の交付というものを今年の4月から実施をするように、実際に実施を始めております。こちらにつきましては、今年度、今現在4人の申請がありまして、その4名の方に町営バスの回数券の交付のほうを実際に実施しております。回数券につきましては、100円券の回数券、こちらを10冊無料で配布して使用していただくという形になります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 鈴木議員からの高齢者の交通事故に関する御質問がありました。お答えをさせていただきます。

事故発生の状況の統計につきましては、事故発生場所での統計となります。したがって、町内在住の高齢者の方が町外で事故をどれだけ起こしているかと、そういう形のデータは、申し訳ありません、警察にも確認しましたが、そういうデータはないということです。町内での状況という形で御答弁させていただきます。

本年1月1日から6月21日までの集計でありますけれども、町内で発生した人身事故は13件、うち65歳以上の方が関係した事件が9件となっております。また、そのうち65歳以上の方が第一当事者、具体的に言いますと、運転していれば運転者であったり、事故に遭われた

方という形になりますけれども、その方の数は7件といったものとなっております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そういうことを防ぐためにも、返納しやすくする、そして返納した後も困らないように足の確保をするということは、行政にとって大きな責務だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいし、先ほども申し上げました大鉄の乗車割引なども、そういう点からもぜひ取り組んで実現していただきたいということを、重ねてお願いいたします。

それでは、2点目の子育て支援の拡充で質問をいたします。

先ほども前回と同じように、国の2人目半額、3人目以降無料化を子供の人数に関係なく実施するよという拡充に対して、当町は、国が設けている所得360万以下の世帯というところを撤廃してほしいと何度も要望しているんですけども、それはこのままで、今の保育料は国の6割程度だから適当だというふうなお言葉が、何回もこれまでも繰り返されています。

子育て世帯、赤ちゃんを産んで育てて、本当に大変な思いをしている。子供が1人いるとかかるお金はそれだけ大きいわけですから、そこを軽減してあげ、お母さんたちが働くことも可能なような町にしていくということも大きな役割ではないかと思うんですけども、島田市では、再選された染谷市長さんが、選挙の公約に掲げたんだと思うんですけども、当選した記者会見で、360万の所得制限は撤廃して、全ての対象者に2人目半額、3人目以降は無料を実施しますと、そのために6月議会に予算を上程して、計上して、9月から実施するということを言われたという報道が新聞にも載りました。

そういうところを見ても、当町は3月議会で、多分、海老名課長だと思うんですけども、近隣の自治体の状況より遅れているということは放置はできないような答弁をされましたので、ぜひこの点も、やらないではなくて、ぜひ早急に一日も早く保育所運営委員会を開いて諮問をしていただきたいんです。諮問をしないと、委員の人たちはやはり行政が決めたとおりのことでいいよという姿勢が、非常にこれまで、私、運営委員をやっている、主張してもなかなか通らない、行政が決めたこと以外を、以上ということとはなかなか実現していかないということを体験していますので、前回は諮問の仕方を変えてほしいというふうに要望したんですけども、ぜひこういうことを撤廃したいという諮問をしていただければ、保育所運営委員の皆さんはきっと心優しい人たちがそろっていますので、それに反対をするということはないと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 鈴木議員の御質問にお答えしたいと思います。

他市町の実施状況につきましては、現在のところ、沼津市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、御山町、西伊豆町、清水町、長泉町が実施していると聞いております。それと新たに、議員のおっしゃるとおり、焼津市と島田市が29年9月からということで実施と

聞いております。

島田市につきましては、子育て世代をターゲットにしまして、子育て世代に優しい町を目指すことにより転入増加を図るということを目的にし、29年9月分の保育料から所得制限や年齢制限を撤廃するというのを聞いております。

当町ですけれども、前年度、答弁したわけなんですけど、平成29年2月23日に、28年度の第2回川根本町立保育所運営委員会を開催しております。町長の答弁にもありましたが、29年度の保育料につきましては、町長から諮問があり、委員会の中で協議し、方針が決定され、答申が出されております。運営委員会の答申につきましては尊重しなければならないと考えております。現段階では委員会の答申に従い現状を維持し、改定については行わない方針であります。今後につきましては、運営委員会の答申をもとに方針を決定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 全然私が言っていることを聞いていないという気がして、しょうがありません。諮問をすれば答申が出るわけですよ。その答申は、年度初めというか、年度始まる前の2月の運営委員会へ出された諮問であって、そこには、行政は所得制限を撤廃したいけれどもどうですかという諮問はされなかったわけですよ。国が出してきた軽減の状況でやりたいけれどもどうですかという諮問をされたから、委員の方たちは、国に倣ってやるんだったらいいだろうということで、皆さん、それでいいというふうに言われて、私一人が360万の制限を撤廃すべきだということで賛成しなかったというのが実情なんですけれども、それを、状況が変わってきたんだから、海老名課長も、何か何回も持ち出しては申し訳ないんですけども、近隣の自治体がそうやって撤廃をしてきている、そういう状況の中で、2月にやったことを変えないでいて、町民の人たち、特に若いお母さんやお父さんたちは、情報すごく敏感ですよ。そういうことに対して、うちの町は、今回の私の質問で、何も変える気はないということを発信されるわけですよ。それでいいんですか、そういう町で。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、大事なところが2つぐらいあると思っておりますが、1つは、委員会というのはどういうことを審議するんだということが、一つ大事な位置づけになるかと思っております。町がこういう方向でいきたいよということばかりではなくて、今言われたようなことで、ほかの委員の皆さんも、近隣市町はこういう状況でこういう変化が起こっていますよと、そういう共有の認識を持って委員会を開いてもらいたい。委員会は選ばれた人がなっています。もし行政が途中でそのような方向でやりたいという、できないことはない。しかしながら、委員会の扱いがどうだということに必ず振り返ってくる可能性があるという中では、今言われたことを委員会でしっかり詰めていただければ、私どもはその委員会の方向には沿って対応するという事だけは、間違いありません。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） それでは、委員会のほうから開催したいということを行政に言えばいいということですね。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） どこかの国のほうじゃなかなか委員会開かないようですが、町では開いて、よりよい方向に対応するという必要であると。やはり委員会の皆さんが共通の意識を持ってもらえない限りは、一部の人と話をしたというわけにはいかないだろうという思いもあるし、これまでの流れもあるというような中で、そういう周りの環境が変わってきたということをもっともっと大きな声で言っていただいて、みんなの共有の認識にしてもらいたいというふうに思います。それに沿って町は対応はできます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 一部の人と言われてしまいましたけれども、とても残念だと思いますけれども、委員会のほうへ働きかけていきたいと思います。

次に、経済的理由で困っているお宅へ支給される就学援助金についてですけれども、入学準備支度金が間に合うようにということで、先ほど答弁をちょっと聞き漏らしたのかな、メモがないんですけれども、このことについては委員会へかけてという考えはないでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの鈴木議員の質問にお答えをさせていただきます。

就学援助費の支給につきましては、川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱によりまして、保護者からの申請に基づき、内容の調査を行った上で認定を行っております。そちらのほうで、現在につきましては、年間3回、学期ごとに集計をいたしまして支給を行っているところではありますが、そちらのほうの要綱の第9条に、支給の時期等というものがございます。就学援助費の支給の開始時期は、認定した日の属する月の分から支給する。ただし、年度末に認定した場合で、翌新年度からの支給対象となる場合については、当該新年度の4月分から支給とされております。

なお、国の補助金としまして、要保護児童生徒援助費補助金等補助金交付要綱が平成29年3月31日付で改正をされております。この改正の内容につきましては、これまで小学校に入学する児童の保護者に対しては、まだ学齢児童に該当していないために補助金の対象とはなっておりませんでした。ただ、今回の改正により、就学予定者につきましても、新入学児童生徒学用品等のみにおいて、この補助金の対象となるような改正であります。

川根本町におきましては、要保護児童生徒が該当はありませんで、準要保護の児童生徒だけになりますが、この補助金交付要綱等に準じて対応することとなっておりますので、これにつきましては、先ほど言いました4月分から支給するというので、前年度の末、例えば3月中の支給はなかなか厳しいものがあるかと思いますが、4月当初での支給実現に向けて関係機関と調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

- 議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） 要綱の改正は要らないんですか。
- 議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。
- 教育総務課長（森下育昭君） 要綱の改正は特に必要はないものと考えますので、その支給の方法によって対応を、関係機関と調整した上で対応可能であれば対応してまいりたいと考えております。
- 議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） 今年の予算で、就学援助費が小学校で7人分81万3,000円、中学校で7人分で99万9,000円と、前年度より減額をされているわけですがけれども、実績見込みで減額をしたんだと思うんですけれども、毎年これでも不用額を出している状況で、今年度の見通しはどうでしょうか。
- 議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。
- 教育総務課長（森下育昭君） 昨年というか、昨年度末、29年3月に認定をいたしました準要保護の児童生徒の数におきましては、小学生が3人、中学生が4人の計7人が現在の受給者となっております、支給をしているところであります。
- 以上です。
- 議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） 要綱の改正は必要ない。それで、予算も結局余るわけですよ、今年度もこの状況でいくと。そうしたら、前倒し支給というのは行政がやる気になりさえすればやれるし、お母さんたち、本当に入学の支度に大きなお金がかかる保護者にとっては、とてもこういう制度を利用するということは大きな助けになることで、当町は他市町と比べても受給率も低いわけですから、ぜひこういうことをお知らせして、本当に暮らし、子育てに役立つことだよというPRをするべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。
- 議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。
- 教育総務課長（森下育昭君） ただいまの準要保護にかかわる就学援助費につきましては、真に必要な方に対するの対応となるかと考えておりますので、予算があるから支給するというものではないと考えております。
- 議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） 真に必要な方に前倒しで支給できませんか、真に必要なときに支給できませんかとお聞きしているんです。
- 議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。
- 教育総務課長（森下育昭君） その関係につきましては、今後、関係機関、例えば学校長でありますとかと協議をしながら対応してまいりたいと考えております。
- 議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。
- 10番（鈴木多津枝君） 当町の就学援助制度があるよという周知についてですけれども、

ホームページなどでもやっているということですが、県の一覧を見ますと、当町は各学校へ書面で周知を図っているところしか丸がついていなくて、ほかの周知をまるで全くやっていないような評価と申しますか、表が出てきましたけれども、その点、ほかに、違うよと、こういう周知をやっているよということがあったら教えてください。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） ただいまの御質問であります、児童生徒の保護者に対しては、説明会等の折を見まして説明をさせていただいております。また、学校長や民生委員、児童委員の皆様方の見守り等によりまして支援が必要な方々となったというか、そのような方が見受けられる場合には、声かけを行ったり、相談に応じながら、必要な方に対して支給をしているところであります。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 支援が必要な方をこちらから認めていくというのは最終的な決定であって、私は支援が必要だという声を上げられるように、上げやすいようにしていくべきだと思うんですけども、その点で、認定の基準となる収入の目安、そういうものを保護者へお知らせする考えはないか、また、その金額は幾らなのかお聞きします。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） 認定の基準につきましては、生活保護法の第8条第1項の規定により、厚生労働大臣の定める基準に基づいて算定し、前年度の収入額が当該年度の需要額の1.5倍未満の者を対象とするとなっておりますので、それによりまして現在対応しているところであります。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 生活保護基準の1.5倍というとかかなり多い金額になると思うんですよね。ちょっとメモしてきたのが見つかりませんが、当町の例えば職員が震災されて、数年ぐらいは所得だけで言えば対象になるという状況で、以前、国家公務員の方が旧本川根に見えたときに、子供さんが4人だか5人いらっしやって、町に申請したら、最初はなかなか受けてくれなかったけれども、そういう基準を示して受け入れてもらったという話も聞きましたので、ぜひそういう基準をきちんと父兄の方にわかるように示していただいて、子育て、お金がかからないとか、かかるお金を少しでも軽くできるような方法があるということをお教えしていただきたいと思っております。

最後になりましたけれども、2番の3ですけれども、臨時パート職員の職場ごとの人数、年齢、時給、勤務年数、最近の採用状況について求めます。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど町長の答弁の中にも入っておりますけれども、今年4月から、いわゆる臨時職員の方、パート、役場はパートと言いませんけれども、職員について、その職務体系、また専門

性、資格要件等から、嘱託職員とその他臨時職員といった形で大別をさせていただいております。嘱託職員につきましては、今後、その業務の必要性、また専門性も含めて、継続雇用の方策も含めての検討というふうに御理解をいただければと思います。

人数的な話ですけれども、嘱託として今お願いしている方が14人、臨時職員としては合計で64人の方を雇用させていただいております。いわゆる臨時職員については、その雇用体系が、期間であったり、勤務時間、毎日でなかったり、週のうち何日かとか、勤務時間が短いとか、いろいろな形の体系がございます。一概に全て同じという形ではございませんので、その点も踏まえてお聞きいただきたいと思っておりますけれども、いわゆる出先機関、音戯の郷とか、ダムふれあい館等々に19名、ごみ収集の方に8名、役場の中で健康福祉課において臨時福祉給付金の事務という形で、期間限定事務という形で1名、それ以外に教育委員会部局におきまして、いわゆる指導主事でありますとか学校の講師という方々も、町の雇用体系の中では臨時という形になっておりますけれども、22名の方、図書館業務として4名、学校給食の共同調理場に10名、これにつきましては、学校は夏休み等がありますので、年間通じて同じ雇用という形ではないものですから臨時という形ですけれども、これらについては資格的には調理師、栄養士を持っている方という形で雇用させていただいております。合計でいいますと、64名の方が臨時職員、嘱託職員の方が14名おります。また、これ以外に突発的であるとか短期的な業務の雇用という形で、具体的には農林業センターの重機のオペレーターでありますとか、音戯の郷のサポートスタッフといったような方々、また学校においては特定の科目の講師、非常勤講師という方々が27名おられます。合計、全部足しますと105名という形になりますけれども、先ほども後段で申し上げました突発的、短期的な方を除くと78名、64人の臨時職員と14人の嘱託職員、足して78名の方と雇用契約を結ばせていただいております。臨時職員、嘱託職員とも基本的には社会保険適用でありまして、雇用保険も該当となっておりますほか、特別手当も支給をさせていただいております。

雇用の期間につきましては、基本的に臨時職員については、議員御承知のとおり、6カ月を超えない範囲での雇用という形になっておりますけれども、結果的に継続、再度雇用といった形の中で、10年を超えている方が5名いらっしゃいます。それらの方々は、お勤めいただいている場所、施設、庁外施設というかの管理であるとか、具体的に言うと長島ダムふれあい館とか、そういうところにお勤めいただいている方、また学校給食の調理の方等々には、延べとして雇用年数が10年を超えている方が5名いらっしゃいます。

賃金の状況でありますけれども、個別に申し上げますと、あの人は幾らとわかってしまいますので、概要を申し上げますと、860円から1,130円の中で雇用させていただいております。ただ、教育委員会の講師、学校の先生とか、いろいろな形で雇用している方等につきましては、この金額とは、また異なる金額となっております。

基本的には臨時職員という形のものについては、突発的、緊急的に業務補助を行うといった形で雇用をお願いしております。役場の一般職員と異なりまして、業務に対する基本的な

決裁権は有しておりませんで、役場職員、一般職員の指示に基づいて業務を遂行するといった形になります。雇用自体が基本的には突発的、緊急的といった形でくくっておりますので、原則的には雇用期間は当然長くはならないという形であります。しかしながら、現状の中で、役場の業務、役場の人事配置等の問題から職員を補完する意味での能力の確保という形の中で、冒頭申し上げました専門性であるとか資格要件を鑑みて、嘱託職員といった形での雇用体系も、今後さらなる検討を含めて体制については協議をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 嘱託職員制が取り入れられてよかったなと思うんですけども、臨時のまま若い人が何年も働いていらっしゃる。そして860円の時給では、月13万7,000円ぐらいかな、20日働いたとして。それでそこから雇用保険や厚生年金ですか、などを引くと、本当に手取りが10万円そこそこという状態で、でも、その人にはそこで働きたいという理由もあるわけですね。だから、そういう人たちにもこれから結婚あるいは子育て、そういう希望が持てるように、夢がかなえられるように、私は専門職に近い専門的な技術を持っているからこそ、そこにとどまっているんだと思いますので、ぜひそういう状況をきちんと考えて、嘱託とか生活できる賃金にしていくように、静岡県では1,500円時給がないと暮らせないよという県評の……

○議長（太田侑孝君） 質問時間が切れましたので、簡潔に。

○10番（鈴木多津枝君） はい。県評の若い人たちの体験もありますので、ぜひ860円最低というところは引き上げていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 先ほど申し上げましたが、賃金につきましては最低賃金を当然上回るという形、または周辺の市町、同様の業務等、また町内の様々な業務との兼ね合いを見ながら協議して決めさせていただいている状況でございます。

嘱託職員については、議員おっしゃるとおり、専門性のもの、継続的なところも含めて、また今の冒頭申し上げましたところで、賃金体系についても継続協議を進めていきたいと考えております。

臨時職員につきましては、業務的なものとして、原則としてはやはり臨時という形の採用、雇用になりますので、継続雇用を雇用者側である町側としては想定をしていないという中で判断でございますので、賃金の価格についても適正なものという中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思っております。

これで10番、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

これで暫時休憩といたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、中澤莊也君、発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） お昼休みを終えて午後一番ということで質問させていただきます。

眠くなる時間だと思いますが、私の質問に耳だけ貸していただければ非常にありがたいと思います。

11番、中澤莊也です。

一般質問通告書に従って質問を行わせていただきます。

質問事項は、若者の定住促進と移住希望者の受入れ体制の充実をということで、4点の質問をさせていただきます。中小規模事業者への支援拡大をということで、3点の質問を行います。

最初に、若者の定住促進と移住希望者の受入れ体制の充実をということで、4点の質問を行います。

高齢化率47.5%と西伊豆町の48%に次いで県下で2番目に高く、さらに後期高齢化率は30%と県下でも突出している状況を見たとき、このままの状況で人口が減り続け、少子超高齢化の流れを食いとめる有効な施策を展開しない限り、川根本町の存在、存続、ましてや人口ビジョンに記載されている社会移動の均衡や目標合計特殊出生率の確保など、夢のまた夢ではないかと思われま。少子超高齢化の流れを少しでも食いとめ、川根本町の名前が地上から消えることなく、将来にわたり、誰でもが安心・安全に自分らしく暮らしていけるふるさと川根本町であり続けられるような施策の展開を、今以上に積極的に行っていく必要があると考えます。

町の将来を考えたとき、若者の定住促進と暮らしやすい環境や、豊かな自然を求めてこの地に移住してくる人たちの受け皿づくりの整備は必要不可欠なものと考え、以下のことを伺います。

まず、ここ数年における若者定住促進住宅への入・退去者の状況であります。

これについては退去した後、川根本町に住居を構えて定住している方とか、仕事の関係で町外に出られた方、土地の確保ができなくて町外に出られて暮らされている方、そういう方の状況等について報告をお願いしたいと思います。

若者定住促進住宅の関係で、現状と課題。

皆さんも御存じだと思いますが、現在16棟ある中で、7つが半年以上空いている状況であって、この前に募集をかけたにもかかわらず申し込みがほとんどなかったという状況であります。そのような現状をどういうふうに捉え、課題は何かということについて伺います。

3点目は、若者が若者住宅を退去後もこの町に住み続けられるための支援、これは特に住宅用地の確保という面について伺わせていただきたいと思います。

4点目ですが、移住希望者に対する支援、取り組みはということで、これは空き家対策を含めて、やはり就業の面、住宅の確保の面を含めて伺いたいと思います。

次に、中小規模事業者への支援拡大をということで、3点の質問を行います。

非常に厳しい経営環境の中で地域の商工業を支え、地域の活性化や雇用の創出に重要な役割を担っておられる中小規模事業者への支援の拡大や、その中小規模事業者の経営改善支援の強化等に努められている町商工会への連携強化及び支援の拡大は、小規模企業振興法に定められた地方公共団体の責務であると考えられます。

そこで、以下のことについて質問をさせていただきます。

まず、小規模企業振興条例の制定への取り組みについて。

これは藤枝市等で条例の制定がされて、県のほうでも条例化されておりますが、これについて町の考え方を伺わせていただきたいと思います。

商工会の連携という部分で、観光振興プロジェクト「ジャーニーオブレイルウェイ in カワネ」への支援と連携はどのようになっているか。

首都圏におけるアンテナショップの設置等への支援、アンテナショップをつくるということで、静岡県では観光振興のためにそういうショップを出していると思いますが、ほかに県内でそういうショップを出しているというのが、私の調べた限りなかったように感じますが、もしありましたら、そのような状況、そのアンテナショップについての考え方、アンテナショップをつくった後の運営面の支援、そういうことで町当局の考え方を伺わせていただきたいと思います。

行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの11番、中澤荘也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、中澤議員の質問にお答えさせていただきます。

若者の定住促進と移住希望者の受け入れ体制の充実をとの質問がございました。

まず、若者定住促進住宅の入・退去状況でございますけれども、平成24年度は入居5件・退去4件で、全16戸全てが入居しておりました。平成25年度は入居4件・退去5件で、1戸が空き状況に、26年度は入居3件・退去3件で、引き続き1戸が空き状況に、27年度は入居1件・退去3件で、計3件が空き状況となりました。平成28年度は入居がなく、退去4件で、

計7戸が空きとなり、現在に至っているところでございます。

2点目の若者定住促進住宅の現状と課題は何かとの御質問がございましたが、先ほども申し上げましたが、現在、住居数16戸中、7戸が空き住居となっております。空き住居を少なくするために、これまでも入居募集案内を実施しており、本年5月にも入居者募集の案内について、新聞折り込みや町ホームページへの掲載等により実施しましたが、残念ながら入居応募者はございませんでした。

若者定住促進住宅は、町内に定住を希望する若者が、住居を確保するまでの間の居住の用に供するための住宅として、平成17年度から20年度の4年間に16戸を建設しました。今後の課題としては、建設から10年が経過しておりますが、家賃については建設当時のままの家賃となっていることから、町営住宅家賃の算出に準じて、経年劣化による減価償却などを考慮するなど、家賃の見直しも必要かと感じております。また、入居申込書への連帯保証人について、原則として町内に住所を有する者となっておりますが、転入者における入居要件が厳しくなっている状況でもあります。このようなことから、今後、入居要件に関する条文内容を見直し、定住促進に繋がるよう条例改正等を行い、空き住戸の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、若者定住促進住宅退去後も当町に住み続けられるための支援策との御質問がございました。

町では、定住促進住宅建設事業費補助金や住宅リフォーム事業費補助金等の助成制度とともに、空き家バンクの運用と空き家改修事業費補助金により、住環境の整備・提供を支援する取り組みを進めているほか、その他新しい就労機会の創出を目指し、サテライトオフィスの誘致とテレワークを推進し、世帯の配偶者や子供の就労機会を確保することで、引き続き住みたい町として選ばれるための取り組みも進めているところであります。これらの取り組みにつきましては継続していき、見直し等も含め、よりよい支援ができればと考えているところであります。

次に、移住希望者に対する支援、取り組みについてですが、現在、移住希望者に対して、町職員が物件紹介とあわせて地域の行事、風習、生活環境等の情報を総合的に案内しているところであります。また、起業と移住をあわせて検討している個人事業主等の対応については、観光商工課と連携し対応しているところであります。

移住とは、自身や家族の生活環境を一新する極めて重要な決断を要する行為であります。そのため、比較的検討しやすい賃貸借物件の登録促進、また町内にある空き家や町有空き物件等を活用し、一定期間当町に暮らし、生活環境を肌で感じていただくためのお試し体験住宅などの整備等も検討してまいりたいと考えているところであります。そのことによって訪れてみたい、住んでみたいまちとして選択していただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、中小規模事業者への支援拡大に関する御質問がございました。

小規模企業振興基本法が平成26年6月に公布され、国、地方公共団体の責務、当事者の努力等が記され、地方公共団体は小規模企業の振興に関して、自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策の策定・実施の責務を有するとされており、町商工会では同法律を受け、町に対し小規模企業振興基本条例の制定を要望しているところであります。

同条例の県内における制定状況であります。県においては、昨年12月27日に条例が制定され、これにより県の責務、各主体の責務、役割、基本的施策が明文化されております。市町においては、35市町村中7市が制定済みとなっており、県が昨年、条例制定したことに伴い、県の実施策が明確になってきたことにより、今後、各市町の条例制定が加速されていくものと考えております。

しかしながら、この条例は理念条例ではなく、施策及び実行計画もあわせて策定しなければ意味がありませんので、本町においても施策を十分に検討しなければならないと考えております。本町商工業者の事業継承、創業支援、雇用のマッチング、販路開拓など、本町独自の諸課題を商工会と協議をしながら施策の選択を行っていくことが必要と考えておりますので、施策の計画作成作業には多少時間が必要であることを御理解いただきたいと思っております。

次に、観光振興プロジェクト「ジャーニーオブレイルウェイ in カワネ」への支援・連携はという御質問がございました。

昨年5月に商工会から、小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業に係る組織を立ち上げたいという相談がございました。この組織には私が顧問に、また観光商工課長、企画課長がそれぞれ委員として委嘱され、ほかに観光協会、商工会、企業の代表者など11名の委員により構成されているところであります。同組織には作業部会も設置されており、職員数名が参画し、計画づくりを行ったところであります。

商工会では、事業の具体化を図るため山村活性化支援交付金の採択を目指し、「ジャーニーオブレイルウェイ in カワネ（鉄路の旅かわね）」推進協議会を組織し、行政からは観光商工・企画・農林・情報政策各課の職員が参画し協議を進めており、同交付金も、今年7日に国の内示をいただいた旨報告がございました。これにより、全国展開事業で来訪者向けの茶歌舞伎体験事業、川根パスポート商品化事業、フードメニュー開発、首都圏電車の車内ビジョンを活用した観光PRなどを事業実施し、地域資源を活用した体験型のコンテンツ化を図っていくことにしております。

行政の支援としては、計画作成において職員の参画をもって連携していることを御承知いただければと考えております。

次に、首都圏におけるアンテナショップ設置等の支援はという御質問がございました。

要望では、アンテナショップ設置に際し、補助等をお願いしたいという内容のものが出ております。商工会からはアンテナショップを設置するという具体的なお話は受けておりませんので、設置が具体化してからの協議かと考えております。

町としての首都圏におけるアンテナショップ設置に関する状況に少し触れておきたいわけですが、中部5市2町において平成29年3月に策定しましたしずおか中部連携中枢都市圏ビジョン施策の一環として、首都圏におけるアンテナショップ開設事業を平成29年度に進めている状況であります。これは構成市町のPRや地場産品等の販路拡大を図るため、共同で首都圏にアンテナショップを開設するものであります。現在、アンテナショップ物件調査検討業務を委託する業者を、プロポーザルによって決定したところであります。

今後は、この調査業務において出店場所、運営方法の提案を受け、来年度以降のオープンを目指してまいりたいと考えております。アンテナショップといっても経営を主眼に置いておりますので、物産を中心に売れるものを置いていくこととなりますので、どちらかというど地場産品の販路開拓を目的にしたものとなっております。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、最初の質問について再質問をさせていただきたいと思っております。

入・退去の状況については、平成24年は入居が4件で退去も4件ということで満杯であったと、そういう説明を受けましたが、私がお聞きしたいのは、退去されて町内にそのまま引き続き在住された人がどれぐらいいるのか、町外に家を建てて新しく家を構えて、そこで生活している人がどれぐらいいるか、その状況について伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） ただいまの中澤議員の質問について御説明させていただきます。

若者定住促進住宅退去者の状況についてですけれども、平成29年3月までの総退去件数におきましては全体で25件となっております。そのうち町外転出者が13件、うち3件が県外への転出となっております。残りの12件につきましては、町内に転居もしくは家族との同居という形になります。そのうち新築住宅、町内に住宅を建てて住まわれた方が4件、もう1件につきましては、中古住宅を購入し改築して町内に定住している方がおります。ですので、実際に退去後、住宅を建てて住まわれている方というのは、5件となっております。

なお、町外転出につきましては、県内の転出についてが主になりますけれども、そのうち島田市管内におきまして7件、うち4件については隣の川根町のほうに住んでいるという状況になります。あとは静岡市が2件、焼津市が1件というような状況になっております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、課長のほうから説明をしていただきましたが、退去者が25で、町外が13と。その人たちは町外に出られたという理由、例えば仕事の関係とか、町内で土地

を確保できなくて、やむを得ずほかのところに土地を求めて出られたのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　わかってる範囲でのお答えになってしまいますけれども、町外に出られた方の中では、やはり仕事関係で出られた方がほぼ多数かと思われま。なお、隣町の川根に戻られた方というのは、もともと結婚して川根にいた方が若者定住住宅に入っ

ていただいて、それで逆にまた実家のほうへ戻られたという方が中心になっております。なお、島田のほうに転居された方の中でも、そちらのほうで新築住宅を構えたというのも2件ほどあるという話は聞いております。

以上です。

○議長（太田侑孝君）　　11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君）　　以前、若者定住住宅の方々とお話をさせてもらったことがありまして、彼らはやはりこちらに土地が確保できればずっと住み続けたいという要望があったわけです。私も何度か議会のほうでも質問させていただいているわけですが、なかなか土地の確保というのは難しいんですね。農地を購入する場合は2反歩以上ないと農地が買えなくて、それも地目変更して宅地化にするということができないものですから、これは現状と課題ということとか、若者のこれからの住みやすい環境づくりということも含めて質問させていただきたいと思うんですが、町のほうでそういうものを率先して土地の確保をして、荒廃農地が結構ありますので、多分以前の答弁では、周りが農業をやっているのに、真ん中だけ宅地化するというのはなかなか難しいというお話があったと思うんですが、そういうものを含めて宅地造成という考え方について伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君）　　町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君）　　今言われたのは、農地の荒廃をどうするかという話とは全然関係ないですね。普通に宅地を町として提供したらどうだろうかという話、これはこれからITの関係の皆さんにもそのような対応をしなければならぬという思いが十分に伝わってきておるものですから、何とかその辺の対応はしていきたいというふうに思っております。といいますのは、こちらに来て住んでいただくには、宅地の提供等も考える必要があるという思いでおります。

○議長（太田侑孝君）　　11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君）　　まさにそのとおりだと思いますし、住環境の整備というか、そういう人たち、企業を呼ぶにしても、若者の定住を促進するにしても、移住者の方を受け入れるにしても、そういう受け皿というのがまず大切で、川根本町においてはそういう宅地を優先的に来てくれる人たちに安価で提供する、固定資産税の減免等もする、そういうものを強く打ち出していくことによって、川根本町の将来というのは明るいものになっていくというふうに思います。

今、町長が答弁されましたように、宅地の造成、土地の確保というのは先行投資をしてやっていただきたいと思いますので、具現化が図られるような形で取り組んでいただきたいと思います。

若者が退去後もこの町に住み続けられるような支援ということではありますが、先ほど言いましたように、土地の確保という面とか、医療、教育、そういう福祉の面も含めて全てあると思うんですが、町長がよく言われますように、若者の定住を促進したり、移住者の受け入れをするのに総合的な窓口ということをよく言われますが、機構改革の中にあってその総合窓口の取り組みについて、今の状況を教えていただければありがたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今の御質問ですけれども、総合窓口といいますか、先ほど答弁にもありましたように、移住者については空き家対策等も含めまして、まず企画課等に御相談していただくような状況になっております。その後、起業を目的とする方であれば、観光商工課の商工交流室と連携しまして御紹介をしているところです。

それとあわせて、先ほど午前中の中でもありましたゾーホーとかそういう企業で人が来ていただけるという中で、例えば川根本町の支援措置一覧ということで、保育料においては他市町より比較的安い、待機児童ゼロとか、放課後児童クラブの状況というのも一覧表で説明させていただいております。

ただ、今配布するというものはないものですから、今年度の事業としまして移住者のプロモーション冊子というのが入っておりますので、その冊子を整備させていただいて、一目でわかるような移住の案内というのも予定しております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 特別に一括した窓口というのはないようですが、各課で連携をとりながら移住者の受け入れを進めているという状況がわかりましたけれども、移住者がこちらのほうに定住しやすい環境の整備というのは、まだ少し遅れているように感じますのは、先ほど町長の答弁の中で、空き家を賃貸借する場合に貸す体制と借りる体制、そういうものが整っていないと空き家というのは動かないということを言われましたけれども、中には若い人たちがこちらに移住して自然農法を営みたいという方が、このごろ何人かいらっしゃるんですよね。そういう人たちから少し聞くと、空き家はあるんだけど、なかなかどうして借りたらいいのかわからないというような意見がたくさん出ています。その辺について相談があった場合は、町のほうではどのような対策をされているのか。

むしろ、そういう特定空き家を今選定しようという会議を進めていますよね。その中で空き家の利活用も含めて会議を進めるという答弁をしていただいておりますので、そのような中に宅建業者とか司法書士、そういう方、専門業者なんかも入れながら会議を進められているのか。その辺の現状について伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 空き家対策の委員会につきましては、これからになります。3月のときの町長からの答弁があったように、今、議員がおっしゃられたように、利活用の計画もその中に含んで計画のほうをつくります。あと委員には、そういう関係する方も入っていただいて計画を策定する予定です。これからになります。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 現在の空き家の御紹介ですけれども、当町は空き家バンクをしております。

ただ、空き家バンクの登録にいろんな証明書とかが必要ということで、現在は5件ほどの登録となっております。議員がおっしゃるのように、移住の方についてはどんな空き家があるかというのを即聞かれるようで、最近の会議の中でもいわれているんですけれども、現在、町としては空き家バンクには5件ということでございます。

今後、空き家状況というのは調べる必要があるかと思しますので、その辺はどういう体制か、近隣市町の状況を見て、気軽に閲覧できるようなものができるかどうかも含めまして検討してまいりたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 今、空き家バンクの話がありましたけれども、以前、空き家の状況が200件以上あるというのは町のほうで調査されて、それをデータベース化するという答弁があったかと思うんですが、そういうものは現在のところ利活用できないのでしょうか。その辺の確認をさせてください。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今、おっしゃられた260件といいますのは、2年前くらいに調べておると思います。ただ、所有者とかそういう詳しいところまではまだ特定というか、それはされていないものですから、今後その260件が今それが正当な数字か等も含めまして、いまさっき申しましたように空き家の紹介も含めまして調査していく必要があるかと思えます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 非常に大切な取り組みで、それが空き家の有効活用につながると思いますので、ぜひ協議会のほうでもそういう点を含めて協議していただきたいということもありますし、移住者が空き家である空き家物件らしきものを借りたいような場合、町のほうに相談があった場合、どのような形でその空き家を移住希望者に対して情報を提供されているのか、わかる範囲で結構ですので教えてください。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今の御質問ですけれども、今現在はっきりわかっていますのが空き家バンクの5件、そのほかについては移住者の方がこちら辺といったところで問い合わせがあれば、わかる範囲で所有者を調べまして、この方が所有者ですよという御紹介のみに

なっております。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） 先ほど企画課長が連携してやっているというお話の説明があったわけですが、観光商工課に来る相談が、こちらに来て商売をやりたいんですけども、どこか住めるところはありませんかとか、逆に決め打ちをしてあの辺で商売をしたいんですけども、どこかあいている家はありますかという質問がございますので、それについては、まず空き家バンクの御紹介をさせていただきますが、それ以外に創業支援の中でワンストップ相談窓口というものを町の観光商工課に置いております。

この相談窓口につきましては、町内の金融機関、商工会も含めて連携をとっておりますので、金融機関等に近く空き家物件の情報があつたら、町のほうに知らせていただきたいというようなことをお願いしておりますので、地域によってはこの店が今あいているらしいとか、そういう情報は、町のほうでも今入れているところでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 空き家の部分を含めて空き家バンクには5件登録されていて、これはなかなか所有者の意向もあるものですから難しいというのはわかるんですが、相続されない物件というのがやはり目立ってきているんですよ。そういうものについて、もう少し相続の徹底というのは当然あると思うんですが、法的なものもあるものですからなかなか難しい面があるかと思いますが、行政においてそのような所有者のわからない空き家、そういうものについてはどのような形で今後取り組んでいくのか、伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今の御質問は大変難しい回答なんですけれども、260件の中をまた精査してみなくてはわからないんですけれども、できるだけ、こういう町なものですから近所の方に聞くなりすれば、何とか所有者はわかるのではないかと思います。その中で町民の方に御協力いただいて、所有者また関係者を探して、その方たちに誰もいなければ、相続等の関係も近隣の人とか知っている方に相談していただいてというような対応でしかないのかなと、今思っております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） これからかなりそういう物件が増え続けてきて、生活環境の悪化というんですか、地域のコミュニティーなんかの悪化につながる可能性がありますので、ぜひ取り組みをお願いしたいと思います。

若者の定住というか移住者の関係で、これは静岡新聞のほうに6月1日の新聞があったと思うんですが、空き家カフェの活用ということで焼津市が川根本町と連携して、空き家をカフェに利用して取り組むという記事が出ていましたが、川根本町についてはこの点についてのどのようにお考えなのか、どのような取り組みをされているのか伺います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今、新聞でやられているのが、昨年度から焼津市と川根本町の連携事業の中の一つでございます。山のカフェ、海のカフェというようなことで、昨年、その調査がございまして、これは継続して3年ほどやります。これができれば空き家を利用してということで、現在のところはまだ、今後どういう方が運営していくのか、物件探しからということで、問題点等を洗い出すというのが平成28年度までの事業ですので、具体的には今年度から、ただ今年度は補助金がついておりませんので、ほかの事業で先進地を見たりとかというようになってきますけれども、本年度につきましてはまだ補助金をいただけないというところで、昨年の問題点とかを洗い出しているということで、今現在はそういう状況でございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 非常に空き家の利活用というのは町にとって大切なことだと思いますので、補助金云々ではなくて、町独自の取り組みをしていただければというふうに思います。

次に、それでは商工関係の中小規模事業者の支援の拡大ということについて再質問をさせていただきます。

先ほど企業の振興条例の制定について、県の様子とか、近隣の市町のことについて回答をいただきましたが、町の中でいろんな面があって施策及び実行というようなものも含めて条例を制定していく必要がある、ですから、時間が必要だということでありましたが、条例について制定する考えはあるのか、もしやるとしたら来年度以降の取り組みになるのか、その辺についてわかる範囲で結構ですので、お答え願いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） 小規模企業の支援については当然町でやっていかなければならないと思っておりますので、その条例制定に向けて今準備を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） では、2番目の再質問をさせていただきます。

「レイルウェイ in カワネ」ということで、商工会が観光振興のプロジェクトとして立ち上げた事業があります。その内容的なものを見ると、大井川沿線の各駅の周辺が持っている地域資源、歴史文化とか自然もそうなんです、そういうものを利用して観光のルートをつくっていききたいという考え方が出ていますが、これについては行政のほうで先行して取り組んでいって、エコティかわねに委託して、そういうコースをつくられたと思うんですが、その辺の連携について、町のほうはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） 全国展開支援事業の中で「ジャーニーオブレイルウェイ（鉄

路の旅) in カワネ」プロジェクトというのが、商工会のほうで実行委員会をつくりまして、町のほうでも町長が顧問で企画課長と私観光商工課長が委員として参画しております。そういった中で情報交換の中で、行政のほうでも南部地区の駅を基点に地域に入っていけるようなルートをエコティに委託して作成していただいておりますので、それらの情報もぜひ活用していただいて、同じような調査をしないように、それをもとにお願いしたいと申し入れておりますので、活用していただけるというふうに思っております。

○議長(太田侑孝君) 11番、中澤莊也君。

○11番(中澤莊也君) お互いに持っている資源というか、そういうものをお互いに連携し合いながら進めていただければ、この川根本町商工会の観光プロジェクトというものが非常に意義のあるものになってくると考えますので、ぜひそういう資料の提供、人材の共有という面をお願いしたいと考えます。

最後の質問になりますが、首都圏におけるアンテナショップということで、町はアンテナショップの必要性、アンテナショップについてどのような考え方をお持ちなのか、もう一度伺いたいと思います。

○議長(太田侑孝君) 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長(安竹賢治君) アンテナショップにつきましては首都圏でということで、これに一番かかるのは、やはり首都圏での物件が半端なく高いので経費がものすごくかかると、一つ想定しております。だからこそ、首都圏に置くメリットもあるわけでございますけれども、逆に単独でやるよりも広域でやったほうが良いという考え方もありますので、それらについて先ほど町長の答弁にもありましたとおり、中部5市2町でやったらどうかという中で話が出てきております。

ただ、町のPRではなくて、どちらかという売れるものを置いて、それを首都圏で売って販路開拓をしたいという意図も各市町では持っていますので、その辺でいきますと、なかなか売れるものというのは一体どういうものが売れるのかという話になっていくと、全ての地場産品が首都圏のショップに並ぶかというところちょっと疑問が残りますけれども、今はそういう状況で進めております。

○議長(太田侑孝君) 11番、中澤莊也君。

○11番(中澤莊也君) これは先ほど町長に答弁していただきましたが、平成29年度に静岡市を中心にした中部圏域のことで、アンテナショップの建設というものが具体化されていて、30年から実際にあるということですのでよろしいのでしょうか。その辺の確認をさせてください。

○議長(太田侑孝君) 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長(大村妃佐良君) 先ほど町長の答弁の中にありましたアンテナショップの開設事業でございますけれども、若干説明をさせていただきます。

これにつきましては、平成29年3月に静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、川根本町、吉田町ということで、5市2町の中で、しずおか中部連携中枢都市圏ビジョンという

のを策定しております。その中の一つの事業としてアンテナショップの開設事業がございます。

これにつきましては、先ほど観光商工課長からもありましたように、主な目的としましては、アンテナショップといたしましてもこの5市2町の地場産品、売れるものの販路開拓を重点的に目的といたしております。これにつきましては現在、静岡市が発注になるんですけれども、この調査ということで5月16日に選定委員会がございまして、それで1社、調査の事業者が決定しております。この事業者におきましては、まず物件のここら辺がいいとか、運営方法とかを調査・算定していただきまして、できれば平成30年度にスタートしたいということなんですけれども、その調査以降、物件の改修費とか家賃とかというのは、現在予算化されておられません。予算化されていないというのは静岡市の予算でやりますので、それに基づいて静岡市が補正予算をとってやるということでございます。

この予算というのは、今の5市2町の中部のビジョンをつくったことによって静岡市にお金その分だけ入るということで、それを5市2町の連携事業としていろんな連携をした中でのお金をいただくということでやっております。今後、その運営費につきましても、そのお金で運営していきたいというのが今の状況でございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 静岡市が中心になって静岡市が予算化して、そのかかった経費については多分連携で取り組む市町の負担になるということですよ。そうじゃないんですか。その辺を確認します。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 現在の予定ですと、中枢圏ビジョンを組むことによってその分5市2町に2億5,000万円ほど入ります。これは単年度ですけれども、その2億5,000万円分をどのように連携した事業で使っていくかということで、具体的に申しますと、川根本町につきましては、午前中にも出ましたSLフェスタ、トーマスの事業で、たしか、1,200万円と300万円ですか、それを静岡市のほうから雑入でいただくような予算化になっております。そういう面で最初に静岡市に普通交付税として入るお金が約2億5,000万円の中で、5市2町の連携した事業をどういうふうを選定して行って、そのお金を使っていくということですので、その辺については、現在のところは市町の持ち出しというのはない予定ですが、今後については必ずしもゼロだということではないかと思えます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 全体の1、2を通して先ほど少し聞き落としたところもありますので、移住者への支援ということで再度お伺いさせていただきたいと思いますが、空き家の場合もそうでしょうし、定住をするための住宅の確保ということもそうなんです、空き店舗が非常に目立ちますよね。それで、そういうところの先進地を視察させていただきまして、若い人たちが来て、若い人たちのアイデンティティーをもっていろんな改修をされて、独特

な事業、企業を営んでいます。先ほど起業することに対しての補助金ということで説明がありましたが、そういう面で非常に重要な要素になってくると思うんですが、その空き店舗の利活用ということについて取り組まれている内容、これからの取り組む方法について伺いたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） 空き店舗については、特にはバンク的なものを持っておりません。先ほど申しました町内の金融機関等と連携して、もし空き店舗を探しているという方があったら、金融機関の皆さんは情報が早いものですから、あそこがどうもあいているようだという情報があったら、それらを来た方には御紹介したいというふうに思っております。もし空き店舗を借りられた方がいたら、それは起業及び継続支援事業というのがありますので、その辺で改修していただけることにはなると思いますが、ただ空き店舗等が入ってきた人とのマッチングはまだ整備されていないという状況でございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） これは確認なんですけれども、金融機関というのはそういう空き家情報というか、融資の関係とかいろいろあると思うんですが、そういう情報をつかんでいるということによろしいんですか。

○議長（太田侑孝君） 観光商工課長、安竹賢治君。

○観光商工課長（安竹賢治君） デリケートな部分の情報でございますので、歩いてみた中で、あの辺があいているようだという、そういった推測の範囲の中での情報でございます。

○議長（太田侑孝君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） いろいろ前向きな答弁もいただきましたし、まだこれから変えていただきたいということがありますが、これをもちまして私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（太田侑孝君） これで11番、中澤莊也君の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。

再開は2時からといたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時01分

○議長（太田侑孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、小藪侃一郎君、発言を許します。8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 通告に沿って一般質問をさせていただきます。

けれども、一番最後のということで、大分質問がかぶっております。ダブるかもしれませ

んけれども、答弁のほうをよろしく願いいたします。

29年度の茶業は、気象条件の不順により前年よりも生産が1週間から10日遅れとなりました。2番茶も、例年ですと今の時期はほぼ終わっているところでございますが、今年は2番茶の最盛期がこの23日ぐらいに当たってしまいました。5月のお茶に関する静岡新聞とか中日新聞は、「県産1茶異例づくめ」とか、見出しですね、「生産遅れ、商機を逸す」「1953年以降最低の取り扱い量となる見込み」「2年連続で価格上昇」、そして「戦略迫られる農家」等々の見出しで、神経を使うものでございました。

長い歴史を持つ川根茶産地が、今年度はこれまでにない厳しい状況であったと思います。茶農家の収入も収量が平均10%減、単価は15%増で、前年並みかというような予測もありましたが、茶畑の立地条件により2割、3割減になったという話も多く聞きました。生産・販売に影響は大きいもので、ゴールドンウイーク効果は全くありません。遠方から今年もお茶を買いに来たよと笑顔で訪れるお客様に、販売できなかったわけでございます。これからの対応が気遣われます。

天候不順の中でも特別にしっかり管理された全国茶品評会出品茶園では、5月3日から14日の間にそれぞれ行われました。1年間を通して茶樹・茶園管理に神経を研ぎ澄まし、天気予報を吟味して、お茶摘みする日やお茶摘みさんのお願い等に奔走し、大変な御苦労だったと思います。このお茶に向き合う情熱と使命感に、敬意と尊敬の念を覚えるところでございます。

また、これまでにない忙しい中、摘採等出役いただきました地域の皆様や、農林課をはじめ役場職員、JA職員の労苦なくして全品はできないというような園主の声も聞いております。私も全く同感でございます。本当に御苦労さまでした。

11月11日から12日にかけて行われます第71回全国茶まつり長崎大会で、そのうち9月5日から8日にかけて、大村市において出品茶審査会が行われます。この結果に期待したいと思います。ここで上位に入りますと、産地賞ということになりますけれども、産地賞は全国茶産地の中で、恐らく今年も100点以上の出品があるかと思われ、その上位3点の合計で争われることとなります。産地賞の受賞が広く地域の農業・茶業発展につながってきた今までの歴史を考えると、川根本町の農業を支える茶業にとって、煎茶4kgの部門での産地賞が大切であります。これを狙える品質の確保とともに、出品者と出品点数を増やすことが課題となります。本年は出品点数が4点ということで、ぎりぎりのところに来ております。この川根本町の茶業について、特に全国茶品評会の対応についての見解を伺います。

1の2で、完全子会社化された大井川鐵道について、先ほど来質問がかかっておりましたけれども、この発表は、完全子会社ということはどうなるんだろうかというような戸惑いと不安が、町民あるいは我々にも広がっておるわけでございます。それにつけても、特に大鉄を利用している通学生、あるいは通勤の方等が不便になるのではないかというようなことが考えられます。いわゆる株主の優待も、その恩恵もなくなるわけでございますので、この点

について、大鉄と町民の利便性について町長の見解をお伺いいたします。

1の3番については、全国的に高齢化、人口減少は進んでおり、問題となっております。川根本町は、先ほど来どなたか言われましたけれども、高齢化率約47.5%で、静岡県で2番目に高い高齢化率であります。それぞれの地区においても少子高齢化が顕著であります。

こんな中、町内のある家族からの声です。この赤ちゃんが小学校に入るころは、本当に学校の子供が少なくなると思うから、今のうちから蓄えをして、島田市内に移住してもいいよと、じいじ、ばあばがこの家に残るからと、こういう話を若夫婦に話したそうです。現在は4小学校、2中学校あるわけですが、これの統合はないのかとか、孫と一緒にいらなくなるかもという切実な心配の話がありました。

子供の減少は、おじいちゃん、おばあちゃんが心配するところまで来ているということがございます。現在の教育環境はR G授業で対応されていますが、第2次川根本町総合計画の義務教育の項の課題の中でも、統合を含めた学校の適正や通学区の弾力化等で検討が必要ですよということが載っております。この学校統合には、町民理解に時間を費やす問題でございますので、今現在はR G授業という対応でございますけれども、何年か後にはこの問題が避けて通れないというような感じでございます。

6月21日ですか、静岡新聞によりますと、教育改革に乗り出した吉田町教育委員会は、19日夜から児童生徒と教員、保護者の3者が、お互いにいいようになるように共益を目指す新プランの保護者説明会が行われたようです。この内容については、私はわかっておりませんが、本町もこのような教育懇談会を開いていくことが大切かなと思います。先ほどの答弁の中で、これらしき答弁が一部ございましたけれども、もう一度お願いいたします。

このような状況の中で、県立川根高校から、先ほど来話題に出ております留学生の全国展開、そういう募集の展開ということがありますけれども、県の教育委員会の対応状況と川根本町の対応の進捗状況はどのようになっているかも、ダブった質問になるかと思いますが、先ほどの答弁で言い忘れた、あるいはこういうことがあるよということがありましたら、お願いいたします。

それから、1の4で、高度情報基盤整備も完成から3年たとうとしています。当時の説明と現況の検証も必要であります。この交付事業は、整備事業が完了した年度の5年後に、整備計画に対して事後評価を行うというようなことになっているそうでございます。昨年11月15日からの第1委員会の研修で、隠岐諸島の海士町に行っていましたけれども、5年事後評価を公表しております。海士町の山内町長は、この件で故障が多い端末機をタブレットにしたい旨の意味深長な年頭メッセージも含まれております。2年半経過の26年、27年、28年の通信費の推移を教えてくださいたいと思います。それと同時に、インターネット、あるいはかわねフォン、050 I P電話加入の数値を教えてくださいたい。数値評価を伺います。

そして、静岡県中部地域政策局と川根本町、ゾーホージャパンの連携で川根本町サテライトオフィスも設立されました。魅力ある地方創生モデルとなるような展開が期待されること

ろでございます。町として3年あるいは4年後のサテライトオフィスの希望期待像をお伺いいたします。

大きい2番目ですけれども、平成29年度も新年度が始まり、早くも3カ月が過ぎようとしています。当初一般会計予算65億4,000万円は、前年度予算5.2%の伸びでございました。今6月第2回定例会で補正1号、2号で9,000万余の追加の補正予算が上程されていますので、総額は66億余の鈴木町政の4年目が始まると思います。なおかつ、多種多様な行政需要も増加してきている中で、様々な行政課題、住民生活を取り巻く経済や生活環境の変化に対応し、住民サービスのためにP D C Aサイクル、計画・実行・検証・改善を進めることが大事になる年になるんじゃないかというふうに考えます。

そんな中、今年は9月26日告示、10月1日の日程で、川根本町の町長・議会選挙が決まっております。旧本川根町現職から合併後8年間町政を離れ、町を一つにする責任があると、4年前に町政復帰されました。「きずなの町へ。ひとつの町へ。」を提唱し、国・県のきずな、人のきずな、千年のきずなを提言して、3年半経過しました。念願の青部トンネルの開通も間近であります。旧本川根町と旧中川根町域の時間的、距離的一体感が生まれてきています。

先ほどございましたけれども、貫通の記念式典が近々行われるということでございます。12年前の2町合併効果は、これによって大きく前進されるものと思います。少子高齢化の課題は、当町でも合併時点の平成17年9月末には人口9,312人でした。29年6月1日現在では7,162人となり、12年間で平均180人、年間180人の減少ペースでございます。本町にとっては大きな問題以上の最重要課題と言えるものだと思います。

こういう現況に対応するように、この新年度からは組織の編成替えを町長は断行いたしました。新たに窓口税務課、くらし環境課、健康福祉課、高齢者福祉課、支所管理局等を新設して、課の名称も変更もございました。政策専門官の設置もされました。機構改革は、本年度からスタートさせたわけでございます。鈴木町政の課題克服の意気込みを感じます。

残すところ3カ月、まだ3カ月ある現時点で、川根本町1期目の成果や思い、そして今後の政治姿勢等をお伺いいたします。

壇上からは以上です。御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（太田侑孝君） ただいまの8番、小藪侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、小藪議員の質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

冒頭お話もありましたとおり、これまでの3人の皆さんと重複しているところがございますので、答弁の中でまた重複するかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

なお、なるべく先ほど答弁させていただいたことは抜かせていただくかもしれませんが、

よろしく、また再質問等でおっしゃっていただければ、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

それでは、最初の川根本町の茶業についてでございます。

全品産地賞獲得への対応という御質問でございました。全国茶品評会は、昭和22年から始まり、銘茶の産地として知られた川根地域において、全国茶品評会への出品は古くから盛んに行われ、幾度ともなく好成績を受賞してきましたが、全国茶品評会の普通煎茶の部への出品が30kgとなったことにより、全国茶品評会への出品が途絶え、他県産地などからは、川根はもうだめだよ等の声がささやかれるようになりました。地域茶業の活力も低下していった時期もございました。

そこで、平成11年度より町茶業振興協議会において、全国茶品評会での覇権奪還により、銘茶「川根茶」の産地復活を果たすべく取り組みを始めました。この取り組みにより、平成15年度から昨年度までの間、数々の品評会において7点の農林水産大臣賞と7回の産地賞を受賞することができました。今年度も、先ほどお話あったとおり、出品者への金銭的支援、被覆資材の貸与と作業支援、摘採日程調整と摘採指導、製造要員の確保と調整作業の対応など、町茶業振興協議会のメンバーである出品者、農協職員、役場職員が認識を共有し、町を挙げて一体となって取り組んでまいりました。

製造におきましても、技術系の県職員の方々が、休日にもかかわらず連日応援に駆けつけていただいたということも聞いております。ここ3年間は産地賞の受賞はなりませんでしたが、今年は産地賞受賞を大いに期待をしているところであります。今後も引き続き、このような支援体制のもと、日本一の品質を誇る産地のあかしである産地賞受賞を目指して取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、大井川鐵道の関係につきまして、少しお答えさせていただきます。

先ほど鈴木議員からも御質問があり、答弁をさせていただいたところでございますけれども、重複する部分があるかもしれません。

今回の大井川鐵道における完全子会社化につきましては、1,500名を超える外部株主を抱えることになる株主総会等開催コスト負担や、機動的に実施すべき施策の意思決定に時間がかかり、経営改善のスピードに支障を来しており、今後、大井川鐵道の存続のためのさらなるコスト削減及び意思決定の迅速化のために行うものであるというふうな説明を受けております。

この手続につきましては、会社法第179条第1項に規定する特別支配株主である「エクリップス日高株式会社」が同法の規定により実施するものであり、町としては、大井川鐵道の存続のための選択としての手段であると受けとめております。

しかしながら、川根本町内の住民の方の中には、大井川鐵道創業当時から代々株を所有し、応援していただいた方も多く存在することを思うと、今後の運営につきましても、今まで同様、地域と連携した運営を要望していくとともに、地域の声を届けていきたいというふうに

考えております。

なお、大井川鐵道の前田社長からも、完全子会社となってもこれまでと変わらない体制で運営をしていく、地域のために頑張るといような回答もいただいておりますので、申し添えさせていただきます。

大井川鐵道の沿線人口は減少傾向にあり、地域公共交通としての収支を黒字化することは不可能な状況にあります。沿線住民の通勤通学や高齢化など公共交通としての役割はなくなることはありません。また、現在、小中学生の通学に係る経費については、完全無償化されておりますが、高校生の通学に係る経費の支援につきましては、今後、教育委員会など関係各課と検討協議をしていきたいというふうに考えております。

地域公共交通としての大井川鐵道存続のためには、S L等における観光鉄道としての収益が重要な鍵となるため、今後も様々な方面や関係機関と連携をとり、存続のための施策等を図っていきたいというふうに考えております。

なお、川根高校に関する御質問につきましては、先ほど野口議員の御質問にお答えしたとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

続きまして、高度情報基盤整備に関する質問にお答えをさせていただきます。

情報政策課が所管する情報政策費における通信運搬費、そのうちのインターネットに係る経費について説明をさせていただきます。

まず、総額につきましては、平成26年度が548万6,000円、平成27年度が448万1,000円、平成28年度が375万4,000円となり、平成26年度と平成28年度を単純に比較いたしますと、173万2,000円の減額となります。

本庁と総合支所を結んでいた民間の光ファイバーの借用料、各学校を含む出先機関を結んでいた回線使用料等が、新たに整備した光ファイバー網を活用することで不要となり、削減となった一方、町内に10カ所整備したW i - F i 設備、また防災用カメラとして千頭駅付近と高郷河川敷の河川状況を監視するカメラの回線使用料などが新たな経費として発生をいたしました。

インターネット等の加入数につきましては、平成29年5月末現在でやませみネット加入者が518件、かわねフォン加入台数が2,720台、050 I P 電話加入者が60件となっております。A D S L など既存のインターネットサービスの利用者が一定数存在することから、サービス乗りかえのメリットの周知、契約変更後のフォローを含めた手厚いサポートなど、インターネットの加入促進のための取り組みを強化し、I R U 事業者に働きかけ、町民の皆さんの利便性向上に努めていきたいと考えておるところであります。

サテライトオフィスにつきましては、ゾーホージャパンの川根本町オフィスの開所が新聞など数多くのメディアに取り上げられるなど、町内外で注目をされているところであります。野口議員の質問にも答弁させていただきましたが、町内全域で超高速ブロードバンドが利用できること、また、ユネスコエコパークや原生自然環境保全地域環境など、世界に誇れる豊

かな自然環境を売り込み、本年7月には当町へのオフィス進出を促すセミナーを首都圏において開催する計画もあります。

町としましても、小中学校におけるICT教育の推進や情報政策課が担当する各種のIT講座の開催など、企業が進出された後、町民の皆様の雇用に生かされる活動を進めていきたいと考えているところであります。サテライトオフィスを構える企業との連携による新たなまちづくりの形が創造されることで、地域の課題解決につながっていくものと期待をしているところでございます。

先ほど、1期目のお話が出ました。大変短い期間ではありましたが、議会の皆さん並びに町の職員の皆さん、また町民の皆さんの大変な御後援並びに御協力によりまして、ほぼいろんな事業が急激に、劇的に変化したのかなというふうに考えております。

これから先、まだまだ出発したばかりでございまして、いろいろな面は残っておりますけれども、これからもそれぞれの皆さんと力を合わせて頑張っていくということが大事ではないかというふうに思っております。

以上でございます。

すみません、忘れましてはなくて、教育長が今日何もしゃべっていないものですから、学校統合の話が先ほど質問があったものですが、ごめんなさい、冒頭で言えばよかったですが。

○議長（太田侑孝君） 補足でありますか。教育長、大橋慶士君。

○教育長（大橋慶士君） 先ほどは小藪議員から、この先、子供の数が減ったときに統廃合も視野に入れたことを考えなきゃいけないんじゃないかというお話が出ました。そのお母さんがどういう意図のもとに言われたのか、私にはわかりませんが、実は今のRG授業というのは、本質的にはどういうものかということをや前からお話をしているかと思えます。

1つは、いわゆる最適な規模の授業をつくり出すにはどうしたらいいかということです。よくちまたでは言われますけれども、いわゆるクラスの最適サイズというのはないんですよ、実証されたのは。ただ、言えるのは、教科とか単元の中で最適サイズというのはあるだろうということで、大小様々なクラスサイズをつくるというところ、それがRG授業の一つの狙い。それからもう一つは、これは日本の授業研究というのは今非常に世界で注目をされております。これは、授業研究というのは、やっぱり同僚制ということで、教師同士がいろいろ授業についての研究をし合うということですね。そういう意味からいきますと、統合をした場合、これは当然今の状態ですよ、今の状態で統合した場合には、恐らく1学年1学級になる。そうすると1人の先生しかいないわけですよ、1学年に。そうすると、同僚制も何もないですね。教員同士のいわゆる学び合いというのができなくなる。そういうことで、もう一つは教員の教育力を向上させるという2つの大きな目的があったわけです。

ですから、今後、先に子供の数が減ったときには、じゃ、どうするかといたら、単に統

合するだけでなく、その統合を考えるとときにも、当然のことながら、いわゆる最適な授業形態というのをつくり出すと。例えば、小中の連携みたいな形とか、ここの町にある学校全体をどう考えるかと、幼稚園等も含めてということで、いわゆる最適な授業を生み出すようなシステムというのを今後検討していかなくちゃならない。単純に2つの学校を1つにするとか、4つを1つにするとかという問題でなくて、そこには子供、どこかの人は都民ファーストと言っていますが、子供ファーストの考えに基づいたそういう教育システムというのを今後検討していく。そのために、あり方の検討委員会をつくれということであるんだったら、そういうあり方をつくりながら、教育委員会の考えも含めてお話をしながら、よりよいこれからの教育というものを考えていきたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 再質問を許します。8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 今、教育長のほうからお話ございました。その点から再質問を忘れないうちにしておきます。

先ほど、何か説明会が7月末から計画されているとかいう話でございましたけれども、その説明会をする、集まる人の範囲といいますか、どの辺までを呼びかけるのか。父兄だけか、あるいは住民も一緒に入っていいのかという問題をお答え願います。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、小藪議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど言いました住民説明会につきましては、川根高校の今後をどう考えていくかというものの住民説明会を小学校単位で考えていくために、川根高校と今、日程調整等をさせていただいております。その中では、川根高校のあり方についてどう考えるかでありますとか、もし川根高校が例えばなくなってしまった場合、例えば集約されてしまった場合等、どのような影響があるのか。あとは、川根高校でできること、川根留学生の取り組みなどを川根高校と、あと教育委員会と分担をしながら、住民の方々に説明をしていながら、川根高校の魅力を住民の方々に説明をさせていただき、それで川根高校の魅力化を進めていくための説明会を小学校単位で7月ぐらいにできないかというところで、今検討しているところであります。

また、連携中学校であります川根中学校につきましても、現在、川根高校への進学者数が少ない状況がありますので、川根中学校での住民説明会をどうするかも含めまして、今、川根高校と調整をしているところであります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 先ほど教育長の答弁にありました理路整然とした御説明ですけれども、ああいう説明が一般住民にはなかなか行き渡っていない。教科の最適化とか職員同士の勉強の場とか、そういう問題がありますので、今お話を聞きましたら、川根高校のあり方、

何か1本みたいな感じでございますけれども、教育全般、小学校を含めての説明会になったらいいなと思いますけれども、最後といたしますか、小学生から始まって中学校、川根高校へというような行く順番の説明会であってほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） その点につきましても、今、川根高校と調整をしながら、また教育委員会の中でも意見をまとめまして、できれば町民の皆様方に集まっていたきたいと考えておりますので、その辺もあわせて説明会等が開催できないか、調整をしたいと考えております。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） それでは、先ほどの1番目の1といたしますか、①に戻っていきたいと思います。

全国出品者の点数が今年4kgの部は4点ですか、これ3点を切りますと、もう産地賞の対象条件から外れてまいります。それで、多いときには9点、10点とあったときがありましたけれども、そのぐらいのスケールでないと、なかなか産地賞をとるのが難しいというようなところがございますけれども、出品するほうからいきますと、圃場の確保という問題がございます。例えば、耕作放棄地を含めて町で農地を借り上げて整備し、全品の出品者に貸与し、耕作を委託して出品点数を確保し、というようなことも考えられますけれども、とにかく篤農家との話し合いを重ねて、先ほども答弁の中でございましたけれども、産地賞対策というような検討会をしてほしいんですけれども、そういう計画はございますか。

○議長（太田侑孝君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 小藪議員おっしゃるとおり、産地賞の対象は上位3点ということになります。出品者の方は、産地賞というよりも、1等1席、大臣賞を目指して取り組んでいると思います。その結果、上位3点が産地賞ということになりますので、今年4点でしたが、ほかに候補者二、三ありますので、農協へも農林課で今話を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 意外と時間を費やしましたので飛びますけれども、伊豆地方に、西伊豆とお茶の普及と振興に関する協定というものを結びましたけれども、その後、セールスに担当が行っていると思うんですけれども、どんなぐあいをお伺いします。

○議長（太田侑孝君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 3月の末に西伊豆町と協定を結ばせていただきまして、4月の末に伊豆地方4町回ってきました。西伊豆町は協定を結んでいただいたということで、あとは提供するのはお茶屋さん、生産者の皆さんということで、どのような形で提供するかということになるわけですが、町長からの指示で川根本町のお茶を使い、川根本町の茶商、生産者

で新しい組織をつくって対応するよという指示を受けておりますので、今、そこら辺を詰めているところでございます。

今後につきましては、まだ回っていない伊豆地域にまたセールスに行っておようかなというふうに思っております。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 次は、大井川鐵道についてお伺いたします。

6月19日、つい最近でございますけれども、NHKの静岡のニュースで報道されました中に、完全子会社後初めてとなる35回目の株主総会が開かれ、出席者によりますと、新しい役員の人事や沿線自治体との連携を継続する今後の経営方針などが承認されたということでございます。先ほど来、答弁にございましたけれども、そんな内容かと思えます。

このうち沿線の川根本町は、保有していた3万2,000株を譲渡したものの、鈴木敏夫町長が引き続き役員にとどまりましたということで、そのコメントの中に、株式の譲渡は鉄道の存続を考えればやむを得ませんでしたと、この場での答弁の内容と同じでございますけれども、大井川鐵道や沿線の島田市と協議を重ね、意思決定をしていくので、地元の皆さんの声を経営にしっかり反映させていきたいと述べたというニュースでございます。

役員にとどまったのは、もちろん個人の立場でなく、首長として社外役員となられたと考えますが、これからは株主総会は非公開ということでございました。となりますと、大井川鐵道単体につきましてはB/S、バランスシート、貸借対照表とか損益計算書などの一般的に会社経営で見られる経営財務、経営成績も未公開になるということと思えますが、町からは大鐵に関連して、先ほど来言われているように多額の負担もしています。費用対効果の検証も必要かと思えますけれども、これからの大鐵へのかかわり、それから方向性を伺います。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 大井川鐵道がこのような形になったということは、先ほど鈴木議員の中でお話をさせていただきました。その中で、先ほども申し上げましたけれども、地元の声が反映できるよというの、川根本町と島田市が入って3者で協議会を立ち上げていて、継続しているということがございますので、その点については再度確認をしております。その中で、私は監査役をやらせていただいておりますけれども、島田の市長は役員になっておりません。先ほども申し上げましたけれども、以前は榛北4町の首長が全て役員という時期もありましたけれども、その後はそれぞれやめられて、私一人が監査役であったというような経過をたどっております。

その中で、3人でなかなか状況がわからない中で、急に会っても情報の交換がなかなか難しいということもあるものですから、職員を含めた幹事会というのも当然立ち上げて、そこでもう多少は練ってもらおうというようなことも含めて対応をしていくということになっております。

ですので、私どもは当然ながら、沿線の代表として大井川鐵道にいろいろなことを物申し

ていくという形は、これまでと変わっておりません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 今お話の中で、島田市長は役員になられていないということでございますけれども、それは役員定数とかそういうような関係で、そういう扱いになったのか。今までの説明では島田市と協調していきたいというのが町長の立場でございましたけれども、島田市長が役員から外れたのは、わからないかなと思いますけれども、今度の経営の一角の役員に含まれていますので、何かお話がありましたらお願いします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今の役員の選任についてはわからないところがあります。先ほども申し上げたとおり、今までの役員は中部電力を含めて役員は変わっておりませんが、地元では川根町が北島享さん、川根本町が松岡義夫さんが監査役をやって、私と二人でやっておると。これは、以前にも松岡武平さんがやられたりなんかして、その引き継ぎみたいな形で引き受けたという経緯はありますけれども、そのほかの役員につきましては、私どもが選ぶという形じゃないものですから、ちょっとどういう意向で選んだかはわかりませんが、あとは、先ほども申し上げましたけれども、中村圓一郎さんのお孫さん、それから東海パルプの伊藤さんが役員をやっているということで、あとは大井川鐵道の生え抜きの幹部の方が入っているということで、名簿ありますけれども、後ほどまた提供させていただきます。

そのような形で、これまでどおりの対応をしていくということは社長もおっしゃっておりますので、そんなに急激な変化でどうのこうのということはないというふうに確信をしております。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 今、急激な変化はないという中で、南アルプスあぶとラインの誘客協議会の負担金150万円が予算化されておりますけれども、井川線について、昭和57年の長島ダム建設当時は、当初は赤字路線ということで廃止も含めて中部電力で検討されていたようにございますけれども、地元の強い要望ということで、1.5km区間が全国唯一のアプト式鉄道となりました。今回の大鐵子会社で大鐵、中電、本町の井川線にかかわる問題は、全く影響ないと考えて差し支えないかという質問でございます。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 経営については、これまでもそうですが、所有者は中部電力です。その運営を委託しているのが大井川鐵道でございます。そんな中で、今現在は赤字の路線ではありますけれども、赤字の補填は中部電力が対応しているということで、これはもともとの竜爪から鉄道を引いたときの約束があったというようなこともお聞きしておりますので、その辺については大きな変化はないというふうに思っております。その中で、井川線がいつか長島ダムを建設するときには水没するから廃止にしたらどうだろう話もあったという話

は聞いておりますけれども、直接私が聞いたわけではございませんけれども、その中で、アプト式という鉄道を選択したのは、もう亡くなりましたけれども、鈴木治平という元本川根の町長をやった方が先頭になって署名活動をして実現したというふうに記憶をしております。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） この井川線は、地元川根本町とか静岡市井川だけでなく、その奥の山梨県の早川町長も心配するところがございますけれども、何かそのようなお話がございましたかどうか、お聞きします。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） これは、川根本町の議長も何回か早川へ行かれたし、小藪議員も行かれたということも承知しておりますけれども、今後、南アルプスがユネスコエコパークに登録された中で、大変重要な位置づけになるだろうということは、川勝平太知事もおっしゃっているということは、皆さん御存じのとおりです。といいますのは、「南アルプス・エメラルド・ネックレス」構想というのを提唱しております。これは、南アルプスユネスコエコパークに登録された地域が、連携を持って対応していくことが将来の流域の発展につながると、これは山岳地域が非常によくなるというような思いの中で発表していただいたというふうに思っております。

そのような中で、前回も井川線がしばらく、2年ちょっと通行できないときがございましたけれども、その後、開通式にも知事がお見えになって、そのような話もしていただいたということがあるものですから、やはり閑蔵線と井川線、大変両方とも有用でございますので、静岡市も絡みますけれども、その辺を絡めて早川まで抜ける道路、いわゆる大井川を直に山梨へ抜けるような道路をつくっていただければありがたいなというふうに思っております。これはリニア絡みでうまく進んでいけば、もっともっと早いのかなという感じはいたしておりますけれども、今現在では、まだまだ2トンの水の話しか出てこないということで、非常に残念です。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 1の④の高度情報基盤整備に関して再質問いたします。

これは、この町を一本化したいという鈴木町政の始まりの、本当の始まりのときに、瀬平から町政懇談会を始めました。その中で主なものが、このレジュメを示しまして情報設備の説明が主なものでございました。特にその中で川根本町仮想診療所構想というような構想がございまして、集会所、あるいは自宅、介護施設、訪問介護事務所等を光回線でネットワークで結んで住民のためになろうというようなのが大きな構想がございました。遠隔診療ということでございました。あれから3年半、本町が所有する光回線が県のふじのくにねっとに接続できない現状は、NTTの既存のADSL2回線でのうち、ビデオ会議システムと組み合わせるふじのくにねっとを利用しておるという状況でございます。

遠隔診療によるアンケートもされたようですが、90%を超す好印象で、遠隔診療は地域に

貢献度の高いシステムと期待されております。光回線が役に立っていない、会話のやりとり
に時間差を感じて戸惑う患者さん、この現状をどのように認識されているか、お伺いいたし
ます。

○議長（太田侑孝君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今現在の進捗状況については担当のほうから申し上げさせていただきますけれども、今言われた当初3年半前に各地区を回って説明したという責任は私もありますし、今現在どのようになっているかという比較をしなきゃいけないと、それが検証だと思
いますけれども、当時の思いと今、それほどかけ離れているとは思っておりません。より具
体的に進捗したなというふうに思っておりますし、特に当時と変わったことは、学校教育の
関係、これは県並びに国の御支援もあったからこそでございますけれども、大変大きな進展
があったというふうに考えております。

それから、ふじのくにねっとの関係につきましても、何人かの方からは、遠隔診療のおか
げで命を助けてもらったというような声も、実は私個人的にもお聞きをしております。その
ように、いざというときに人の命が助かったということをお聞きしますと、ああよかったん
だなという感激を持っているというのが現状でございます。全てがまだ整ったというわけ
ではありませんけれども、今後はゾーホー関係もございまして、京セラの絡みもございませ
ぬので、いろんな形で専門家の御意見等も拝聴しながら進めていくことが非常に重要で、それが
この町の生き残りにつながるというふうに思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 遠隔診療に関しましては、発展が期待されているが思うよう
に進んでいないということで、現況をどのように認識されているかということに回答させて
いただきます。

今、町長がおっしゃったことの、ちょっと細部にわたって説明したいと思っておりますが、現在、
いやしの里診療所では、県立総合病院を中心としたふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタ
ル協議会が運用するふじのくにねっとに加入しております。拠点病院を含む各医療機関とネ
ットワークにより接続しております。

遠隔診療を行うに当たっては、富士通株式会社が運用するFENICSビジネスIPネッ
トワークサービスに加入しております。電子カルテシステムとビデオ会議システム、それぞ
れに1回線ずつ、合わせて2回線契約しておるところでございます。

回線の種類としては、VPN、バーチャルプライベートネットワークであり、セキュリテ
ィー対策が講じられているものですが、ADSLという回線の特性から、光ケーブルと比較
しますと通信速度が低速であり、一度に通信できるデータには制限があります。このため、
1回線の契約時には大容量のデータを通信した場合にシステムの停止を起こしていたため、
運用上2回線の契約が必要になった経緯があります。

町が整備した光回線を利用したVPNであれば、ADSL専用線と同様にセキュリティー上も安全であり、さらに大容量のデータの送受信が可能であるため、1契約で済ませることは可能でございます。また、ふじのくにねっとを管理運営している富士通株式会社と協議した結果、この光回線はセキュリティー的にも問題ないネットワークであると確認されております。

しかし、ふじのくにねっとを運用するに当たりまして、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会では、現段階では指定する専用回線を使用しなければならないというセキュリティーポリシーが定められているところでございます。このため、町が整備した光回線を活用するには、このセキュリティーポリシーを変更する必要があります。そのためには協議会、また理事会での承認が必要となります。このため、容易に変更することができない状況に、今はあります。今後も継続して関係機関にお願いしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） 今回の課長の答弁が、早く町の所有の光回線と接続されるように、本当にいろんな働きかけをお願いしたいなと思います。

それから、先ほど通信費の問題で、26年、27年、28年の情報政策費における通信運搬費ということで金額を聞きましたけれども、私の聞きたいのは、総務課で扱っております全体の通信費の思いで聞いたんですけれども、そういうものじゃなくて、情報政策費のうちの通信費ということでございますけれども、以前に調べた中に、総務課の通信費は平成27年が2,630万、28年が2,900万、29年が予算で3,400万という数字をちらりと見ましたけれども、こういう状況で、通信部門に関しては増えることが多いわけでございますけれども、その辺のことと、それからもう一つ、インターネットは518件ということでございましたけれども、初めの当初予算よりも6割弱の数字でございますので、東海ブロードバンドの経営的にもいろんな響きがございますけれどもということ。それから、IP電話が60件ということで、これは予想しました数字よりも2割以下、16.7%という数字になるかなと思いますけれども、ここらあたりで東海ブロードバンドと川根本町の関係がどうなっているのかなという心配もしますけれども、わかっている範囲がありましたら、お答え願います。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 小藪議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁の中でお答えしました情報政策費のうちの通信運搬費ということで、内容的にはインターネット関係、または各出先機関等を結んでおります公共施設間のネットワークに関する費用でありますとか、外部、外抜けするインターネット料金を含めた合計した金額をお伝えしました。

小藪議員のほうでおっしゃっております総務費におけます通信運搬費につきましては、この高度情報基盤整備事業の中では、一部ちょっと関連するものではないものですから、また

後ほど調べましてお伝えできればと思います。

また、東海ブロードバンドサービスが契約をしておりますインターネット契約またはIP電話等につきましては、基本的には民間事業者が直接契約を結ぶという形態でありますので、町としましては、そのインターネットの便利さといいますか、そちらのほうを周知するように、昨年タブレット講座でありますとか、そういった講座のほうを開催しまして、町民のほうにインターネットの有効性、有利性をお伝えしてきたわけです。今後ともそういった活動を続けていきたいと思っております。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） ぜひそのように、東海ブロードバンドもわざわざここにこういう子会社をつくっておりますので、よろしく願います。

それと、冒頭、隠岐諸島の海士町のお話ししましたけれども、町長メッセージのお話をしましたが、この海士町のホームページは、私個人としてはよくできていると感じて、時々ぞきにいきます。問題は、川根本町のホームページです。見てびっくりでございますけれども、「広報かわねほんちょう」は、しっかり今年の6月までアップされていますが、町長メッセージを見た途端に、何これは、というようなことでございます。昨年の2016年4月の28年度仕事始め式職員に対する町長訓示の要旨ということが載っております。今年の年頭所感かなと思って開きましたら、そうではございませんでした。これはいかがなものかなという気がいたします。

そして、川根本町の予算がわかるかなと思ってあけますと、これは何と2008年、8年ぐらい前ですね。2008年9月19日発行の20年度の川根本町今年の仕事が載っております。これはきのうも確認しましたので直っていないと思っておりますけれども、こういうことであってはならないと思うんです。川根高校留学や本町への移住なども考えている方は、必ずと言っていいほどホームページを検索してくると思います。これでは、かえってマイナスイメージの発信になっております。

4月からの組織変更の影響もあったかと思いますが、都市に負けない高度情報基盤整備事業が完成しましたといっても、孤立した高度情報基盤整備の事業のようで、まるで山奥の林道に高級スポーツカーを置いて、運転手もないのに正常に走るに走れない状況では、課題が残ると思います。本当に残念に思っておりますけれども、情報発信機能が発信していない現実は、いかんともしがたい。担当部署の怠慢ではないかと思っておりますけれども、伺います。

○議長（太田侑孝君） 情報政策課長、山田貴之君。

○情報政策課長（山田貴之君） 町公式ホームページの御質問にお答えいたします。

小藪議員御指摘のとおり、町長メッセージにつきましても、昨年度の当初のスピーチが載っておりましたことを確認いたしました。こちらのほう、早急に対応して新しいものに更新するようにいたします。

町の公式ホームページにつきましては、昨年度、8月から全面的に更新作業を行いまして、

この3月末をもって業務を完了いたしました。作業といたしましては、古いホームページの情報を新しいホームページにそのまま移行していくという作業を進めてまいりましたが、作業が3月末に完了したこと、その後4月1日付で機構改革が行われまして、古い担当課名を新しい担当課名に切り替えるとか、そういった手続を、現在も実を言うとまだ進めておまして、そういった作業にちょっと今手間取っております。

ただ、先ほど小藪議員言われたように、町のホームページ、町の顔となるべきものでありますので、こちらのほう、担当課も含めまして情報発信の重要性について職員等に周知をさせまして、進めてまいりたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 8番、小藪侃一郎君。

○8番（小藪侃一郎君） ぜひ、この件は本当に真剣にやっていただきたいと思います。この状態は役場の中の職員にもわかっていた職員もいたと思うんですが、PDCAサイクルを働かせて、住民生活向上に資するように、職員、庁舎内の風通しを今以上によくして、問題解決のチェック機能が働く役所であってほしいものだと思います。

鈴木町長は座右の銘が「世のため人のため」というふうに聞いております。川根本町を取り巻く現況の課題解決と鈴木町政のこれからの伸展を期待して、質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（太田侑孝君） これで、8番、小藪侃一郎君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

3時15分より再開します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時13分

○議長（太田侑孝君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。



◎日程第2 議案第28号 川根本町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、議案第28号、川根本町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） それでは、議長の案内どおりといたしますか、第2委員会の

委員長として、第2委員会に付託されました川根本町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての付託を受けまして、6月15日木曜日、午後1時から1時35分まで、第2委員会で審査をいたしました。

審査は、本庁3階です。

出席者は、第2常任委員会全員、また傍聴者は第1常任委員会3名の方でした。また、説明員として、後藤農林課長、横畑主任主査の御出席をいただきました。

議案第28号は、農業協同組合法の一部を改正する法律による農業委員会に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地の集約化を進めるため、地域農業者の話し合いの推進や農地の利用状況調査などを業務として行う、農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるものです。

なお、この推進委員の制定は初めてでございます。

審査は、担当課より条文の説明を受け、それに対して質疑応答という形で進めてまいりました。

ここで、主たる内容といえますか、質問、応答について抜粋して御報告申し上げます。ちょっと長くなると思いますが、恐縮ですが、お許してください。

質問。今回の条例制定で、農業委員会の定数は19人になるということか。

農業委員は、現行17人が6人減の11名、新設される農地利用最適化推進委員（以後推進委員と表現いたします。）を、8人を加えて合計19人となるということでございます。

なお、推進委員の法定基準は農地100haに対して1人設置するというところでございまして、川根本町の農地ということは約800町歩、800ha現状でということと同一でございます。

質問。委員の任期について。

新制度に移行するのは平成30年2月21日からで、任期は3年間とする。

質問。農業委員の選任方式はどういう形で行われるのか。

回答。各地区から推薦された者と一般公募による者の中から選任し、町長が議会の同意を得て任命することとなる。今までは選挙でやられておりましたが、一度も選挙をやったことはないということを聞いております。

質問。農業委員と推進委員の業務上の違いは何か。

農業委員は合議体としての意思決定の責任を有しており、推進委員は担当する地域で農地等の利用最適化を推進することが主な業務で、総会等へ出席し発言することはできるが、農業委員会での議決権はなく、農業委員と推進委員が相互に連携し、農地利用の最適化を推進していくこととなります。

農業委員は、推進委員を兼務することはできないが、推進委員の業務をサポートすることは認められている。

質問。農業委員等の各地区の推薦については、地区割りがあがるが、地区割りの区分けをもっと大きくしたり、地域割りを撤廃する考えはあるか。

答え。農業委員と推進委員の推薦状況により地区割りに隔たりが出ないように検討していく。これは主に農林課がやっていただけるそうです。

質問。一般公募の委員の選任方式について。

答え。一般公募による委員が多数となった場合には、審査会を開き、委員の要件に該当し承認された方を委員として選任する。応募がない場合には、一般公募による委員は不在となるが、利害に関係のない者を1人選任しなければならない。女性や若者の委員を積極的に選任していきたい。欄外でございますが、なるだけ公募に応じてもらえる人を薦めるよう各位頑張ってくださいと思います。

質問。農業委員及び推進委員の他職との兼務の制限はあるか。

答え。地方議員は兼務が可能。町会議員は兼務が可能ということです。一般職の公務員は任命権者の許可があれば可能となっている。その他行政相談員や保護司も兼職は可能であるが、執行機関の委員等で教育委員や固定資産評価委員などは、農業委員との兼務は禁止されております。

以上、重立った質疑応答は以上でございます。

審査の後、討論はなく、採決によって全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第28号の委員会付託に対する第2常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

ここで、誠に恐縮ですが、第2常任委員会の委員長としてのこの審査を行った中での、一言経過を述べさせてもらえればありがたいと思います。

現在、8名の推進委員を決定されたわけですけれども、単純に言えば川根本町には800haの畑しかない。その中で、住宅地はもちろんのこと、お寺、神社仏閣、それから墓地ですね、こういうものがある中で、この国が言っているような農地の集約化、合理化というものは、もう天が裂けてもできないのは川根本町の現実だと思います。

そうなりますと、先ほどの一般質問の中であつたように、なるだけここへ人を呼ぼうということで、空き家バンクが企画のほうで5軒あるということだったんですけれども、それが農地と宅地と別々だということになりますと、なかなか売却する方も二の足を踏むということとで……

○議長（太田侑孝君） 委員長、報告だけにとどめてください。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） わかりました。失礼しました。

以上、第2委員会の審査経過と結果として終わります。何か御質問はございますか。

○議長（太田侑孝君） いいです、下がってください。

委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

先ほど委員長が最後に、この法の改正の大もとの狙いといいますか、言いかけてとめられたんですけれども、多分私が通告をした質疑について理解を求めようということで話されたんだと思います。その中には、この法が、たとえ国の狙いが農地の最適化・流動化であっても、この町ではもうそういうことは天地が裂けてもあり得ないんだというふうなことを、私に説得の意味で言われたんだと思いますけれども、やはりこの法改正、農業委員会法改正の趣旨というのは、もう間違いなく、国が進める農地の最適化・流動化を行政も進めるために、行政や企業などに都合のいい委員を選任して、農業委員会本来の使命である農地を守り、農業者の自治を守る農民の代表機関としての権限を、公選制というものを廃止して弱めていく。また、農業委員の定数も大幅に削減する。そして、権限のない農地利用最適化推進委員会を抱え込んで、話を、うちの町で悪い方向に行くなんていうことは本当に考えられないのかもしれないんですけれども、そういう首長が進めようとする流動化にしやすいとしようとするところがある大きな目的で、農地が守れなくなっていくということが大きな目的にあるということで、そういうことについて、私は質問で前段に通告を委員長のほうへ事務局から渡してもらいました。

そして、そのことについて、そういう法改正によって、当町では農家の高齢化と茶価の長期継続的な低迷による後継者不足などで放棄茶園も増え続けていて、現状としてはむしろ企業が入ってきて、いろいろなことに利用されるようになるのもいいんじゃないかというような声もある中で、委員会審査では、今回の農業委員会法の改正によって当町が抱えるそういう最大の課題である継続できる茶業の、農業委員会として継続できる茶業の確立への効果や企業の新規農業経営参入の見通し、影響などについてどのように判断されたのかという疑問を出しました。そのことについて、委員長の答弁を求めたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 委員長、芹澤廣行君。

○第2常任委員長（芹澤廣行君） 今、鈴木議員の御質問に対して、委員長回答といたします。質問の中に、行政の……

（「起立」の声あり）

○第2常任委員長（芹澤廣行君） 大変失礼いたしました。

質問の中に、行政、企業の都合のいい委員を選任されるとありますが、この農業委員の任命は、地域の代表や農業者の代表、または一般公募のされた中から本議会で議論をし、同意をし、町長に具申するものであります。その人物たるや、経歴、この辺については担当課のほうで詳細に調べてあります。この中で、我々議員が可否を問われるわけでありまして、慎重の上にも慎重に審議をして、農業委員たるやどうか、ここの議会で決定するというところでございますので、そのような危惧はないと存じます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） いいですね。討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号、川根本町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、川根本町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第32号 平成29年度川根本町一般会計補正予算
（第2号）

○議長（太田侑孝君） 日程第3、議案第32号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、平成29年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第32号、平成29年度川根本町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第33号 平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(太田侑孝君) 日程第4、議案第33号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

議案第33号、国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に質疑を行います。

通告をしたのは、先ほど可決された32号と33号だったんですけども、うっかり32号のほうで質疑を逃してしまいました。でも、このことは事前に議会事務局から、できれば一つにまとめて質疑をしてもらえないかという連絡も受けていたので、落ちついて一つにまとめて質疑をしたいと思います。

まず1点は、今回の追加議案である先ほどの一般会計の補正予算、そして今質疑をしている国民健康保険事業特別会計補正予算ですけども、その補正予算が発生した原因、理由というのは、今年度の国保税の本算定に伴う補正で、来年度以降の国保広域化に向けた状況が不確定要素が多いということで、税率改正は行わないで据え置きをするということで、国保の不足分を基金の取り崩しや一般会計の繰り入れで補うという補正の内容になっています。

広域化が来年度から始まるわけですけども、こういう迫っている現時点で当町の影響がどのようになるか、もうそろそろわかっていると思いますので、影響について予測などを明らかにしていただきたいと思います。

2点目は、広域化の後も賦課徴収は市町村に委ねると聞いているわけですけども、当町のように高齢化率が高い自治体では、国・県負担金が増額されない限り、町の一般会計からの法定外繰り入れを国保に行わなければ、被保険者の負担増を回避する方法はないと思うのですが、高齢者や低所得者が多く占めている当町の国保加入者をどのように守る考えか、伺います。

3点目ですけども、県内市町の国保状況における当町の1人当たり医療費や1人当たり国保税の順位はどのようになっているか伺います。

○議長(太田侑孝君) それでは、税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長(坂下 誠君) 鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、広域化が迫る現時点において、当町の影響はどのようになると予測しているかという御質問ですが、広域化後の運営につきまして、現在、県、国保連合会及び市町において協議中であり、具体的な方策等が定まっておりません。したがって、現時点では、町への影響につきまして予測することは難しい状況であります。

しかしながら、総論的な考え方として、現状の基金の取り崩しや一般会計の繰り入れに頼る運営では、国保会計の安定的な運営は難しい状況と言え、今後は国保税率の見直しも含め、総合的な検討が必要になってくるものと考えます。

2点目の高齢者や低所得者の加入者をどのように守るかという御質問ですが、自己の係る保険料、保険税は、受益者が負担するという原則があるものの、現実的にその方たちに100%の負担をお願いすることは無理であることも承知しております。しかしながら、その負担について一般会計、つまり、ほかの保険加入者の税金で全てを賄うといった方法にも問題があると考えます。今後の対策については、税率等の負担が具体的にになった時点で協議したいと考えております。

3点目の、当町1人当たりの医療費や1人当たりの保険税の順位という御質問ですが、医療費につきましては、35市町中27番目でございます。国保税につきましては、35市町中35番目となっております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 非常にうちの町の医療費の状況、高齢者が多いにもかかわらず、また国保の加入者の状態なんですけれども、35市町中27番目ということで、非常に低いわけですね、1人当たりの医療費が。そして国保税は一番最下位だということで、とてもこれは医療を受けるのを我慢をしている状況でなければ、行政の指導のおかげ、努力のおかげだと思います。

でも、全く我慢をしているということがないわけでもないと思います。なぜなら、国保の加入者の所得というのは、非常に平均すると低いし、低いほうに大勢いらっしゃるということで、私も我慢をしているその一人ですけれども、本当に我慢をしてはいけない、早期発見・早期治療ということで、一生懸命担当者が指導してくださっているということが、国保の加入者にかかなり浸透しているおかげだろうと思います。

そういう中で、今、課長が答弁されました、広域化後は一般会計からの繰り入れもやるというのは正常な状況ではないから、多分そこは抑えて、国保税率の見直しも含めてというふうな、値上げをしなければいけないんだらうという説明をされたわけですが、やはり、何のためのそれでは広域化なのか、町民の人に説明できないのではないのでしょうか。せっかくこういう県下で一番低い国保税額、国保が高くて今でも苦しいよと言っている中で、行政が一生懸命そこを頑張って、踏ん張って、据え置きを毎年毎年繰り返してきているという、一般会計からの繰り入れも、その他法定外繰り入れも行うようになってきた。そういう

中で、じゃ、広域化をするメリットというのは一体何なんですか。

○議長（太田侑孝君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 広域化のメリット、どこの市町も国保の運営というのは厳しいものだと聞いております。それを踏まえた中で、県が、なるべくそれらを統一するという意味で、広域化を目指す方向に進んでおります。

今、うちの町ですけれども、考え方なんですけれども、確かに国保税は県下で一番安いです。それには一般会計、何度も繰り返しますけれども、一般会計からの繰り入れというものがございます。前年度につきましても2,800万円、そして今年度についてはこのままいきますと5,700万円という数字が出てきます。

これを、一般会計で皆さんが国保会計に対して支出をいいよということであればいいんですけれども、その一般会計というのは、先ほども言ったように、ほかの保険者からの税金も考えられます。ですので、やはり税、受ける人が賄うという前提があります。そうした中で、それは先ほどと繰り返しになりますけれども、100%の負担は無理とは考えますけれども、やはりある程度の負担はしていただかないと、一般会計が今度は潰れてしまうという現状にもなりかねませんので、ただ、その辺につきましても、今後どうなるかという今予測はつきませんけれども、そういった状況で、今後また、はっきりした時点で国保の運協等にも諮っていきながら決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 課長のお答えの中には、国のあり方、県の姿勢、そういうものを広域化をすることで、こういう弱小自治体、財政力も弱い自治体が広域化をして税率を統一化されることで、高い税率に合わせられないような歯どめをしていくと、そういうことを国や県に求めていかなければならないと思っております。

私たち国保の運協の委員には、月3回、国保新聞というのをいただくわけですが、国保新聞を読んでみますと、やはりそこが一番大きな問題として取り上げられていて、負担増にならないような対策が必要だということを結構考えている。それは、国からそういう負担にならない軽減の支援金みたいなのを増やしていかなければならないという方向も話合われている折ですので、今このときに負担増になるなどともないよと、ほぼ強制的に統一化されて参加していくことなから、それを私たちの町民の人たちを苦しめるようなことはできないよということを、やはり担当課、町長からはっきりと伝えるべき、大きい声で言うべきだと、机をたたいてでも言うべきだと思います。入らないとは言っていないし、入らなくていいものではない制度、法律をつくったんだから、じゃ、我々も苦しめないで、町民を苦しめないで入れるようにしてくれと、するべきだということをぜひ言っていかなければ、もうしげく大きい声で言わなければいけないと思うんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 税務住民課長、坂下誠君。

○税務住民課長（坂下 誠君） 税負担につきましては、確かに高くなれば苦しむ人もいるということで、私たちとしても、別に上げたくて上げるわけではございません。ただ、やはり現実を踏まえまして、上げるべきところは上げていかなければならないというのも現実です。県とか国に対しましても、上がる前提でお話をしたと言われちゃえばそれまでなんですけれども、当然、軽減措置があると思いますので、それらを活用して、ただ、各市町、やはり税率がばらばらです。ですので、ここを、じゃ来年広域になるから一斉に税率をそろえるというのは、とてもできるような状態じゃございません。それは、県も国も承知しております。

これから5年先、もっと先の39年にはしたいねということで今進んでおりますので、来年からもう一律どのくらいにするという話ではございませんけれども、当然、負担を強いるものではございますので、その辺につきましては、各市町とか、うちの町にとってもなるべく負担にならないような気持ちは持っております。ただ、現実も現実としてありますので、そういったことで進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第33号、平成29年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎川根本町議会議員派遣の件

○議長（太田侑孝君） 日程第5、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりであります。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。



◎閉 会

○議長（太田侑孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第2回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時47分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年6月23日

議 長 太 田 侑 孝

署 名 議 員 中 澤 莊 也

署 名 議 員 藺 田 靖 邦